

会議録・平成26年3月10日第4回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成26年3月3日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 3月10日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	奥山幸洋	2番	江京子
3番	松本忍	5番	綿民和子
6番	上田清	7番	田邊ひとみ
8番	辻井成人	9番	乾健郎
10番	伊豆千夜子	11番	阪井勇男
12番	田辺泰宏	13番	土屋吉昭
14番	間宮一彦	15番	北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松井 友吾 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	北岡 和成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	世古口 和也
人権生活環境課長	西口 竜嘉	福祉子育て課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	潮谷 剛	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育委員会教育課長	西田 一成	文化財保存活用監	中野 敦夫

人権啓発推進監	中瀬 行久	土地利用調整監	松本 雅之
施設整備推進監	世古口 哲哉	監 査 委 員	児島 吉男
教育委員長	水門 洋子		

1. 会議録署名議員

5 番	綿 民 和 子	6 番	上 田 清
-----	---------	-----	-------

1. 提出議案

- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 1 号 平成25年度 こ建－ 2 森林整備加速化・林業再生基金事業
(木造公共施設等整備) 明和町こども園整備工事請負契約
- 議案第 2 号 平成25年度 地域水産物供給基盤機能保全事業東護岸工事請
負契約
- 議案第 3 号 明和町課設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 明和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例
- 議案第 7 号 明和町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定
- 議案第 8 号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 議案第 9 号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審
査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議について
- 議案第10号 明和町道路線の廃止及び認定について
- 議案第11号 明和町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 平成25年度明和町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第13号 平成25年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第14号 平成25年度明和町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第15号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3

号)

- 議案第16号 平成25年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成25年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成25年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 平成25年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 土地の取得について
- 議案第21号 土地の処分について
- 議案第22号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 平成26年度明和町一般会計予算
- 議案第28号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算
- 議案第29号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計予算
- 議案第30号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第31号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第32号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第33号 平成26年度明和町介護保険特別会計予算
- 議案第34号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第35号 平成26年度明和町水道事業会計予算
- 議案第36号 平成25年度 こ建一 2 森林整備加速化・林業再生基金事業
（木造公共施設等整備）明和町こども園整備工事請負契約

議案第37号 平成25年度 地域水産物供給基盤機能保全事業東護岸工事請
負契約の変更

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第1号 平成25年度 こ建－2 森林整備加速化・林業再生
基金事業（木造公共施設等整備）明和町こども園整
備工事請負契約
- 日程第7 議案第2号 平成25年度 地域水産物供給基盤機能保全事業東
護岸工事請負契約
- 日程第8 議案第3号 明和町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第4号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第5号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第6号 明和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関
する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第7号 明和町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定
- 日程第13 議案第8号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第9号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給
に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係
る協議について
- 日程第15 議案第10号 明和町道路線の廃止及び認定について
- 日程第16 議案第11号 明和町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第12号 平成25年度明和町一般会計補正予算（第6号）

- 日程第18 議案第13号 平成25年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第19 議案第14号 平成25年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第20 議案第15号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第21 議案第16号 平成25年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第22 議案第17号 平成25年度明和町介護保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第23 議案第18号 平成25年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第24 議案第19号 平成25年度明和町水道事業会計補正予算 (第4号)
- 日程第25 議案第20号 土地の取得について
- 日程第26 議案第21号 土地の処分について
- 日程第27 議案第22号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第23号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第24号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第25号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第26号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第27号 平成26年度明和町一般会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算

- 日程第34 議案第29号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算
- 日程第36 議案第31号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第37 議案第32号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第33号 平成26年度明和町介護保険特別会計予算
- 日程第39 議案第34号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第40 議案第35号 平成26年度明和町水道事業会計予算
- 追加日程 発議第1号 議案第12号平成25年度明和町一般会計補正予算（第
第 1 6号）及び議案第21号土地の処分に対する附属決議

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成26年第1回明和町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をします。

5番 綿 民 和 子 議員

6番 上 田 清 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの11日間にいたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から3月20日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(北岡 泰) 日程第3 諸般の報告を行います。

まず、議員派遣でございますが、会議規則第120条の第1項ただし書きの規定により、お手元の配布のとおり議員派遣を行いました。

次に、監査委員さんから提出いただきました、11月、12月、1月の例月出納検査結果報告書、平成25年度定期監査結果報告書及び住民監査請求監査結果報告書の写し、公益社団法人大阪技術振興協会による工事技術調査結果報告書の写し、各一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、請願を受理しております。

この取り扱いにつきましては、3月4日に開催をいたしました、議会運営委員会にお諮りし、全員協議会でも報告させていただきましたように、総務産業常任委員会に、請願第1号「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書に関する請願、教育厚生常任委員会に、請願第2号「『要支援者への介護保険給付の従来どおりの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来どおりとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書をそれぞれ付託し、ご審議をいただくことにしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（北岡 泰） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

本日ここに、平成26年第1回明和町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本定例会の会期を本日から11日間とお決めいただき、新年度予算をはじめ諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。本定例会は、平成25年度を締めくくる議会でありますとともに、新年度予算のご審議を賜るわけでございます。

3年前の明日、3月11日は東日本大震災が発生した日です。ここに改めて、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の早期復興が成し遂げられ、被災者の方々が安心してふるさとで暮らせるよう心より願うとともに、その数々の教訓を将来の安全安心のまちづくりに活かすことこそが我々の使命であると深く受け止めるものでございます。

国は、経済の好循環実現のための経済対策を打ち出す一方、社会保障と税の一体改革を実現すると打ち出したところです。こうした中で、当町は第5次総合計画を基本に新年度予算の編成を行い、一般会計の予算総額は73億4,500万円、特別会計、上水道事業会計を含めた予算総額は、147億7,786万円の予算を編成いたしました。

新年度予算の詳細な内容につきましては、本定例会で詳しくご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜るようお願い申し上げます。

それでは、昨年12月の定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまし

て簡略にご報告をさせていただきます。

元日の恒例行事である明和町観光協会主催の「大淀海岸の初日の出を迎える会」は、今年も大賑わいとなりました。今年は午年であることから、駿馬のように町がさらなる発展に向けて駆けぬけられるよう祈願いたしました。厳しい寒さの中、年末からの準備作業や当日の運営に携わっていただいた町観光協会など関係者の皆さんに、改めてお礼を申し上げます。

1月6日には、町中央公民館で明和町消防団出初式が行われ、藪谷消防団長以下団員の皆さまに日ごろのお礼と激励のごあいさつをさせていただきました。巨大地震や台風、集中豪雨などの自然災害、火災などに対応するため、消防団の役割がますます期待されております。このような中、消防団の各種訓練も年々実践的になっています。町としましても、しっかりと連携し支援していきたいと思っております。

新成人180人を迎えて1月12日に町中央公民館で成人式を行いました。今年の新成人は、男性111名と女性106名の計217名で、式典では新成人の代表の松平理孝さんに、新成人の決意と明和町を離れている人たちへのメッセージを読み上げていただきました。毎回出席させていただいている成人式ですが、成人される皆さまには、大人の責任を自覚し、困難な時代にあっても夢と希望を忘れることなく、自分が目指す目標に向かって歩み続けていただきたいと思います。次第であります。

また、この日は第36回新春北野たこあげまつりも開催されましたので、私も参加をさせていただきました。この祭も、新春の風物詩として定着し、この日は町内外から2,500人の方々に参加されました。この日は、たこあげ日和となり、斎王や業平のたこ、斎宮小学校児童の皆さんがつくったたこなどが次々と上がりました。町からも観光PRにと、めい姫やめえめえも参加し、子ども達とふれあいました。主催者の北野凧の会をはじめ、観光協会や特産品振興連絡協議会の皆さんなど、関係者の皆さまに改めてお礼を申し上げます。

「安全安心のまちづくりや子どもたちの教育に」と、1月16日に明和サンラ

イズクラブさんから、60万円のご寄附をいただきました。今回で6回目となりましたが、浄財は新年度予算で防犯灯の整備や図書購入に活用させていただくことにしております。

また、1月27日には、有限会社三心さんと株式会社久米電気さんに史跡齋宮跡の啓発のためにと、LEDの街路灯を寄贈いただきました。さらに、2月27日には松阪地区医師会から防災備品の寄贈もいただきました。ここに改めて、そのご厚意に対し心から感謝申し上げる次第でございます。

1月22日、電気設備と葬祭の分野で、災害時にご支援いただく協定を締結しました。電気の分野では中部電気保安協会の梅野光俊支店長、葬祭の分野では三重県葬祭業協同組合の山本喜己理事長など関係者にご出席いただきました。協定は、災害時における公共施設の早期復旧や町民生活に直結する葬祭の実施を支援していただくもので、今後もさまざまな分野で協定を結び、民間のご支援・ご協力を得て万々に備えたいと思います。

歴史文化を活用したまちづくりを進めている京都府与謝野町と島根県津和野町、そして本町の3町で1月29日、災害時に相互応援する協定の調印式を行いました。調印式は、遠路はるばる大田貴美与謝野町長と下森博之津和野町長をはじめ各町議会議長など関係者にご出席をいただきました。

本協定は、大規模地震の際に近隣自治体では同時被災の可能性があることから、遠隔地で同じ規模の自治体同士の協定を結べないか協議を進めていたものです。この協定内容は、物資の提供や人的な支援、ボランティアの派遣・斡旋などが盛り込んであり、町としては今回の協定で30件目となりました。

また3町は、全国史跡整備市町村協議会へ加盟しており、文化財の振興はもとより、今後も災害支援を通じてさまざま面で交流を深めていければと受け止めております。

悲惨な交通事故を少しでも減らそうと松阪警察署主催の交通安全啓発ミルミルキャンペーンが2月3日、役場東の中央線交差点で実施されました。これは、町内での死亡事故を受けて行われたもので、早朝から松阪警察署署員や交通安

全協会、交通安全推進委員、町職員など約80人が参加しました。交通事故の防止は、今後も各種の啓発事業などに継続的に取り組んでいく必要があると受け止めております。

緑のまちづくり推進委員会とみどりの会の皆さんが2月5日に、なりひら保育所を訪れて、園児や関係者とともにパンジーやビオラなど花の苗を40個のプランターに植えていただきました。この取り組みは、花いっぱい運動の一環で毎年この時期に行われているものですが、両会の皆さんには、町内全保育所のほか、斎宮駅北側などでも取り組んでいただいております。日ごろの取り組みに対しここに改めてお礼を申し上げます。

2月16日の大雪では、町民の皆さんのカーポートなどで一部被害があり罹災証明を交付しました。住宅や店舗、工場などは大きな被害の報告は受けておりませんが、農業関係では、ビニールハウスで被害が発生しており松阪飯多農業共済事務組合などと連携し、情報収集に努めています。

第7回美し国三重市町対抗駅伝大会が2月16日、県庁から伊勢市の県営陸上競技場までの10区間、42.195キロのコースで繰り広げられ、明和町は町村の部で7位と入賞しました。前年のタイムを26秒縮めて町としての新記録でした。また、個人では5区を走っていただいた森川雅夫さんが町の部の区間新記録を達成されました。

コースの所々には雪が残り、鈴鹿おろしが吹き荒れましたが、明和町の選手は全員元気で快走していただきました。選手、監督、コーチ、そしてサポートいただいた体育協会やご家族など関係者の皆さん、沿道で応援いただいた町民の皆さまに、改めてお礼を申し上げます。

第10回いつきのみや梅まつりが3月2日、斎宮歴史博物館南側の梅林周辺を会場に開催されました。今年は、あいにく小雨交じりとなりましたが、会場には多くの方に訪れていただきました。梅の花は紅梅も白梅も満開で、斎王の舞や業平夢太鼓などの披露をはじめ、梅の種飛ばし大会やめい姫とジャンケンなどのイベントが行われました。

また、花の苗のプレゼントも行われ、関係者の皆さんに大いに盛り上げていただきました。

諸報告につきましては、以上であります。本定例会には、人事案件の諮問が1件、工事請負契約の締結が2件、条例の制定と一部改正が13件、並びに平成25年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算等、平成26年度一般会計予算及び特別会計予算を合わせ合計37件の議案等を提案させていただくことといたしております。

経済の好循環を目指す国の経済対策下ではありますが、地方経済にとりましてはまだまだ厳しいものがあり、消費税の引き上げや地方税制改正、社会保障制度改革など町財政への影響は、極めて不透明ではありますが、このような中でも、まちづくりの手綱を緩めるわけにはまいりません。

財政運営の基本である最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、議員の皆様、町民の皆様のお力を得て、住みよく、こころ豊かなまちの実現に向けて不退転の決意で取り組んでまいることがを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎諮問第1号の上程～答申

○議長（北岡 泰） 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍中の大字上野648番地に在住の三田重信氏の任期が、平成26年6月30日に満了となります。

三田氏は、昭和24年5月5日生まれの64歳、一期3年の人権擁護委員の活動を務められて、人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を人権擁護委員活動に活かしていただける方であり、その活動実績から適任者でありますので、引き続き、候補者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます

よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この件は、先日の全員協議会でご協議をいただいたところですので、お手元にお配りしました内容で答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は、お手元にお配りしました答申書のとおり、答申することに決定をいたしました。

◎議案第1号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第6 議案第1号 平成25年度 こ建-2 森林整備加速化・林業再生基金事業（木造公共施設等整備）明和町こども園整備工事請負契約を議題といたします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第1号 平成25年度こ県一2 森林整備加速化・林業再生基金事業（木造公共施設等整備）明和町こども園整備工事請負契約につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る2月27日に執行いたしました指名競争入札により、落札した業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

それでは、議案第1号 平成25年度こ県一2 森林整備加速化・林業再生基金事業（木造公共施設等整備）明和町こども園整備工事請負契約につきまして、詳細説明を行います。

資料のですね、議会資料の1-2-3をご覧いただきたいと思います。1-2-3でございます。

まず、工事名称と2の入札日時は、先ほど申し上げましたとおりでございますので、省略させていただきます。表の中の入札結果でございますが、9社による指名競争入札の結果、下段の株式会社伊藤工務店が5億9,360万円で落札いたしております。

ページめくっていただきまして、請負金額は記載のとおりでございます。5の設計金額等でございますが、まず、設計金額消費税を含み7億3,290万円、

消費税抜きが6億9,800万円、予定価格が消費税を含み7億3,290万円、消費税抜きが6億9,800万円と同額であります。それから最低制限価格でございますが、消費税を含み6億2,296万5,000円、消費税抜きが5億9,330万円でございます。落札率でございますが、85%となっております。

6の落札業者につきましては記載のとおりでございます。

工期につきましては、契約の日から平成26年3月31日限り、工事場所は明和町大字明星地内、工事概要につきましては建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、屋外付帯工事一式、浄化槽設備工事一式、造成工事一式となっております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、ご面倒ですがご覧いただきたいと思っております。3ページでございます。契約の目的は記載のとおりでございます。契約の方法は指名競争入札、契約金額は6億2,328万円（うち消費税が2,968万円）となっております。4の契約の相手方は、三重県伊勢市川崎1丁目11番4号 株式会社伊藤工務店、代表取締役中村哲也でございます。

なお、本件工事の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議長（北岡 泰） 教育課施設整備推進監。

○施設整備推進監（世古口哲哉） 失礼いたします。

工事につきましてですけれども、議会資料の12-1-1からですね、資料を付けさせていただいております。12-1-1につきましては配置図、12-1-2につきましては平面図、12-1-3と4につきましては立面図を付けさせていただいております。今回のこども園の整備工事につきましては、幼稚園と保育所の機能を持つこども園として整備をさせていただくものです。木造で建てさせていただきまして、平屋建てということでさせていただきます。

12-1-1に開発の敷地を明示させてもらっています。外枠が開発の敷地なんですけれども、こちらにつきましては8,627.63平米ということで開発申請をさせていただいております。斜線部が建物のところなんですけれども、こちらの延

べ床面積につきましては2,050.95平米、それからテラス等含めました建築面積につきましては、2,526.26平米ということで、今回、建設をさせていただきます。それから木造ということで、今回補助金もいただくんですけども、地域材、それから県産材を使って70%以上の地域材、県産材を使って建設する予定です。

それから12-1-1の緑の部分で着色されている部分につきましては、今回のこども園整備に伴いまして道路整備も行います。この緑の部分につきましては、今回の入札部分には含まれておりません。別途発注ということで今後また発注をしていくということでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第1号 平成25年度 こ県-2 森林整備加速化・林業再生基金事業（木造公共施設等整備）明和町こども園整備工事請負契約を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（ 起 立 多 数 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第7 議案第2号 平成25年度 地域水産物供給基盤機能保全事業東護岸工事請負契約を議題といたします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第2号 平成25年度地域水産物供給基盤機能保全事業 東護岸工事請負契約につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る2月27日に執行いたしました指名競争入札により、落札した業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

それでは、議案第2号 平成25年度 地域水産物供給基盤機能保全事業東護岸工事請負契約の詳細説明を行います。

議会資料につきましては1-2-5でございます。

1の工事名及び2の入札日時については、いずれも記載のとおりでございます。3の入札結果でございますが、9社による指名競争入札の結果、株式会社土屋建設が6,060万円で落札いたしました。

ページめくっていただきまして、4の入札金額につきましては記載のとおりでございます。5の設計金額表の中でございますが、まず消費税を含み6,813万5,550円、消費税抜きが6,489万1,000円、予定価格は消費税を含み6,472万8,300円、消費税抜きが6,164万6,000円、最低制限価格は消費税を含み5,501万8,950円、消費税抜きが5,239万9,000円でございます。落札率は93.4%ございました。

落札業者名は記載のとおりでございます。工期は契約の日から平成26年3月25日限り、8の工事場所は明和町大字北藤原（下御糸漁港地内）でございます。工事の概要は東護岸107メートルとなっております。

それでは、議案書の5ページに戻っていただきまして、契約の目的は記載のとおりでございます。契約の方法は指名競争入札、契約の金額は6,360万円（うち消費税が303万円）でございます。

4、契約の相手方は三重県多気郡明和町大字行部597番地5、株式会社土屋建設、代表取締役土屋忠でございます。

工事の詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

資料の7-2-1のほうご参照していただきたいと思っております。下御糸漁港の地域水産物供給基盤機能保全事業でございます。平成24年度繰り越しということの中で136.5メートルの工事を実施させていただきまして、東護岸の残り部分107メートル区間、こちらにおきまして本年度発注をさせていただきたいというふうに考えております。この工事におきまして、東護岸の矢板の部分につきましては、すべて工事を終了させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

12番 田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） ただいまの説明の中で、東護岸工事につきましては、ここで土屋建設が落札をされまして、それで6,800万円設計金額ですね。ちょっと間違いですが、この辺で落札をしたということには間違いございませんが、このような落札において、この平成26年3月25日限りということで、非常に日がですね、切羽詰まっております。

このようなことがですね、何でこの間際にならないと、こういう落札業者を決めることができなかつたのか。あるいは継続事業と言いながらですね、こういう間際になってですね、今日から数えてもう今日10日ですよ。25日というたら15日しかないのと違いますか。15日でこのような業者をですね、決める、ここで落札業者を決めるという、こんな土壇場のこういう決め方は私は問題ありやと思うんです。

どうしてももう少しですね、こういうことについて早くから、こういう議題を我々が検討させていただいてですね、早く出してもらえなかつたかということで、その理由をお尋ねを申し上げたい。よろしくをお願いします。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

まず、発注時期の問題でございますが、先ほど申させていただきました136.5メートルの工事は、今年の12月ごろまで工事のほうは実施させていただいておりました。そのために続けて工事をさせていただくために、今ごろということで発注させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思いません。

それで、3月25日の工期設計でございますが、あとの議題で出てまいりますが、繰り越しをさせていただきたいということ、中でお願いをさせていただいておきまして、委員会等でもご説明をさせていただいたということで、ご理

解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） この簡単にですね、私このいつも思うんやけど、期限ができやんだら初めからもう繰り越しを予定しておるような、そういう公共工事が非常に多い。これはやっぱり期限までに切っていただいて、繰り越しなんかもうどうしてもやむを得ないときだけを繰り越しにさせていただくような、そういう計画はできないのかどうか。何でもかんでも間際にやっておいて、できやんだら繰り越し、それで間に合うと、こういう行政はですね、私は非常に締まりがないと思うんですよ。このような、どうして繰り越しになったかということをお尋ねしたい。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） すみません。この問題もほかにもあるかわかりませんが、現在、国の施策の中でですね、経済対策ということの中で、多くの補正が出てきておるような状況がございます。その中で、年度内の完成ということの中でですね、繰り越しを認めていただいてない限りはですね、年度内の工期設定をせざるを得ないという状況の中で、3月25日とさせていただいておるということで、それで議会の承認をいただく中でですね、実際、この工事が15日間でできるかということは、これは物理的に不可能ということの中で、来年度に繰り越しをさせていただいておるということの中でですね、その12カ月予算、15カ月予算という状況の中でですね、させていただいておるということのなかで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） ここでどうしてですね、この3月25日限りというふうなですね、案件を出していただいて、それはもう絶対、もともとできないということはわかっておってですね、3月25日限りというのは、我々はここに完成する限りやと、完成する期限の限りやというふうに読めるわけです。にもかかわ

らず、この裏にはもう繰り越しが決まっておる。こういうこの書類の出し方、これはどうしてもですね、町民も納得できないと思うんですよ。25日に完成するものであると我々は判断します。もう少しこういうふうな繰り越しのないように努力をしていただきたい。これについて最後、感想があったらお聞かせ願いたい。

○議長（北岡 泰） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） 繰り越しについてはですね、議員も何でやというご質問をされたんですけども、国、あるいは県とですね、協議をする中で、繰越事業という形で事前にそういう形でなされて、繰り越しをさせていただく事業でございます。町の勝手に繰り越しをしておる事業は今回はございませんので、従いまして、その繰り越しをやるについてもですね、25年度の予算に上げたものについてはですね、25年度中の契約をさせていただくというのが原則でございます。

で、今回は25年3月の工期をもってということで契約をさせていただきました。そしてあとですね、繰り越しをせんならんもんですから、このあと予算の中で繰り越しをさせていただく、予算を繰り越しをさせていただく、そして繰り越しをしてですね、今度は契約変更、繰り越しをさせていただくと、議員が言われましたように3月25日では工事できませんし、期間もありません。繰り越しをすることによって、26年度も予算が使えるということになりますので、契約変更を議会の最終日にですね、契約変更の議決を、工期の変更と、それから今回は消費税ございますけれども、その二つの変更をお認めいただくように提出をさせていただくと、こういう手順で進めておりますので、何でやというのは手順に追って、我々も繰り越しをさせていただいて予算措置、議会の議決を進めさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北岡 泰） ほかに質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第2号の質

疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第2号 平成25年度 地域水産物供給基盤機能保全事業 東護岸工事請負契約を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程～採決

○議長(北岡 泰) 日程第8 議案第3号 明和町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(北岡 泰) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま上程されました、議案第3号明和町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、子育て支援にかかる各施策をより充実強化するため組織の一部を見

直すことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

それでは、議案第3号 明和町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

議会資料の1-1-2をご覧くださいと思います。新旧対照表を載せております。本件は、町長提案理由の説明のとおり、現在、福祉子育て課が所管しております子育て関係事務を教育委員会へ移管するためのものでございます。

表の第1条 課設置では、改正前、福祉子育て課の名称を福祉保健課に改めます。それから下のほうでございますが、第3条 事務分掌では、同じく福祉子育て課を福祉保健課に改めまして、ページをめくっていただきまして、同条第2項の子育て支援に関することを母子保健に関することに改めまして、新たに第3号に、精神保健に関することを加えるものでございます。

なお、附則で施行日を平成26年4月1日といたししております。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

す。

これから議案第3号 明和町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。
議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第9 議案第4号 明和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） よろしくお願ひいたします。

ただいま上程されました、議案第4号 明和町税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が施行され、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（世古口和也） 失礼します。

それでは、議案第4号 明和町税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

配布させていただいております資料のほうで説明をいたします。

資料の3-1、明和町税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。それではお願いいたします。第47条の2は年金からの町民税の特別徴収につきまして、除外規定を削除し、住所に移動があった場合でも年金からの特別徴収を引き続き行うとするものでございます。

第47条の5は、年金から天引きする仮特別税額の算出方法の見直しでございまして、めくっていただきまして3-2をお願いいたします。前年度2月の額を仮徴収額として現行ではしておりますが、前年度の2分の1相当額ということで、1回の徴収額を平準化させるものでございます。

続きまして、続く第7条の4は、附則第19条の2の規定の新設に伴いまして、引用条項を追加するものでございます。

続きまして、16条の3は、上場株式等に係る課税につきまして、公社債の利子が対象に追加されたことにより、所要の規定の整備を行います。

続きまして、めくっていただきまして、3-4の第19条でございしますが、第19条は、株式等に係る課税につきまして、一般株式等と上場株式等のグループに区分されたことによりまして、第19条と第19条の2に分けて規定を整備するものでございます。

続きまして、3-5の改正前の第19条の2から3-11までの第20条につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものでございますということから、条例の性格を踏まえまして、削除をさせていただくものでございます。

続きまして、3-13でございしますが、第20条は規定の繰り上げでございします。めくっていただきまして、3-14でございします。改正前の第20条の3は、条例の性格を踏まえ削除させていただきます。3-15から3-18までの第20条の2は、規定の繰り上げと所要の規定の整備でございします。

3-18の最後の改正前の第20条の5も課税標準の計算の細目を定めるということであるから、条例の性格を踏まえ削除させていただきます。

施行につきましては、平成28年1月1日からでございますが、第47条の2と第47条の5の規定につきましては、平成28年10月1日から、附則第7条の4、16条の3、19条から20条の5までの改正規定につきましては、平成29年1月1日からでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第4号 明和町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第10 議案第5号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第5号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が施行され、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（世古口和也） それでは、議案第5号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

配布させていただいております資料のほうで説明をさせていただきます。

資料の3-20、明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をお願いいたします。

まず、第3項でございますが、税法上金融証券税制で改正があったことに伴いまして、国保税の算定のもととなります所得の算出において、上場株式等に係る課税につきまして、公社債の利子が対象に追加されたことによる所要の規定の整備でございます。

第6項は株式等に係る課税につきまして、一般株式等と上場株式等のグルー

プに区分されたことによりまして、第6項と第7項に分けて規定を整備するものでございます。

で、3-21の改正前の第7項、第8項、第9項、めくっていただきまして3-22の第11項、3-23の第15項につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであるということから、条例の性格を踏まえて削除させていただきます。

第14項につきましては公社債の利子が対象に追加されたことによるものでございまして、合わせて改正前の第10項以降、規定の繰り上げを行うものでございます。施行につきましては、平成29年1月1日からでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第5号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第11 議案第6号 明和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第6号 明和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防団を中核とした地域消防力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団員の退職報償金の支給額が引き上げられるため、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） それでは、議案第6号 明和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

この改正は、副町長の提案理由にもございましたとおり、消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、平成25年12月13日に公布施行され

ました関係で、退職報償金の引き上げを行うことになったものでございます。
退職報償金の掛金はそのまま、支給額のみ増額となります。

内容といたしましては、議案書の17ページに別表を掲げております。在団年数5年以上10年未満の団員の退職報償金が5万6,000円引き上げられ、その他については一律5万円の増額となります。このため、条例の別表、退職報償金支給表を変更させていただくもので、平成26年4月1日からの施行予定となっております。

よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第6号 明和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第12 議案第7号 明和町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第7号 明和町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進し、もって町民の健康増進に寄与するため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 失礼します。

議案第7号 明和町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

この条例は、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、町及び町民の責務、並びにそれぞれの関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する基本施策の事項を定めることにより、町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的、かつ効果的に推進し、町民の健康増進に寄与するために新たに条例を制定するものでございます。

この条例の内容につきましては、議案書19ページをご覧くださいと思います。第1条につきましては、この条例の目的を定めております。

第2条は歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定めております。

第3条、第4条は町の責務と町民の責務を定め、第5条と第6条は歯科医師等の歯科医療関係者の役割と教育関係者や保健医療福祉関係者の役割を定めています。

第7条には基本的な計画、第8条には基本的施策の実施、第9条には歯と口腔の健康づくりの普及月間について定めております。

第10条には歯と口腔の健康づくりを円滑に推進する場として、明和町歯と口腔の健康づくり推進協議会を置くことができる規定を設けました。第11条には財政上の措置等について、第12条については委任事項を規定しております。

附則において、本条例の施行日を平成26年4月1日からとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

12番 田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） この明和町もですね、やはり若い人から年輩の方まで、昔から歯周病とか色々歯の病気でですね、非常に健康を害する方も多かったもので、このような明和町歯と口腔の健康づくり推進条例というのをつくっていただいて、これに基づいてですね、健康増進のために推進していただくことは非常に結構な話でございますが、このことについてですね、私はどうも失礼な話ですが、役場でこういう計画をつくられて、確かに非常にいろんな資料集められて結構な内容だと思うんです。

しかし、これについてもですね、さらに内容を充実させるために、やはりこの明和町内の歯科医師の方にですね、専門的な話も聞いていただいて、そしてこのような条例というのをですね、つくっていただくと、さらにさらにですね、この条例が充実した町民のための本当の奥深く、資料にもつながるような、そ

うというような条例の内容になると思うんですが、この明和町の歯科医師の先生にですね、これまでこの条例をつくるにあたってですね、相談をされたのかどうか、それ一つお尋ねを申し上げたい。よろしく。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 町内の歯科医師の先生方に、この条例をつくるにあたって相談をしたかどうかということですが、明和町の歯科医師の先生、それから松阪地区の歯科医師の先生方にもご協力をいただきながら、参考にさせていただきながら、この条例を提出させていただきました。

○議長（北岡 泰） よろしいですか、田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） 誠に申し訳ございませんけども、そういうふうに相談されたんでしたらね、私は口だけで結構ですので、歯科医師会の先生方には、このような注意を受けましたので、それも条例に入れさせていただきましたというような専門的な部分がどこに入っているかを我々知りたいんです。相談させていただいたということはようわかりました、これで。そやけどそれを歯科医師治療にこれからつなげていくためにですね、歯科の先生は、専門の先生はこれから家庭でこういうことについて十分注意してくださいとか、条例に入れるときにこういうことを入れていただいたらいいなということですね、かい摘んででよろしいが、もし二つ、三つあったらお願い、教えていただきたいと思います。以上。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 歯科医師の先生に、治療というよりもあくまでも予防というふうな観点から色々ご指導いただいております。そして虫歯予防という形で、小さい子どもから高齢者まで継続的に、高齢になるまで自分の歯で食物を食べられるようにということで、幼児期にはフッ化物洗口を取り入れ、砂糖だとか、それから歯磨きをきちっとするというような、それがまた歯周病の予防にもつながるというふうな形で聞いております。

そういうふうな形で、これからも運営にあたっては歯科医師の先生方や歯科

衛生士の方、それから他の教育関係者の方々とともに計画を立て、運営をしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

よろしいですか、田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） ありがとうございます。そういうことをですね、我々は知りたいので、非常にこのきちっとした条例の文書じゃなしに、実際にですね、口腔、いわゆるこの歯周病防止について、我々は専門的な考えがですね、ここに入っておるかどうかを知りたい。今後とも、またそういう歯科医師の専門の先生のご意見を入れていただいたということでもありますので、これをできるだけ町民のために活用していただいて、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第7号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第7号 明和町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第13 議案第8号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第8号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、現在、建設中の齋宮第2放課後児童クラブ室が今年度末に完成することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 失礼します。

議案第8号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

この条例は、齋宮第2放課後児童クラブ室を平成26年度から利用するため、その設置に伴い、このクラブ室の名称と位置を追加するため、本条例を改正するものです。議会資料の5-2-1をご覧ください。

第2条の表中、名称の齋宮放課後児童クラブ室位置の明和町大字齋宮3385番

地の2の次に、齋宮第2放課後児童クラブ室、明和町大字齋宮3388番地を追加いたします。

第1条の改正につきましては、引用する法律に条ずれがあったため改めています。また他の改正箇所については、字句の整理を行っております。

なお、本条例の施行日につきましては、平成26年4月1日としております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第8号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第8号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第14 議案第9号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第9号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、審査判定事務の根拠となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部が改正されることに伴う事務の委託の規約の一部変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 議案第9号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議についての詳細説明を申し上げます。

この協議につきましては、介護給付費等の支給に関する審査判定事務について、現在、松阪市に委託しております。この度、審査判定事務の根拠となる障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正がされることに伴う事務の委託の規約を一部変更する必要性があり、変更する規約に

ついて関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

資料は、議会資料5-1-1です。この規約の第2条第1号の障がい程度区分を障がい支援区分に改めるものです。

施行日につきましては、平成26年4月1日からでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

12番 田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） 今回のこの松阪市と明和町における介護給付等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の変更ということではありますが、これは今回少し後ろに書いてございますように、障がい関係の事務の変更だというふうに伺ったわけですが、このこととですね、またあとで教えていただきたいんですが、その私はいつも言うております特別養護老人ホームの松阪地区におけるですね、明和町とのこのような関係といたしますか、一部事務組合としてもよろしいが、この関係とか、あるいは今。

○議長（北岡 泰） 田辺議員、すみません。これは障がい者に関する、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というのが国で一部改正されたので、それに合わせて改正をする部分ですので、ちょっと介護とは関係ございません。申し訳ありませんが、止めていただきたいと思います。

○12番（田辺 泰宏） またほかの機会に質問させていただきます。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第9号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第9号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議についてを採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程～採決

○議長(北岡 泰) 日程第15 議案第10号 明和町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(北岡 泰) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第10号 明和町道路線の廃止及び認定について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、既に完成した宮川用水第2期事業、住宅開発等に伴う町道路線の廃止及び認定を行う必要性が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） よろしくお願ひします。

議案第10号 明和町道路線の廃止及び認定について、詳細説明をいたします。

議案書27ページに廃止路線3路線を、そして28ページに認定路線の5路線を明示しております。位置図と関連して説明をさせていただきますので、議会資料のほうご覧いただきたいと思います。

資料のほう9-1からですね、9-1-6を参照していただきたいと思ひます。9-1-1でございますが、1の池村ほ場2号線でございます。図面は9-1-2を参照していただきたいと思ひます。この路線については、宮川2期事業に伴い一部重複する部分がございます、一旦廃止をするものでございます。

同じく2の池村12号線、3の池村13号線につきましても、宮川2期事業に伴う重複する部分があり、一旦廃止をするものでございます。

続いて、認定路線についてであります、9-1-3の認定表、で、9-1-4の路線図を参照していただきたいと思ひます。認定1の池村ほ場2号線、そして2の池村12号線、3の池村13号線につきましては、先ほど廃止をいたしました路線を再度認定するものでございます。それぞれ起終点の終点側の場所が変わっております。延長も変わっておりますので確認をお願いしたいと思います。

認定4の北野65号線でございますが、位置図が9-1-5でございます。開発により帰属を受けた道路でございますが、認定がされていないことがわかりました。今回、認定をするものでございます。延長が64.9メートル、幅員が5メートルから12.1メートルということでございます。

で、認定5の新茶屋22号線でございます。9-1-6でございますが、狭隘

道路整備事業により整備を行うことに伴います認定でございます。延長が34メートル、幅員が4メートルの認定でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第10号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 明和町道路線の廃止及び認定についてを採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第16 議案第11号 明和町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めま

す。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第11号 明和町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、「地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」の公布により、「地方青少年問題協議会法」が改正されたことに伴い所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（西田 一成） それでは、明和町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

本条例は、青少年の指導育成保護、矯正に係る重要事項を調査審議する機関として設置することを定めたものでございますが、この度、第3次一括法の公布により、所要の改正が必要になりましたので、一部改正をするものでございます。

議会資料の12-3-1に新旧対照表を付けさせていただいております。これでご説明をさせていただきたいと思っております。右が改正前で左が改正後になります。

まず、第1条でございますが、根拠となる法律の名称が改正されたことから、現行の地方青少年問題協議会法に基づくと名称を改めるものでございます。

次に、第2条に第2項を加えます。これは委員の要件を市町村で定めることができるようになったことから、この項を新たに加えるものでございます。委員は町議会の議員、教育関係者、関係行政機関の者及び学識経験がある者のう

ちから町長が任命するとします。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行いたします。以上です。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第11号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第11号 明和町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号から第19号の一括上程

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第17 議案第12号から、日程第24 議案第19号までを一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。従って、

日程第17 議案第12号 平成25年度明和町一般会計補正予算（第6号）

日程第18 議案第13号 平成25年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第4号）

日程第19 議案第14号 平成25年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）

日程第20 議案第15号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第3号）

日程第21 議案第16号 平成25年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）

日程第22 議案第17号 平成25年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3
号）

日程第23 議案第18号 平成25年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

日程第24 議案第19号 平成25年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）

を一括上程し議題とします。

議案を朗読をさせます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めま
す。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第12号 平成25年度明和
町一般会計補正予算（第6号）から議案第19号につきまして、その提案理由を
申し上げます。

まず、議案第12号 平成25年度明和町一般会計補正予算（第6号）につつま
しては総額5,310万円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものとしましては、総務費で土地購入費の追加補正、事業実績見

込みによる減額補正をお願いしています。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金の追加補正のほか、介護保険特別会計繰出金、老人ホーム入所措置費などの減額補正をお願いしています。

衛生費では、合併浄化槽設置整備事業補助の追加補正のほか、事業確定見込みによる伊勢広域環境組合負担金や予防接種委託料などの減額補正をお願いしています。

農林水産業費では、斎宮地区のパイプライン事業費確定に伴う県営経営体基盤整備事業負担金、土地改良区補助などを追加補正でお願いしています。

土木費では、町道維持工事費、受信システム設置工事費の追加補正のほか、社会資本整備総合交付金事業や狭あい道路整備事業などの実績見込みによる減額補正をお願いしています。

教育費では、斎宮小学校プール整備工事にかかる設計委託料の入札差金や各事業の実績見込みに伴う減額補正をお願いしています。

基金費では、一般財政調整基金と教育・福祉建設基金などに積み立てるため、追加補正をお願いしています。

これに対する歳入では、国庫支出金、県支出金、財産収入、町債などを充てています。

次に、議案第13号 平成25年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歴史的風致維持向上計画にかかる事業費の組み換えと事業の確定見込みによる減額補正が主なものでございます。

議案第14号 平成25年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、医療費の増減による各給付費の精算と保険者安定事業拠出金の減額補正が主なものでございます。

なお、議案書43ページのところで、歳入歳出それぞれ1万5,570円と記載しておりますが、1,557万円を減額しということで、訂正をお願いを申し上げたいと思います。議案書につきましては、後ほど差し替えをさせていただきますので、お詫びをし、訂正をさせていただきたいと思います。

続きまして、議案第15号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、管路布設工事や汚水処理施設建設工事にかかる事業の確定見込みや入札差金による減額補正が主なものでございます。

議案第16号 平成25年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業費の確定見込みによる宮川流域下水道負担金、明和浄化センター長寿命化対策工事の入札差金による減額補正が主なものでございます。

議案第17号 平成25年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、介護給付サービスの減など事業費実績見込みによる減額補正が主なものでございます。

議案第18号 平成25年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、後期高齢者医療広域連合への市町負担金の減額補正と昨年度の負担金精算による追加補正が主なものでございます。

議案第19号 平成25年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、建設改良費で設計委託料及び工事請負費の実績見込みによる減額補正が主なものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

前の時計で45分まで。

（午前 10時 35分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 45分）

◎議案第12号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第12号の歳出からお願いします。

黄色の表紙、予算に関する説明書、平成25年度補正予算水色の一般会計補正予算説明書の24ページ、歳出、第2款総務費からお願いをいたします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

一番上の段でございます。1目の一般管理費で39万6,000円の追加でございます。3節の職員手当等の40万円の減額は、臨時職員通勤手当で15万円の追加と、臨時職員調整手当50万円の減額で、いずれも実績見込みでございます。

4節の共済費の170万円の追加のうち、社会保険料の350万円の追加は、厚生年金保険料の掛金率の引き上げと実績見込みに伴うものでございます。労働保険料の80万円の減額は、これも実績見込みによるものでございます。

次に、11節需用費で87万3,000円の追加をお願いしております。消耗品は50万円の追加で天皇皇后両陛下の行幸啓に伴う、手旗国旗の2,000本の購入や各種消耗品です。印刷製本費の37万3,000円の追加は、同じく奉迎案内チラシ9,000枚の印刷費と機構の見直しに伴います電話番号等の案内用のチラシ9,000枚の印刷費でございます。

13節委託料100万3,000円の減額は電算委託料20万1,000円の減額と、新人事給与システムの保守委託料80万2,000円の減額で、いずれも見積り差金によるものです。

14節の委託料及び賃借料は177万4,000円の減額で、こちらも新人事給与システム保守委託料の見積り差金によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 2目広報費は100万円の減額となります。11節需用費、印刷製本費は広報誌の単価契約の単価の減によりまして100万円の減額となるものでございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 5目財産管理費で1億911万4,000円の追加です。11節71万2,000円の追加は施設等修繕料で大雪による庁舎の屋根修繕に伴うものでございます。

13節委託料で173万1,000円の減額は、新財務会計システムの保守委託料の146万7,000円の減額と、清掃委託料の26万4,000円の減額で、いずれも見積り差金によるものです。

14節使用料及び賃借料の486万7,000円の減額は、こちらも新財務会計システム借上料の減額で、見積り差金によるものでございます。

17節公有財産購入費1億1,500万円の追加は、土地購入費で多気土地開発公社が先行取得された土地の一部、約9,500平米を町へ買い戻すためのものでございます。

申し訳ございません。4目の文書管理費98万7,000円の追加をお願いしております。例規要綱集の追録に伴うものでございます。失礼しました。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 6目総合行政システム費は449万7,000円の減額となります。13節番組制作等業務委託料は170万円の減で、番組制作数、町長会見が12回から6回、一般質問が8日のところ5日の見込みとなっております。そういった減に伴うものとなります。

14節使用料及び賃借料は137万8,000円の減額となります。住民情報システム使用料は80万4,000円の減、松阪電子計算センターによる使用料単価引き下げ

に伴うものとなっております。端末機借上料は57万4,000円の減で、入札差金によるものでございます。

18節備品購入費は191万9,000円の減で、サーバー入札差金による減額となります。

7目企画費でございます。73万2,000円の減額となります。

9節旅費は73万2,000円の減額で、旅費につきましては市町村交流事業では群馬県明和町の交流事業旅費60万円の減、町制55周年記念事業では、講師旅費につきまして東京からの旅費を見込んでおりましたが、実際、大阪の方が来ていただくことになりました。そういった旅費の変更に伴う分13万2,000円の減額となります。

9目災害対策費でございますが、243万9,000円の減額となります。8節報償費は17万9,000円の減で、これは上御糸地域防災懇談会6回分の講師謝金につきまして、三重県で負担していただくための減額となります。

9節旅費は24万2,000円の減額で、総合防災訓練の中止によりまして、上御糸小学校に集結する予定であった消防団員の訓練旅費について、減額するものでございます。

13節委託料でございます。委託料の7万円の減額につきましては、耐震相談業務の実施見込みによる減額となります。

26ページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料でございます。13万6,000円の減で、AED借上使用料につきましては9月に新たなAED機器を借り上げたことによりまして、旧機器3台分の使用料について減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金は181万2,000円の減額となります。自主防災組織強化育成事業補助は135万1,000円の減で、今年度は3組織に対して補助いたしましたが、これにつきましては実績に基づき減額いたします。

三重県防災行政無線運営協議会分担金は16万1,000円の減で、業務実績に伴う減となっております。木造住宅耐震化補強補助は30万円の減で、実績に基づ

き減額をいたします。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 10目の防犯対策費で、19節負担金補助及び交付金で12万3,000円の減額をお願いしています。これは自治会が新設した防犯灯に対して交付する助成金ですが、申請件数の実績により減額をしました。

11目自治振興費では、14節使用料及び賃借料で22万6,000円の減額をお願いしています。コミセン5館分のAED借上使用料の額の確定によるものでございます。12目地域振興費では、19節負担金補助及び交付金で58万8,000円の減額をお願いしています。内訳ですが、美し国おこし・三重地域プロジェクト支援事業に応募する団体がなかったことによる負担金50万円の減額、それから上御糸地区地域づくり事業実績による交付金8万8,000円の減額でございます。

○議長（北岡 泰） 税務課長。

○税務課長（世古口和也） 27ページ、2款総務費、2項徴税費の1目税務総務費でございます。13節委託料で197万9,000円の減額補正でございますが、評価鑑定業務委託の見積り差金によるものでございます。

2目収税対策費でございますが、11節で需用費で139万3,000円と、13節委託料で254万7,000円の減額でございますが、コンビニ収納関連での入札費と電算委託料でございますが、見送りさせていただきました関係での減額補正でございます。

14節使用料及び賃借料で11万8,000円の減額でございますが、消し込み様のOCRのリース料でございますが、2カ月リース期間が短くなったということで、2カ月分の減額でございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 28ページでございます。1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料で68万2,000円の減額でございます。これは全国的な戸籍副本データ管理システムの導入にかかる費用の採算によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 29ページでございます。2目各種統計調査費は29万7,000円の減額となります。

1節報酬は3万2,000円の減で、実績によるものでございます。

11節需用費、消耗品費は21万8,000円の減で、実績に伴います。

12節役務費郵送料は5,000円の減額で、これも実績によるものでございます。

14節使用料及び賃借料は4万2,000円の減で、複写機の使用実績によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 30ページでございます。2目の国民健康保険事務費で749万6,000円の増額をお願いしております。国民健康保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては国民健康保険特別会計で説明させていただきます。

次に、3目後期高齢者医療事務費で265万円の減額をお願いしております。後期高齢者医療特別会計への繰出金で、詳細につきましては後期高齢者医療特別会計で説明させていただきます。

次に、6目の高齢者福祉費で2,371万7,000円の減額をお願いしております。11節の需用費51万6,000円の減額は、敬老記念品、カステラですけれども、その実績に伴います減額でございます。

13節の委託料64万円の減額は、介護予防地域支援事業委託料、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業委託料の実績見込みによる減額でございます。

20節扶助費537万1,000円の減額は、養護老人ホームへの措置費の実績見込みによる減額でございます。

28節の繰出金1,719万円の減額は、介護保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては介護保険特別会計で説明させていただきます。

○議長（北岡 泰） 人権センター長。

○人権センター長（中瀬 行久） 10目人権センター費、7節賃金は80万9,000円の減額をお願いしております。これは臨時職員の途中退職による実績見込み

による減でございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 31ページをお願いします。

1 目児童福祉総務費で250万円の減額補正をお願いしています。

8 節報償費128万1,000円の減額補正は、放課後子どもプラン事業である放課後子ども教室に携わっていただく教育活動サポーターに代わり、ボランティアの方やコーディネーターにより一部の教室について運営を行うことができたことによる教育活動サポーターの報酬の減額分です。

11 節需用費71万9,000円の減額補正は、放課後子ども教室の消耗品費で、既存のものなどを活用し、極力新規購入を控えることができたことによるものです。

12 節役務費50万円の減額補正は、子ども子育て支援事業計画策定にかかわるニーズ調査の郵送料で、ニーズ調査の委託料の中で賄えることとなったことや、保育所、幼稚園、小学校を通して配布回収することができたためです。

2 目児童保育費で126万円の追加補正をお願いしています。

7 節賃金98万5,000円の追加補正は、臨時保育士賃金で、年度途中の入所児童に加配保育士を配置することとしたため、増額補正をお願いしています。

23 節償還金利子及び割引料17万5,000円は、過年度国県支出金等返還金で、平成24年度の明和ゆたか保育園の保育所運営費負担金の額の確定により精算するものです。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 32ページです。1 目の保健衛生総務費で3万8,000円の増額補正をお願いしております。松阪地区の小児救急医療体制事業負担金で15万7,000円の増額、伊勢市休日応急診療所の運営分担金で11万9,000円の減額で、負担金の確定による補正でございます。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 2 目環境衛生費、19 節負担金補助及び交付

金、伊勢広域環境組合負担金で700万1,000円の減額をお願いしています。収入の増、及び委託業務等の契約差金等各種事業実績の精算により減額をお願いするものです。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 4目成人保健対策推進費で102万円の減額補正をお願いしております。

7節賃金40万円の減額は臨時職員、8節報償費42万円の減額は健康教育におけます臨時看護師や栄養士の実績見込みによる減額でございます。

19節負担金補助及び交付金20万円の減額は、風疹ワクチン接種費用助成の実績見込みによる減額でございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 5目母子衛生費で1,065万円の減額補正をお願いしています。

7節賃金50万円の減額補正は、母子保健事業における臨時職員賃金で、欠勤等による減額をお願いしています。

12節役務費15万円の減額補正は、母子保健事業の通知をできる限り保育所等を通して通知したことや、医療機関への通知も多気町、大台町と3町で合同で通知することができたため、郵送料の減額をお願いしています。

13節委託料1,000万円の減額補正は予防接種委託料で、主に昨年6月に子宮頸がん予防ワクチンの副作用等が問題となり、国からの指示により接種勧奨を行わなくなったため接種者が減少したこと、不活化ポリオワクチンと3種混合ワクチンから4種混合ワクチンに変わったことにより、接種単価が安価になったこと、そして今後の実績見込みも勘案して減額をお願いしています。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 6目下水処理費で、19節の負担金補助及び交付金で291万4,000円の増額でございます。

内訳につきましては、松阪地区広域衛生組合の負担金の確定によります増額

が41万4,000円と、合併浄化槽の設置補助、合併浄化槽の設置並びに配管費用等に不足が生じるというふうに予測されますので、250万円の増額をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。34ページをご参照していただきたいと思っております。

まず初めに、農業委員会費ということの中で報償費、調査等の謝金ということで減額をさせていただいております。こちらは遊休農地の調査をさせていただきました。そのときの欠席者があったということのために伴います、精査に伴います減額でございます。旅費につきましても同様でございます。

続きまして、農業総務費でございます。報償費、緑のまちづくり推進協議会、3回開催をさせていただきまして、欠席者によります減額補正をお願いさせていただいた次第でございます。

続きまして、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金でございます。水田利活用自給構造対策交付金といたしまして、事業精査に伴い36万円の減額をお願いさせていただいております。こちらにつきましても、集団転作に対する助成でございます。

続きまして、水田土地利用活性化支援助成でございます。こちらにつきましても、機械購入費の補助でございます。220万9,000円、実績に基づかさせていただきます。減額をさせていただいております。

続きまして、経営所得安定化対策事業でございます。青年就農者給付金ということで、当初3名で考えておりましたが、1名の方が平成26年度に就農することになったことに伴いまして150万円を減額させていただいております。

続きまして、5目農地費でございます。11節電気使用料でございます。排水機場の電気代でございます。昨年多くの台風が来たことにより、襲来したことによりまして、電気代が不足したことによりまして55万円の補正をお願いさせてい

ただいております。

続きまして、役務費でございます。排水機場の集中管理システムの関連で、ネットワーク使用料12カ月で計算しておりましたが、7月以降施工期間ということの中で4月から7月までの間、施工業者が負担したことによります25万6,000円の減額でございます。

続きまして、労務費でございます。排水機場、そしてきららの森等の草刈り等56万2,000円を計上させていただいておりますが、斎宮きららの森齋作業員に業務をさせることによりまして対応できましたので、減額をさせていただきたいということで、合わせて81万8,000円の減額をお願いさせていただいております。

続きまして、13節委託費でございます。委託費では、団体営ため池等整備事業で101万円の減額をお願いさせていただいております。内容といたしましては、調査対象のため池が当初10箇所を計画しておりましたが、すでに利用されていない池、そして合併された池等があり、8箇所になったことによります減額補正でございます。

続きまして、湛水防除保守点検委託料ということで、契約に伴います差金が43万1,000円減額出ましたので減額をお願いさせていただいております。

それから、集中管理システム委託料39万1,000円、これ全額減とさせていただいております。導入後1年間につきましてはメーカー保障におきましてメンテナンスをしていただくということで、委託料が不要になったため減額をさせていただきたいと考えております。合わせて委託料183万2,000円の減額をお願いさせていただいております。

19節負担金補助及び交付金でございます。土地改良事業団体連合会負担金、この負担金は平成24年度の明和町内で実施されました土地改良事業に基づき算出するもので、パイプライン事業の追加補正等に基づきまして、20万6,000円の補正をお願いさせていただいております。

それから、県営湛水防除事業では最終年度事業精算に伴いまして、補正とい

たしまして173万2,000円の減額をお願いさせていただいております。

それから、県営広域農道事業負担金216万円でございます。ビーフロードにつきましても、すでに開通をしておりますが、残事業といたしまして、現在法面のコンクリート等、また残地の舗装等を実施させていただいております。こちらに対する負担金でございます。

それから、経営体育成基盤整備事業、有田地区でございます。幹線汚水分の負担金で精算によりまして2万5,000円の減をお願いさせていただいております。

それから、県営経営体育成基盤整備事業、斎宮地区経済対策で1億5,000万円、他地区からの流用ということの中で2億900万円ほどの斎宮地区の予算が付いてきております。こちらの負担金ということの中で1,815万5,000円の補正をお願いさせていただいております。

続きまして、県営水環境事業で減額補正をお願いしております。本年度は歩道設置を実施させていただいておりますが、すべての工事が玉城町側で実施されたことにより、平成26年度施行は当時の設計費のみとなりましたので、120万円ということで計上を、減額を、大きな減額660万円の減額をお願いさせていただいております。

続きまして、土地改良区の補助といたしまして、委員会、全協等でもご説明させていただきました櫛田川祓川沿岸土地改良区が事業実施主体といたしまして、おうみ頭首工の洪水バケ並びに泥バケ等の塗装、取水ゲートの更新を行ったものに対します補助ということの中で344万7,000円をお願いさせていただいております。

それから、資源保全地域整備協議会、農地水の活動でございます。地域協議会に事業の25%支払うもので、対象面積の精算によりまして8万1,000円の減額をお願いさせていただいております。

続きまして、基幹水利施設管理技術者育成支援事業でございます。事業精算に伴いまして39万3,000円を計上させていただいております。三重県が事業主

体となって各市町の排水機場の管理方法を指導していただく事業でございます。

続きまして、36ページのほうご参照していただきたいと思います。

水産振興費でお願いをさせていただいております。まず、水産振興費補助といたしまして129万8,000円の減額をお願いさせていただいております。アサリ等は豊漁でございました。当該年度におきましては下御糸で11月から12月にかけて4トンほど稚貝放流のほうを実施させていただきました。また、アサリの貝を食べるツメタ貝等の除去もさせていただきましたが、大淀地区におきまして稚貝放流等が実施されなかったことにおきまして、129万8,000円の減額をさせていただきたいと考えております。

それから、伊勢湾漁協大淀直売所検討委員会でございます。こちらにつきましては何度か伊勢湾漁協、また伊勢市とも協議をさせていただきましたが、漁協内の組織の方向性が導くことができず、全額補正ということになってしまいました。よろしくをお願いをさせていただきたいと思います。

続きまして、37ページ、商工業振興費でございます。旅費で12万円の減額をお願いさせていただいております。当初予算におきまして、東京での展示出店を考えておりましたが、機会に恵まれず名古屋大阪等の出店となりましたので、減額をお願いさせていただいております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 続きまして、38ページをお願いします。

8款土木費、1項土木管理費、2目地籍調査費で一部組み替えを含めまして、実績に伴います135万1,000円の減額をお願いいたします。

まず、1節報酬で37万円の減額をお願いします。これは一筆地調査の際に現地立ち会いをいただきます地元選出の推進委員報酬の実績に伴うものでございます。

次に、13節委託料で調査測量等委託料113万3,000円の減額をお願いします。これは平成25年度予定工程の一部変更と請負差金等の実績に伴うものでございます。

次に、18節備品購入費で15万2,000円の増額をお願いいたします。これは平成26年度、来年度ではございますが、一筆地調査を予定しております区域の赤道などにおきまして、必要に応じて4月1日以降速やかに除草作業等行うための草刈り機の購入費用でございます。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 39ページでございます。

2目道路橋梁維持費で1,500万円の追加補正をお願いしております。

15節工事請負費でございます。行幸啓に伴う町道の維持工事で、予想される経路のオーバーレイ、外側線の引き直し等1,500万円の増額でございます。

引き続き、3目道路新設改良費で、各節の減額をお願いしております。この減額は当初予算で国への概算要望額を計上しておりましたが、採択率が低く、12月、また3月に補正もございましたが、最終的には精算による減額となりました。

15節の工事請負費で社会資本整備総合交付金事業2,880万円の減額、狭あい道路を整備等促進事業で2,637万円の減額であります。いずれも実績による減額でございます。トータル5,517万円の減額でございます。

17節公有財産購入費で、土地購入費42万3,000円の減額は、町単事業によるものでございます。社会資本整備総合交付金事業による土地購入費で4,678万7,000円の減額をお願いをしております。

19節負担金補助及び交付金でございますが、水道施設布設替え負担金480万円の減額、上下水道課との精算による減額でございます。

22節補償補填及び賠償金でございますが、電柱移転補償の町単改良で、25年度は移設がございませんでした。69万8,000円の減額とさせていただきます。あと社会資本整備総合交付金事業による移転補償費で、同じく350万円の減額をお願いをしております。

○議長（北岡 泰） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 3目道路新設改良費のうち、狭あい道路関係

について説明いたします。各節ともいずれも減額をお願いします。

事業費総額では、狭あい道路関係で6,366万1,000円の合計の減額となります。内容はいずれも関係6路線の実績に伴うものでございます。

まず、13節委託料で、測量設計等業務委託料613万6,000円の減額をお願いします。

次に、先にまち整備課長から説明がありましたが、15節道路工事請負費で減額をお願いします。このうち狭あい道路分としましては2,637万円の減額をお願いします。

次に、17節公有財産購入費で、土地購入費671万円の減額をお願いします。最後に、補償補填及び賠償金で移転補償費2,444万5,000円の減額をお願いします。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 1目河川総務費で84万7,000円の増額をお願いをしております。

15節の工事請負費で国土交通省から三重県に移管されることに伴う明和町への地震システム設置工事で118万7,000円の補正をお願いしております。

19節の負担金補助及び交付金の34万円の減額でございますが、これは県からの海岸清掃負担金が25年度はございませんでした。減額とさせていただきます。

失礼します。41ページの2目公園費でございますが、83万9,000円の減額は、12節役務費で35万円の減額、立木剪定等労務費がシルバー人材センターの精算によるものでございます。

同じく13節委託料で48万9,000円の減は、植栽管理委託料、シルバー人材センターに委託したことによる25万円の減額と、で、公園施設保守点検業務委託でございますが、他課との点検事業合わせたことによります委託料の減額23万9,000円の減額でございます。

○議長（北岡 泰） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 41ページ、1目の都市計画総務費でございま

す。補正額としましては増減0円なのですが、財源振替のみお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 3目の下水道費でございます。28節の繰出金、内訳としまして農業集落排水事業の特別会計への繰出金で5,832万7,000円、公共下水道事業特別会計の繰出金で1,090万5,000円と、合計で6,923万2,000円の減額でございます。詳細につきましては、各特別会計のほうで説明をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 42ページ、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1目常備消防費は財源振替となります。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（西田 一成） 43ページをお願いします。

2目事務局費、7節賃金で100万円の減額補正をお願いしております。これは町費でお願いをしておりました非常勤講師が県費に変更されたために、実績見込みにより減額をさせてもらうものでございます。

44ページをお願いします。1目学校管理費で610万円の減額補正をお願いしております。13節委託料で300万円の減額は、設計等委託料の入札差金を精算するものでございます。

14節使用料及び賃借料で80万円の減額は、A E Dの借上使用料の見積り差金と、学校 I C T教育環境機器借上料ということで、パソコンのレンタル料ですけれども、入札差金55万円を精算するものでございます。

15節工事請負費で120万円の減額は、施設維持補修工事にかかる入札差金を精算するものです。

18節備品購入費で110万円の減額は、給食用備品の契約差金を精算するものでございます。

続きまして、45ページをお願いします。1目学校管理費、14節使用料及び賃

借料で70万円の減額補正をお願いします。A E Dの借上使用料の見積り差金9万円の減額と、学校I C T教育環境機器借上使用料、パソコンのレンタル料ですけれども、入札差金61万円を精算するものでございます。

○議長（北岡 泰） 46ページ、施設整備推進監。

○施設整備推進監（世古口哲哉） 失礼します。

46ページのほうの1目幼稚園費ですけれども、こちらのほうで580万円の減額ということになります。17節の公有財産購入費ですけれども、こちらのほうは（仮称）明星こども園の用地買収に伴います部分で、当初、分筆して買う土地をですね、少し多めの面積で見えておりましたのと、単価も少し多めでちょっと考えておりましたので、その分を減額させていただくということで500万円減額させていただきたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（西田 一成） まず、20節の扶助費で80万円の減額は、私立幼稚園就園奨励費補助を実績により精算するものです。8名で見込んでおりましたが4名の実績でございました。

続きまして、47ページをお願いします。

3目公民館費で34万5,000円の減額補正をお願いします。8節報償費で30万円の減額は、公民館講座等の謝金を実績見込みで精算するものでございます。14節使用料及び賃借料で4万5,000円の減額は、A E D借上使用料の見積り差金を精算するものです。

○議長（北岡 泰） 斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 4目文化財保護費で20万4,000円を減額をお願いいたします。まずは、一般文化財発掘調査受託事業、済生会明和病院の敷地の発掘調査でございます。実績見込みによる減となります。

まず、4節共済費で9万円の減額、発掘作業員の労災保険でございます。

続いて、7節賃金470万円の減額、これは当初見込んでいました調査面積が減ったことによりまして、作業員賃金を減ずるものでございます。

次に、11節需用費10万円の減額、燃料費でございます。

13節委託料35万円、出土遺物保存処理等でございます。

それから、14節使用料及び賃借料で60万円の減額、調査用機材の借上料の減でございます。以上が、一般文化財でございます。

続きまして、17節公有財産購入費で218万9,000円の減額をお願いいたします。これは坂本古墳群整備事業の土地購入費でございます。当初見ていました県指定以外の土地で歴まち事業の対象となった分を減額するものでございます。

次に48ページをお願いいたします。28節繰出金782万5,000円の増でございます。斎宮跡保存事業特別会計繰出金で、詳しくは特別会計で説明をさせていただきます。以上です。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（西田 一成） 5目ふるさと会館費、14節使用料及び賃借料で4万5,000円の減額補正をお願いします。A E D借上使用料の見積り差金を精算するものです。

続きまして、49ページをお願いします。2目体育施設費、14節使用料及び賃借料で減額補正をお願いしておりますが、総合体育館とテニスコートほかの管理棟でA E Dの借上使用料それぞれ見積り差金を精算するものでございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 50ページでございます。

公債費、1目元金で65万5,000円でございます。23節償還金利子及び割引料で、総務債の精算によるものでございます。

2目利子で162万4,000円の減額は、23節償還金利子及び割引料で、総務債57万4,000円の減額、農林水産業債11万円の減額、土木債14万9,000円の減額、消防債3,000円の減額、教育債75万2,000円の減額、その他3万6,000円の減額で、いずれも精算に伴うものでございます。

次、行かせていただきます。51ページでございます。

13款諸支出金、1目退職手当基金費につきましては3,159万5,000円の追加で、

松阪地区広域消防組合職員の退職金の支払いに備えまして、利息を含めて積み立てによるものでございます。

2目教育福祉施設建設基金費は6,175万1,000円の追加で、将来の教育福祉施設の建設に備えて利息を踏まえ、毎年積み立てているものでございます。

3目の一般財政調整基金1億227万円の追加は、年度間の財政の不均衡に備えて利息を含めて積み立てるものでございます。

4目の減債基金費は75万8,000円の追加は、利息分を積み立てるものでございます。以降、5目地域づくり基金費で10万5,000円の追加、6目ふるさとづくり基金費で94万円の追加、7目ボランティア基金費で2万3,000円の追加、8目緑化基金費で8万5,000円の追加。

ページ変わりました、9目のふるさと水と土保全対策基金費で3万円の追加、10目公共施設等基金費で6万4,000円の追加、11目交通安全対策基金費で1万8,000円の追加は、それぞれ基金利息を積み立てるものでございます。

続いて、12目の文化スポーツ振興基金費で1,008万7,000円の追加をお願いしております。こちらのほうは将来の国体などの開催に備えまして、スポーツ振興に役立てるため積み立てるものでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、4ページ、歳入をお願いします。

税務課長。

○税務課長（世古口和也） 4ページ、歳入でございます。

1款町税、4項町村たばこ税、1目市町村たばこ税で4,780万8,000円の増額補正をお願いしております。税収がたばこ税につきましては増えてきておりまして、実績見込みによるものでございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 次、5ページでございます。

1目の地方揮発油譲与税でございます。100万円の減額で、こちらのほうは実績見込みによるものでございます。

ページめくっていただきまして6ページでございます。1目自動車重量譲与税でございます。3,200万円の減額でございます。こちらは実績見込みによるものでございます。

次、7ページでございます。1目利子割交付金でございます。200万円の減額でございます。こちらの実績見込みによるものでございます。

ページめくっていただきまして、8ページ、ゴルフ場利用税交付金でございます。100万円の減額でございます。こちらの実績によるものでございます。

次、下段の9ページでございます。1目地方特例交付金でございます。

3,500万円の減額でございます。こちらの実績によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 14款の国庫支出金の1目民生費国庫負担金ですが、国民健康保険基盤安定負担金の保険者支援分で、国庫負担金の確定に伴う減額でございます。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 2目の衛生費の国庫補助金でございます。内訳につきましては、合併処理浄化槽の設置補助助成金で1,283万円の減額でございます。実績見込みによる減額でございます。

訂正します。失礼しました。128万3,000円でございます。大変失礼しました。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 3目土木費国庫補助金で、2節土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金事業で6,500万円の減額は、実績によるものでございます。事業費の55%の補助でございます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 12ページの民生費負担金で584万円の増額でございます。1節の国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分で635万8,000円の増額をお願いしております。県負担金の確定に伴う増額でございます。補助率は4分の3であります。

2節の国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分で6万5,000円の減額をお願いしています。県負担金の確定に伴う減額で、補助率は4分の1でございます。

5節の後期高齢者医療基盤安定負担金で45万3,000円の減額をお願いしております。県負担金の確定に伴う減額で、補助率は4分の3でございます。

○議長（北岡 泰） 失礼いたしました。戻っていただきまして11ページ、土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 11ページ、3目土木費国庫補助金のうち、2節土木費国庫補助金の下段の狭あい道路関係でございます。狭あい道路整備等促進事業補助で3,304万4,000円の減額をお願いいたします。これは実績需用費の減額に伴うものでございます。補助率は2分の1です。

○議長（北岡 泰） 13ページ、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 1目総務費補助金、2節地域振興費補助金で126万5,000円の増額です。三重県バス運行対策費補助ですが、町民バスの運行経費に対する額の確定でございます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 2目の民生費補助金の1節社会福祉費補助金で10万円の減額をお願いしております。風疹ワクチンの接種費用助成の確定に伴う減額でございます。補助率は2分の1でございます。

続きまして、3目の衛生費補助金の1節衛生費補助金、すみません2番目のところ。がん検診の推進事業補助で86万4,000円の減額をお願いしております。県負担金の確定に伴う減額でございまして、補助率は2分の1でございます。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 1節衛生費補助金の合併処理浄化槽設置補助金で63万5,000円の増額でございます。県の補助金の確定による増額でございます。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） すみません。失礼いたします。

4 節労働費補助金でございます。緊急雇用創出事業基金に基づきまして、事業費補助の額確定に伴います26万6,000円の減額でございます。

続きまして、農林水産業費補助金ということで、農業費補助金、経営所得安定化対策補助でございます。こちらにつきましましては、先ほど歳出でも説明させていただきました青年就農者3名で考えておりましたが、1名減ということで150万円の減額をさせていただいております。

それから、続きまして農地円滑化事業補助でございます。こちら農業委員会のほうの歳出で説明をさせていただきました事業精査に伴います減額7万2,000円でございます。

続きまして、団体営ため池等整備事業でございます。こちら先ほど歳出で説明させていただきました、10箇所計画しておったのが8箇所になりましたということに伴いまして101万円の減額をさせていただいております。

続きまして、森林過疎化の林業再生事業でございます。こちらにつきましましては認定こども園に対する補助金でございます。当初、補助対象額が4億円だったものが5億円になったということに伴いまして、5,000万円の補正をお願いさせていただいております。

同じく、地域経済対策事業費補助ということで、森林過疎化の8割をいただくということで4,000万円の補正をお願いさせていただいております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 続きまして、6目土木費補助金で101万3,000円の減額をお願いいたします。

1 節土木費補助金、土地利用規制等市町事務費補助で1万4,000円の減額、これは国土法の手続きで市町が窓口となっておりますが、それに対する県の補助の実績に伴います減額でございます。

次に、地籍調査補助で99万9,000円の減額をお願いいたします。こちらは事

業の実績見込み額に伴います減額でございます。地籍調査につきましては補助率は4分の3です。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 7目教育費補助金、1節社会教育費補助金44万5,000円の減額は、放課後子どもプラン事業補助で、実績見込みによるものです。補助率は3分の2です。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1目総務費委託金は39万6,000円の減額となります。統計調査実績によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 16ページ、財産収入でございます。

1目不動産売払収入で1億3,800万円の追加でございます。2節の土地売払収入は、多気郡農協へ売却する土地の売り払い収入でございます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 4目の後期高齢者医療特別会計繰入金で346万6,000円の増額をお願いしております。前年度の後期高齢者医療特別会計への事務費及び療養給付費負担金の精算に伴う一般会計への繰入金でございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 18ページ、繰入金でございます。

1目の一般財政調整基金繰入金は1億円の減額で、財源不足で繰り入れる予定額が不要になったため、減額するものでございます。

3目退職手当繰入金で138万4,000円の減額です。退職金の支払い額の確定によるものでございます。

2目地域づくり基金繰入金で8万8,000円の減額につきましても、事業費の確定によるものでございます。

6目緑化基金繰入金は1万円の減額で、こちらも事業費の確定によるものでございます。

続きまして、19ページでございます。繰入金ですが、1目繰入金1,313万6,000円の追加は、前年度の繰り越し見込みによるものでございます。

○議長（北岡 泰） 税務課長。

○税務課長（世古口和也） 20ページをお願いします。

20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料で1目延滞金でございます。700万円の増額補正をお願いしております。町税の延滞金でございます。実績見込みによるものでございます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 2目の雑入ですけども、上のほうの各種検診等自己負担金48万円の減額をお願いしております。松阪市の検診センターが行うがん検診の自己負担金は、委託事業者に入ることから実績見込みに伴う減額でございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 放課後子ども教室自己負担金12万5,000円は実績見込みによる減額です。

○議長（北岡 泰） 斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 2節一般文化財発掘調査受託事業収入で584万円の減額でございます。歳出で説明いたしました当事業の事業費の減に伴うものでございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 22ページ、貸付金元利収入でございます。1億1,000万円でございます。平成24年度町が公社に貸し付けられた5億1,000万円のうち、1億1,000万円を償還するものでございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 23ページをご覧ください。町債でございます。

1目総務債で120万円の減額でございます。臨時財政対策債の精算によるものでございます。

2目の農林水産業債で880万円の追加です。1節の農業用施設債は県営耐水防除事業で270万円の減額、県営経営体育成基盤整備事業で1,770万円の追加、県営水環境整備事業で620万円の減額でございます。いずれも精算によるものです。

3目の土木費で8,230万円の減額をお願いしております。1節の道路整備事業債の内訳は社会資本整備総合交付金事業で5,260万円の減額、狭あい道路整備等促進事業で2,970万円の減額です。こちらも精算見込みによるものです。それから、4目の教育債で530万円の減額でございます。1節の学校教育施設等整備事業債は、幼稚園施設整備事業で530万円の減額でございます。こちらも精算によるものです。

5目の消防債で400万円の増額をお願いしております。1節消防施設整備事業債で、こちらのほうは緊急防災減災事業で下段の組み替えによるものでございます。

8目その他で400万円の減額でございます。先ほど申しました組み替えによるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、36ページ、第2表繰越明許費をお願いします。

福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 第2表の繰越明許費です。

3款民生費、2項児童福祉費で、子ども子育て支援システム構築委託料で940万8,000円の繰越明許をお願いしております。これは12月補正でお願いしておりましたが、年度内での完了が困難なため、繰越明許をお願いするものです。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 続きまして、農林水産業費、下御糸漁協地域水産物供給基盤整備事業でございます。こちらにつきましては、西護岸のブロックのほうを設置させていただいておる事業でございます。12月議会におきましても補正をお認めいただきまして、本年度で終了させていただくということの中

で、事業実施させていただきましたが、設置場所とか、海苔の関係もございまして、設置ができなかったということに伴いまして、次年度へ繰り越しをさせていただきたいと考えております。

それから、水産物基盤機能保全事業でございます。先ほどご承認をいただきました東護岸の工事でございます。それと調査設計費、これも12月議会でお認めいただきました。合わせて8,600万1,000円のほうを繰り越しをさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 8款土木費、2項道路橋りょう費でお願いをしております社会資本整備総合交付金事業は、これは現年度分と12月の変更追加分、そして3月補正で予算化したもので、年度内に執行できないことから、繰越明許をお願いするものでございます。1億5,970万円を、明星、下御糸、斎宮小学校の通学路、また道路ストック総点検委託料で繰越明許をお願いをしております。以上です。

○議長（北岡 泰） 施設整備推進監。

○施設整備推進監（世古口哲哉） 10款教育費、4項幼稚園費の事業名（仮）明星こども園整備事業なんですけども、こちらのほうで7億7,751万2,000円の繰越明許をお願いしたいと思います。こちらにつきましては、こども園の整備事業におきます工事費、それから設計監理の委託等の予算をですね、来年度に繰り越すものです。よろしく願いします。

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、37ページ、第3表地方債補正をお願いします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） ページめくっていただきまして、37ページでございます。

町債補正ということで、まず一番上段でございますが、臨時財政対策債で、補正前6億520万円を、補正後4億400万円に変更するものでございます。

以下、県営耐水防除事業で、補正前270万円を、補正後0円に。

県営経営体育成基盤整備事業で、補正前1,180万円を、補後2,950万円に。

県営水環境整備事業、補正前620万円を、0円に。

社会資本整備総合交付金事業1億7,580万円を、補正後1億2,320万円に。

狭あい道路整備等促進事業4,110万円を、補正後1,140万円に。

幼稚園施設整備事業530万円を、補正後0円に、それぞれ変更するものでございます。

◎議案第13号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第13号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の41ページ、第2表繰越明許費、42ページ、第3表地方債補正も合わせてお願いします。

斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 失礼します。

それでは、斎宮跡保存事業特別会計を説明させていただきます。

斎宮跡の特別会計の予算書、斎の7、歳出からご説明申し上げます。

まず、1款総務費の2目保存活用費で112万円の減額をお願いをいたします。13節委託料で62万円の減額、これは土地公有化事業で土地買い上げに伴います用地測量業務委託料の実績見込みによる減でございます。29万円の減です。

次に、啓発事業といたしまして、史跡展望事業委託料でございます。33万円の減額、これは斎宮跡の啓発のために昨年行いました熱気球の係留フライト体験でございますが、これにつきましては搭乗料で事業費を補えたということに伴いまして、不要分を減額をさせていただきます。

次に、17節公有財産購入費で50万円の減額、これは土地公有化事業でございます。土地の買い上げ事業確定に伴います町費分の減でございます。

続きまして、4目歴史的風致維持向上計画推進費で390万円を減額させていただきます。まず、13節委託料で2,097万8,000円、これは測量設計業務委託料でございます。内容につきましては社会資本総合整備事業で、事業費の精査等により事業費が確定したことに伴い減額をさせていただきます。

それから、次に15節工事請負費で1,768万2,000円の増額をお願いいたします。先ほど委託料の減額分を工事費に組み替えるものでございまして、町道の歩道、またカラー舗装等の工事を行う予定でございます。なお、これにつきましては、平成26年度に繰り越しをお願いをいたしたいと思っております。

続きまして、17節公有財産購入費で46万9,000円の減額でございます。これにつきましては斎宮駅北側の休憩所の用地の面積確定に伴います減額でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金で13万5,000円の減額でございます。これにつきましては社会資本総合計画の事業の関係で、斎宮駅北側の改札口の設計費の確定に伴います減額でございます。負担金の減額でございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入をお願いいたします。斎の3ページをご覧ください。

1款国庫支出金、3目歴史的風致維持向上計画補助金で510万円の減額をお願いいたします。事業費の精査等に伴う補助金の減額でございます。

続きまして、斎の4ページでございます。

3款繰入金の1目一般会計繰入金で782万5,000円の増額でございます。歳出の減額補正に伴いまして一般会計からの繰り入れを増額するものでございます。次に、斎の5ページ、繰越金でございます。295万5,000円の増額でございます。これも歳出の不足分を前年度繰越金で充てるものでございます。

続きまして、斎の6ページ、7款町債の1目土木費でございますが、1,070万円の減額をお願いをいたします。これは社会資本整備総合交付金事業でございます。これにつきましては事業の内容の精査によりまして、事業の対象外が発生したことに伴います減でございます。

歳入歳出は以上でございます。

次に、第2表繰越明許費の説明をさせていただきます。

議案書の41ページをご覧ください。

第2表繰越明許費で、1款総務費の事業名が歴史的風致維持向上計画推進事業でございまして、金額は3,520万円でございます。これにつきまして来年度に繰り越す工事費関係でございます。

続きまして、42ページでございます。

第3表地方債補正でございます。起債の目的は社会資本整備総合交付金事業でございまして、補正前の限度額が4,810万円、それから1,070万円を減額いたしまして、補正後3,740万円でございます。以上でございます。

◎議案第14号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第14号の説明を、歳入歳出全般でお願いいたします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 平成25年度国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。

国の11ページをご覧ください。1目の一般被保険者療養給付費、2目の退職被保険者療養給付費は財源振替でございます。

3目一般被保険者療養費で250万円の減額、4目退職被保険者療養費で50万円の減額は、支払い見込みによる減額でございます。

次に、国の12ページです。2目の保険財政共同安定化事業拠出金は1,200万円の減額となります。保険財政共同安定化事業拠出金で拠出額の確定により、当初予算との差について減額するものでございます。

次に、13ページですけど、1目保健衛生普及費は財源振替でございます。

次に、国14ページをご覧ください。1目特定健康診査等事業費は150万円の減額となります。特定健診の委託料で実績見込みに伴う減額でございます。

次に、国の15ページです。1目の一般被保険者保険税還付金は50万円の減額となります。実績見込みによる減額でございます。

次に、国の16ページをご覧ください。1目一般管理費で143万円の増額となります。13節委託料の補正で70歳以上の医療費負担割合が4月から2割になる予定でしたが、現在1割の人は引き続き1割となったため、高齢受給者証の作成委託料と、国保の月報や調整交付金の申請を行う国保ラインというシステムのパソコンを更新するために、システムのバージョンアップ及びデータの移設費用の委託料でございます。

次に歳入ですが、戻っていただきまして、国の3ページをお願いいたします。

1目の療養給付費等負担金で4,315万2,000円の減額でございます。負担金の交付見込みによる減額をお願いするものでございます。

次に、国の4ページです。1目の財政調整交付金は1,606万6,000円の減額となります。1節の普通調整交付金で1,698万2,000円の減額、2節の特別調整交付金で37万6,000円の増額です。交付決定見込みによるものでございます。

次に、国の5ページです。1目の療養給付費交付金で927万1,000円の増額です。これは退職者医療交付金の交付決定による増額をお願いするものでございます。

次に、国の6ページです。1目の高額医療費共同事業交付金は1,300万円の増額でございます。交付決定見込みによるものでございます。2目の保険財政共同安定化事業交付金は346万2,000円の増額でございます。これも交付決定見込みによるものでございます。

次に、国の7ページですけども、1目の一般会計繰入金は749万6,000円の増額となります。1節の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は847万9,000円の増額、2節保険基盤安定繰入金の保険者支援分は25万9,000円の減額、4節の財

政安定化支援事業繰入金は72万4,000円の減額で、いずれも繰入金の確定によるものでございます。

次に、国の8ページをお願いいたします。1目繰越金660万6,000円は、前年度の繰越金でございます。

次に、国の9ページです。1目の一般被保険者延滞金は300万円の増額でございます。これは保険税の徴収時の延滞金で、収入見込み額によるものでございます。

次に、国の10ページをお願いいたします。1目の一般被保険者第三者納付金が135万3,000円の増額です。これは交通事故等によります第三者納付金の収入見込み額によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議案第15号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第15号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の49ページ、第2表繰越明許費、50ページ、第3表地方債補正も合わせてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） それでは、歳出からご説明をさせていただきます。まず、農の14でございます。農業集落排水事業費、まず1目農業総務費財源振替でございます。

2目も維持管理費財源振替でございます。

3目施設建設事業費で1億800万1,000円の減額でございます。事業の確定によります減額でございます。内訳は13節委託料で1,800万1,000円の減額でございます。事業計画設計等の業務委託料の減額でございます。

15節工事請負費で9,000万円の減額でございます。管路建設工事本舗装復旧

工事等の工事の精算によります減額でございます。

続きまして、農の15、公債費でございます。1目元金財源振替でございます。

2目利子、23節償還金利子及び割引料で下水道債の528万4,000円の減額でございます。

続きまして、農の16、基金費でございます。1目農業集落排水整備事業支援事業基金費、25節の積立金で4,263万5,000円の増額でございます。

続きまして歳入でございます。農の3をご覧ください。

分担金でございます。1節農業集落排水事業費の分担金で209万9,000円の増額でございます。内訳としまして農集の加入金で19万9,000円の増額、過年度建設事業費の分担金で190万円の増額でございます。

続きまして、農の4、使用料でございます。1節農業集落排水の使用料、過年度分で6万9,000円の増額でございます。

続きまして、農の5、手数料、1節農業集落排水手数料で3万2,000円の増額でございます。内訳としまして工事設計審査及び完成検査手数料で4,000円、これは2件でございます。指定工事店登録手数料で2万8,000円の増額、これも2件でございます。

続きまして、農の6、国庫補助金、1節農業集落排水事業国庫補助金で7,750万円の減額でございます。内訳は管路施設建設事業の事業費確定によります補助金の精算によるものでございます。

続きまして、農の7、県補助金、1節農業集落排水事業費の県補助金で4,216万4,000円の増額でございます。内訳は農業集落排水事業費の起債償還金利子分の県の補助でございます。

続きまして、農の8、財産運用収入でございます。1節利子及び配当金で47万1,000円の増額でございます。内訳は基金利子でございます。

続きまして、農の9、繰入金、1節一般会計繰入金で5,832万7,000円の減額でございます。内訳は事業費の確定によります繰入金の精算でございます。

続きまして、農の10、繰越金、1節繰越で前年度繰越金で3,148万3,000円の

増額でございます。

続きまして、農の11、預金利子、1節預金利子で2,000円の増額でございます。

続きまして、農の12、消費税還付金でございます。1節消費税還付金で2,185万7,000円の増額でございます。

続きまして、農の13、町債でございます。1節の農業集落排水事業債で3,300万円の減額でございます。内訳としましては事業費の確定によります起債の精算でございます。

続きまして、議案書のほうご覧ください。

ページ49ページでございます。第2表繰越明許費でございます。款1事業費、項1農業集落排水事業費で、事業名が農業集落排水事業（上御糸・下御糸地区）管路建設工事でございます。金額は2,500万円、これは国庫補助金の調整によるものでございます。この事業につきましては平成23年度から26年度までの4カ年に交付を受けた汚水処理交付金でございますが、26年度で最終的に国庫補助額と町費が50%ずつに調整する必要がございます。現状では各年度前倒しで国庫補助金を受けておりますので、25年度末でこの事業費の内訳が国庫補助金が全体の50.8%、町費が49.2%となっておりますので、26年度は交付金を0として、3カ年の交付金を4カ年で50、50に調整するということで2,500万円、うち1,250万円が国費ということで繰越明許をさせていただくものでございます。

続きまして、議案書のページ50、第3表地方債の補正でございます。起債の目的は農業集落排水事業、限度額補正前が5億5,700万円、補正後が5億2,400万円、利率、補正前、補正後ともに4%以内、償還方法は補正前、補正後ともに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

1時まで。

（午前 11時 55分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

◎議案第16号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第16号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の54ページ、第2表地方債補正も合わせてお願いをいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 続きまして、公共下水道事業の特別会計の説明をさせていただきます。

まず、歳出でございます。公の10をご覧ください。

1目の公共下水道総務費でございます。835万3,000円の減額でございます。内訳につきましては宮川流域下水道負担金の精算によるものでございます。

2目施設建設事業費で1,401万3,000円の減額でございます。内訳につきましては、13節委託料で81万4,000円の減額でございます。測量設計業務等の委託料の減額でございます。公共下水道の事業認可図書作成と、明和浄化センターの実施設計業務が主なものでございます。

15節工事請負費で1,319万9,000円の減額でございます。施設建設の工事費の減額で、明和浄化センターの長寿命化対策工事でございます。

続きまして、公の11、公債費でございます。元金、財源振替でございます。

2目利子、23節償還金利子及び割引料で下水道債で50万5,000円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。公の3をご覧ください。1節分担金、公共下水道事業費の分担金で286万円の増額でございます。内訳につきましては、公共下水道の加入金で280万円の増額、過年度建設事業費の分担金で6万円の増額でございます。

続きまして、公の4、手数料でございます。1節公共下水道手数料で6万8,000円の増額でございます。内訳は指定工事店の登録手数料で2万8,000円、これは2件でございます。工事設計審査及び完成検査手数料で4万円でございます。これは20件ございました。

続きまして、公の5、使用料でございます。1節公共下水道使用料で過年度分の使用料で36万9,000円の増額でございます。

続きまして、公の6、国庫補助金、1節公共下水道事業国庫補助金で290万円の減額でございます。内訳につきましては社会資本整備交付金事業の事業費の確定によるものでございます。

続きまして、公の7、繰入金、1節一般会計繰入金で1,090万5,000円の減額でございます。内訳につきましては事業費の確定による繰入金の精算でございます。

続きまして、公の8、繰越金、1節繰越金で前年度繰越金733万7,000円の増額でございます。

続きまして、公の9、町債でございます。1節公共下水道事業債で1,970万円の減額でございます。内訳につきましては事業費の確定によります起債額の精算でございます。

続きまして、議案書、ページ54ページをご覧ください。

第2表地方債の補正でございます。

起債の目的、公共下水道事業、限度額補正前4,650万円、補正後2,680万円、利率につきましては、補正前、補正後ともに4%以内、償還方法につきましては、補正前、補正後ともに記載のとおりでございます。以上でございます。

◎議案第17号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第17号の説明を、歳入歳出全般でお願いいたします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 平成25年度の介護保険特別会計補正予算の詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。

介の14ページをご覧ください。1目の一般管理費は91万4,000円の増額となります。4月からの消費税増税に伴いますシステム改修の委託料でございます。

次に、介15ページをご覧ください。1目の賦課徴収費は5万円の減額でございます。12節役務費の郵送料で実績見込みによる減額でございます。

次に、介16ページをご覧ください。2目の認定調査費は35万円の減額でございます。12節役務費は10万円の減額で郵送料の減額です。13節委託料は25万円の減額で認定調査の委託料でございます。いずれも実績見込みによる減額でございます。

次に、介の17ページをご覧ください。3目の地域密着型介護サービス給付費は4,000万円の減額となります。小規模多機能型居宅介護施設の明和太陽の家が事業を廃止したこと、及びグループホームから特養に移った方があったために減額となるものでございます。

5目施設介護サービス給付費は1億円の減額となります。ウエルハート明和に町内の人の入所が見込みより少なかったためでございます。

次に、介18ページをお願いいたします。5目の介護予防福祉用具購入費は10万円の増額でございます。実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

次に、介19ページをお願いいたします。1目の審査支払手数料は1万円の増額となります。これも実績見込みによるものでございます。

次に、介20ページですけど、1目の特定入所者介護サービス費で300万円の増額でございます。これも実績見込みによるものでございます。

次に、介の21ページです。1目の介護予防2次予防事業費で87万円の減額となります。11節需用費の通所介護予防事業の食料費で5万円の減額、12節役務費の生活機能評価事業の郵送料と手数料で20万円の減額、13節委託料で介護予防事業、歯科衛生士派遣の減、及び生活機能評価事業の委託料で62万円の減額でございます。いずれも実績見込みによるものでございます。

2目介護1次予防事業費で5万円の減額となります。8節報償費の講師謝金の減額で、講演会の講師を県の生涯学習事業を利用したために、講師謝金が不要となったためでございます。

次に、介22ページをお願いいたします。5目の任意事業費は11万6,000円の増額でございます。13節委託料の増額で地域自立生活支援事業の配食サービスの実績見込みによる増額でございます。

次に、介の23ページをご覧ください。1目介護保険給付費準備基金費で18万円の増額でございます。介護給付費準備基金の利息を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、戻っていただきまして、歳入のほうですけども、介の3ページをお願いいたします。1目の第1号被保険者保険料で309万3,000円の減額です。1月時点の調定額に今後の徴収率を見込んだ額を当初予算の差についてお願いするものでございます。1節の現年度分特別徴収保険料は297万7,000円の減額、2

節現年度分普通徴収保険料は11万6,000円の減額でございます。

次に、介の4ページです。1目の介護給付費国庫負担金で3,566万3,000円の減額でございます。国庫負担金の交付決定によるものでございます。

次に、介の5ページです。1目の調整交付金は100万5,000円の減額でございます。介護給付費の5.75%で、補助金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

次に、介の6ページをご覧ください。1目の介護給付費交付金は6,637万1,000円の減額、2目地域支援事業交付金は49万8,000円の減額でございます。いずれも補助対象額の29%で、交付金の交付決定によるものでございます。

次に、介の7ページをお願いします。1目の介護給付費県負担金は3,677万8,000円の減額でございます。負担金の交付決定によるものでございます。

次に、介の8ページをお願いします。1目の利子及び配当金は17万9,000円の増額でございます。介護給付費準備基金の利息でございます。

次に、介の9ページをお願いします。1目の介護給付費繰入金で1,710万7,000円の減額です。介護給付費の12.5%です。2目の地域支援事業繰入金、介護予防事業で11万7,000円の減額でございます。介護予防給付費の12.5%でございます。3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業任意事業で2万3,000円の減額です。包括的支援事業任意事業の事業費の19.75%です。4目の事務費の繰入金で5万7,000円の増額でございます。歳出の事務費の増額でございます。

次に、介10ページをご覧ください。2目の介護給付費準備基金繰入金は1,000万円の減額でございます。前年度の繰越金が多かったため、基金からの繰り入れを減額させていただきました。

次に、介11ページをご覧ください。1目の繰越金は3,223万3,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

次に、介の12ページをお願いします。1目の第1号被保険者延滞金は3万円の増額です。実績見込みによるものでございます。

次に、介の13ページをお願いします。1目の返納金は61万8,000円の増額です。介護給付費の不正請求による返納金で、事業者が廃業しているために、直接返納されたものでございます。3目雑入は53万8,000円の増額です。前年度の認定審査委託料の精算による返還金と、システム改修の補助金でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議案第18号の詳細説明

○議長（北岡 泰）　続きまして、議案第18号の説明を、歳入歳出全般でお願いいたします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀）　平成25年度の後期高齢者医療特別会計補正予算の詳細説明を行います。

歳出から説明をさせていただきます。

後の6ページをお願いいたします。1目の後期高齢者医療広域連合納付金は265万円の減額でございます。共通経費負担金は8万8,000円の増額、一般管理費事務費負担金は191万8,000円の減額、健康審査事業費負担金は11万9,000円の減額、健康審査事業事務負担金は9万8,000円の減額、保険基盤安定負担金は60万3,000円の減額で、いずれも平成25年度負担金の確定によるものでございます。

次に、後の7ページをお願いします。1目繰越金で346万6,000円の増額でございます。一般会計への繰出金で前年度の事務費繰入金の前年度の精算分が28万6,000円、療養給付費負担金の精算分が318万円でございます。

次に、後の8ページをお願いします。1目の予備費は財源振替でございます。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして後の3ページをお願いいたします。

1目の事務費繰入金は204万7,000円の減額、2目の保険基盤安定繰入金は60

万3,000円の減額です。歳出の広域連合納付金の減額によるものでございます。

次に、後4ページをお願いいたします。1目繰越金は28万6,000円の増額です。前年度の繰越金でございます。

次に、後5ページをご覧ください。1目の雑入は318万円の増額でございます。前年度の広域連合への療養給付費負担金の精算による返還金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議案第19号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第19号の説明を、収入支出全般でお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） それでは、水道事業会計の補正予算の説明をさせていただきます。

まず、収益的支出から説明をします。

予算書は企の1、議案書はページ61ページの第3条をご覧ください。

第1項営業費用で3万3,000円の増額でございます。1目の原水及び浄水費、16節委託料で60万円の減額となっております。これは各水源地水道施設の保守巡回点検の委託料の精算によるものでございます。4目総係費で63万3,000円の増額でございます。2節の手当で20万円の増額でございます。これは水道の会計システムの変更に伴います時間外の増ということで、20万円の増額でございます。

16節委託料で43万3,000円の増額でございます。水道の加入増によります検針の件数の増で5万5,000円の増額、それから4月から消費税増税に対応いたします会計システムの変更作業で37万8,000円の増額でございます。

続きまして、第2項の営業外費用でございます。1目支払利息、16節の企業

債の支払利息で46万4,000円の減額でございます。

次に、資本的支出でございます。予算書企の3、議案書のページ62をご覧ください。第1項建設改良費で2,464万2,000円の減額でございます。1目建設改良費で2,384万2,000円の減額、内訳としまして16節委託料で726万5,000円の減額でございます。この内訳につきましては高野建設改良に伴います配水管の移設の測量設計、それから毎年緊急時に対応できるように測量設計の予算をいただいております分、それから本郷勝見第2線の上水道の拡張工事の測量設計業務等が主な減額でございます、合わせまして726万5,000円の減額ということでございます。

次に、20節の工事請負費で1,657万7,000円の減額でございます。これも項目につきましては先ほど申し上げました道路改良に伴うもの、それから緊急時の対応のもの、本郷勝見第2線のもの、工事費を合わせまして以上の額を減額させていただくものでございます。

次に、2目の固定資産購入費でございます。33節の量水器の購入で80万円の減額でございます。これは単価契約が少し安く入りましたので減額となるものでございます。

次に、資本的収入でございます。予算書、企の2、同じく議案書のページ61の第4条をご覧ください。第1項の企業債で1目の企業債でございます。1節の企業債で490万円の減額でございます。上水道事業債でございます。町道本郷勝見第2線の上水道管の布設設計業務及び工事費の確定による企業債の精算でございます。

第4項工事負担金、1目の工事負担金でございます。工事負担金で621万8,000円の減額でございます。これも項目につきましては先ほどの委託料、工事費同様、工事負担金が精算により減になったというのが主な理由でございます。

次に、企の4、企の5の予定資金計画の説明は省略をさせていただきます。

次に、企業債でございます。議案書の第5条をご覧ください。

起債の目的は上水道事業、補正前の限度額は1,200万円、補正後の限度額は710万円でございます。起債の方法は補正前、補正後とも証書借入れ、利率は補正前、補正後とも4%以内で、起債の償還方法は記載のとおりでございます。

次に、議案書第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、補正予定額の人件費の20万円でございます。既決額と合わせまして、合計が3,974万4,000円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 以上で、一括上程した各議案の詳細説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第12号 平成25年度明和町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

第2款（歳出）・第16款（歳入）の質疑

○議長（北岡 泰） お諮りいたします。

議長提案といたしまして、まず、歳出、ページ25ページ、2款総務費、財産管理費の土地購入費及び歳入、ページ16ページ、16款財産収入、土地売払収入について、特に質疑をいただきたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） すみません。ちょっと異例な取り扱いになりますが、この点につきまして質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

どなたでも。

9番 乾議員。

○9番（乾 健郎） 土地購入費というのは、これ菊川鉄工跡地の計画に伴うことだということだと思しますので、まず、菊川鉄工跡地の土地利用計画について、平成24年9月11日の第3回定例会の同僚議員の質問で、町長は、公共施設

用地としての土地の利用計画、それをですね、やはりきちっと立てて進めていかないと、そのように考えておりますとお答えになっています。まず、これが間違いないかをお聞きしたいと。

それから、平成25年3月13日の第1回定例会の同僚議員の質問では、町長は、今回ですね、当初予算におきまして、公共施設整備調査業務委託ということで、委託費を計上をさせていただいております。これはなかなか我々素人ではそういうアウトライン的な基本的な部分、なかなかプロジェクトを組んでチームをつくって検討委員会をつくっても、なかなか難しいというふうに私は考えておりますので、今回計画対象地へ移転した場合の課題とか、そういったものの整理とか、それからアクセスとか、それから町民の動きですね。導線とよく言われる部分、それから各施設のその規模とか、例えば今、頭の中に描いておりますのは庁舎だけではなしに、消防署、防災センターも集約したものとか、そういったものも将来考えていかなければならんと、そういった施設のあり方とかですね、そういったものですね。一つ考えていきたいと、そのように思います。

従ってですね、たたき台的なものをまず我々としても把握をさせていただいて、そして皆さんにも検討いただいて、そしてこれはもう町民の人が色々を使うわけでありますので、我々だけの考えではなしに、いろんなアンケートも取りながら進めてまいりたいと、そのように思っておりますので、今年の当初予算でそういう委託費を専門的な業者にとりあえずたたき台をつくっていただくということでお願いしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますと、お答えになってはいますが、間違いありませんか。

そして、先日、今回の一般質問をさせていただくために、議会事務局長を通して菊川鉄工跡地の土地と測量図をいただきたくお願ひさせていただきましたところ断られました。町長の回答として、土地の利用計画、それをきちっと立てて進めていきたいと言ってみえます。そして皆さんにも検討いただいて、そしてこれはもう町民の人が色々を使うわけでありますので、我々だけの考え方ではなしに、そういったアンケートも取りながら進めてまいりたいと、そのよ

うに思っておりますと言ってみえます。この辺に大分違いが出ているのじゃないかと思いますが、その辺の明確なご回答をいただきたいと思えます。

土地の利用計画を立てて、皆さんにも検討をいただいて、町民の人の考え方で進めてまいりたいと思ってみえる町長さんが、公開情報をしてはいけない理由を教えてください。こういう町民サービスができない理由を教えてください。こういう町民サービスができない理由が、この土地は誰の土地ですか。明和町の土地ではないのですか。町長は議会がどのような提案をしても一切聞く耳を持たないで、まず、農協へ9,500 平米を渡して、あとで町が共有する形で話を進めていく考えと、わかりにくいことを言ってみえます。この土地は町有地にあります。町がきちっと計画を立てて進んで、あとでもう少しでも共有する土地が出れば話を進めるということが一般常識ではないでしょうか。町長、こんなやり方でよろしいんですか。

町民の土地をどのように利用するかは、明和町がしっかり計画を立てるべきではないのですか。私はこの土地は公共施設用地でありますので、敷地全体のエコ対策要件を導入とか、笹笛川の放流とか、いろんな提案を全員協議会、総産委員会等でもさせていただきましたけど、何らまともなご返答をいただいてません。やはりそういう形をきちっと計画をしていただくべきではないのでしょうか。こういう点にお答えをいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 全般的にご質問いただきました。

まず、平成24年9月11日の第3回定例会一般質問、色々公共施設利用地の取得に関してのご質問をいただいたところでございます。また、25年3月13日の一般質問にも、今後の公共施設の整備の進め方についてのご質問もいただきました。その趣旨の乾議員がおっしゃられるような、その趣旨の回答は町長のほうからさせていただいたということでございます。

25年度の計画と申しますのは、各施設のまずゾーニングをしていく、それと

土地利用のゾーニングをしていく、それと公共施設、これからどのように、どれぐらいの面積が要ってくるのかというのがわからないことには、農協さんに譲渡する、していいのかどうかといったたたき台もない。そういったことからですね、周辺市町の平均的な規模の算定を行い、その中で最大マックス、どれだけ農協に譲ることができるのかといった算定をさせていただいたところでございます。

そういった中でですね、12月末でございますが、農協さんのほうから農協の整備構想の案がご提出があり、その中で9,500 平米の土地が必要であるとの計画でございますので、そういった形で譲り渡していきたいというのを年明けの全員協議会の中で、こちらから提案もさせていただいたところでございます。

で、色々、種々色々な形でのご質問をいただいたわけでございますが、今後の具体的な農協に譲り渡したあとの残った公共用地の活用、これについてはですね、今後、その建設時期に合わせどのような規模の、どのような形でのですね、計画にしていくのかといったことは、今後の後日、その都度ですね、計画しながら、またパブリックコメントの募集であったりいろんな形でのですね、町民皆様にご意見を聞くような形をとりながらですね、進めてまいらないかというふうにご考えておるわけでございます。

今後の、今回の計画につきましては、あくまでも24年度のJAからの申し出を受けて、諸施設の規模、これも本当に概略ではございますけども、最大限どれだけ譲り渡せるのかを算定したものでございますので、今後の具体的な公共施設の中へ、庁舎であったり、消防防災センターであったり、将来的に必要な500 席程度の文化会館、こういったこれから明和町が必要とする施設の整備についてはですね、26年度以降進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北岡 泰） 測量云々の話は。

○防災企画課長（中谷 英樹） 測量図、これ測量図と申しますか、分筆図でございます。これを焼かさせていただきました。1月の14日の全協時点で

ご質問をいただいたことをごさいますけども、その時点では私どもまだ分筆作業中でした。できておりませんので、その測量成果については、その時点ではお断りをさせていただいたということをごさいます。

ですので、1月末の分筆作業後であればですね、その時点ではその成果品を焼くということについては一考が必要かと思えますけども、カウンターのところですね、閲覧をいただいたという形でご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 乾議員。

○9番（乾 健郎） 答えになっていないじゃないですか。

○議長（北岡 泰） 町長、補足はなんかありますか。

町長。

○町長（中井 幸充） 確かに今、課長のほうから答えたとおりでありますし、私の気持ちとしてはその当時公共施設用地、いわゆるJAだけではなしにですね、明和町の商工会、そして土地改良区等々も含めて、公共的な機関すべてをあそこへ集約できたということ答弁をさせていただきました。その気持ちには今も変わりはありません。で、その流れの中でですね、一つはJAさんのほうから早くという申し出がございまして、こちらが我々のほうが、そういった全体の構想を立てる以前に、JAさんのほうからの先の譲渡の申し入れがあったということで、まずはご理解をいただきたいと、そのように思います。

その中でですね、我々が、じゃあ我々の構想を立てている間にですね、委員会や全協でも色々と申し上げてきましたけれども、JAさんが他の市町へ移っていくという、そういうことを防ぐためにですね、課長が申しあげましたように、とりあえずは我々のゾーニングという形の中でですね、どれだけJAさんに売り渡したらいいのかどうか、売り渡せるのかどうか、そういったことをですね、先に研究というか、調査をさせていただいて、そして全協等々に、委員会等々にお諮りをさせていただく中で、ずっと今日まで来たというふうに思っております。

ただ、現段階です、乾議員が、私も申し上げましたけれども、全体の庁舎の考え方とか、あるいは文化会館の考え方等々含めてですね、今の時点ではなかなか財政的な面もあり、これからの作業ということでもありますので、これらの作業については、私が申し上げておりますようにパブリックコメント、あるいは議会の皆さんの意見も聞いて、そういった中できちっと整理をしていきたいと、そのように考えておりますので、今、我々が色々議論させていただいているのは、正直申し上げましてJAにそれだけの分を譲り渡してもいいのかどうかというところで、今まで進めてきたわけでありまして、全体での構想をすべて立ててからではないと駄目だという、そういう判断ではなしにですね、どれだけ譲ることができるのかという視点で今まで協議をさせてもってきたというふうに理解をしております。

従いまして、構想的なもの、あるいは土地利用について全体的に今計画を持っているわけではありませんので、そういった点です、ご審議、ご了解、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、乾議員。

○9番（乾 健郎） 町長さんはね、土地利用計画をきちっと立てて進めてまいりたいと、お答えいただいております。そこが一番問題なんです。

それとですね、いろんなアンケートも、その土地利用計画に対してですよ、いろんなアンケートを取って進めてまいりたいと、本会議の一般質問の議会の中で答弁をされてみえるわけです。土地利用計画なんです。あそこ全体の土地利用計画なんです。これをアンケートまで取って進めてまいりたいって、町長さんが議会で答弁をされてみえるわけなんです。そこなんです、ね。それをその一部を売るというのは、土地利用計画をしてないわけと解釈せざるを得ないわけなんです。

それでなおかつですね、9,500平米を渡してから、もしおかしかったら考え直すというような言い方もされてみえる。これはこの前の全員協議会の席で。

そういう形で言われてみえる。まずは明和町が土地を利用計画を立てて、なおかつ渡せる最低限は渡してもうてもいいわけですけど、そういう部分はまず明和町の土地に置いておいてから、計画を色々農協さんとしていただくべきではないかと思うんです。渡してしまえば、向こうの明和町の公共施設、土地ではなくなるわけですので、それができない可能性は十分出てくるわけです。そういうことも十分考えてですね、慎重に進んでいただかなければいけないことだと思います。これは大事な土地でもありますし、町長さん自ら一般質問の中で、明和町の皆さんと相談して土地利用計画を考えるって、お答えになってみえるわけですので、その辺、もう一度お願いします。

○議長（北岡 泰） 答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 全体計画は先ほど申し上げましたように、色々な方のご意見を賜りながらやっていきたいというふうに答弁をしておりますし、ただ、今回は今までの委員会でも十分に説明をさせていただいたように、まずJAの申し出があった中でですね、どのような部分の中で、どんなふうに将来の施設が考えられるのかという形の中でですね、相談を申し上げ、譲り渡す、これぐらいやったらいいんじゃないかという、そういう計画の中でですね、話を推移してきたというふうに私は思っておりますので、乾議員がおっしゃるように我々は、私はあそこの部分を何の相談もなしにですね、じゃJAに譲り渡すというようなことは一言も言っておりません。

従って、議会の議員の皆さんが、まず住民の代表であるんで、ですから、皆さんのご意見を、あるいは了解を得たうえでJAに譲り渡すんなら譲り渡すという形の中で、平成24年の7月の申し入れがあった以降、いろんな形の中で皆さんにご相談をにかけているわけでありまして、あながちですね、全くその皆さんのご意見を無視して、私が独断でJAにそのことを譲り渡すというような考え方は、私は持っておりません。あくまでも皆さん方にも相談を十分私はさせていただいて、事務局のほうからもこういう考え方、ああいう考え方ということの中で、お示しをさす中で、最終的にここら9,500 平米やたら譲り渡して

もいいんじゃないか、そういう了解のもとです、JAのほうにその部分だけ渡していくという、そういう流れだというふうに私は理解しております。

確かに、何遍も申し上げますが、全体の計画を立ててということになってきますと、随分の時間がかかります。JAさんのほうがお急ぎでございますので、しかし、どれだけやったら譲れるのか、今そういうところでですね、皆さんのご意見を賜った中で色々と議論を重ねていると、重ねてきたというふうに私は理解しておりますので、そういった点です、再度ご理解、ご了解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 乾議員、再質問ございますか。

乾議員。

○9番（乾 健郎） 何遍も言わさせてもらいますけど、町長さんは一般質問で、町民の人に色々と使う、町民の人が色々と使うわけではありますので、我々だけの考え方ではなしに、いろんなアンケートを取りながら進めてまいりたい。町民の人にいろんなアンケートを取りながら、この土地利用計画を進めてまいりたいと言って、ご返事いただいております。いろんなアンケートをやっぱり今まで取っていただいておりますか。それをお聞かせください。

それと、これが取ってないということは、一般質問でお答えになったのと内容が違う、この方向性が、内容が違うことに私はなることと思いますので、その辺をお聞かせください。

また、それから土地利用計画のエコ対策等色々な提案もさせていただいておりますけど、その辺のご返事は全然いただいてませんし、先ほどの課長さんの分筆がしてあったもんで渡せないっていうような言い方をされましたけど、渡せないという理由になってないと思うんですよ。閲覧はできとったわけですので、閲覧がちゃんとできておるとい、分筆がちゃんと、資料はちゃんと整っておるわけですので、それで渡せないというのは理由になってないと思います。

また、この分筆もこの農協へ渡すための分筆であって、まだ承認も、議会の承認も得てないのに、そういう分筆作業を優先させて渡せないっていうのはお

かしいことだと思います。ですので、その辺の答えをもう一度お願いします。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 3点ほどご質問いただいたわけでございます。

まず、ちょっとですね、私どもも24年当時の一般質問の内容について調べてみました。その中でですね、ちょっとまた見落としがあると思し訳ないんですが、町長の答弁の中にですね、パブリックコメントといった形なのかどうなのかという部分の回答はさせていただいておるようでございます。アンケートを取ってきっちりやっていくというような形の答弁の内容にはなっておらないかというふうに、私一点目のことについてはちょっとお答えさせていただきます。

それと、エコ対策ということで色々、るるご提案もしていただいたということでございますが、今までの全員協議会の中でですね、まだまだそういった具体的な検討をしていく内容には至っておりません。現在のところはあくまでも整備対象としてのゾーニングの検討、将来的な庁舎、あるいは消防防災センターがどれぐらいの規模になっていくのかという検討でございまして、今後ですね、それが建設時期前にですね、建物についての色々な考え方等についてのご意見、こういったものを具体的に検討していくというふうな流れになっていくんではないかということで、現在、排水対策いろんな対策あるやろと思いますけども、そういった具体的な対策の検討には全体の中でもさせていただいていないという段階でございますので、ご了解いただきたいと思います。

それと、1月の14日時点の全員協議会時点ですでに、分筆図面のコピーをとということでございますが、その時点ではまだ分筆の作業中であらうございまして、まだ成果品ができ上がっておりませんので、コピーはさせていただきませんということで、私は申し上げさせていただいておりました、1月末がその成果品の完成でございます。で、先日見ていただいた、閲覧していただいたときには、その成果品が完成しておりましたので、窓口のほうでご覧いただいたということでございますので、その1月時点ではまだものができてない、成果品ができていないということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それともう一つ、それとそれをまだ議会の承認を得られない前から分筆登記、分筆作業しておるやないかということでございますが、これは予算が認められております。その中で、その予算に従いましてその分筆についてですね、作業を進めさせていただいておるということで、これもちょっとご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

乾議員。

○9番（乾 健郎） 今、議事録を平成25年3月13日の議事録を朗読していただきませんかでしょうか。

○議長（北岡 泰） 議事録はお持ちですか。

○防災企画課長（中谷 英樹） いや、今ちょっと手元にありません。

○議長（北岡 泰） ちょっと調べてくれる。

それまでちょっと待っていただけますか。

25年の3月でしたか。

○9番（乾 健郎） 3月13日の第1回定例会でございます。

○議長（北岡 泰） で、乾議員のその部分はちょっと保留させていただいて、次、質問される方はございませんか。

田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） この菊川鉄工所元所有地に関する問題については農協へ、JA多気郡本部ですね。ここに譲ってもええという結論はですね、町長が町政外の手続きにおいて、私は進めてきておるということを、何度もこの全員協議会、あるいは監査請求においても述べてあります。どうしてですね、JAというのが我々の最初から、これは公用地であり、いわゆる防災庁舎と、それから文化会館と、そういったものなら誰しもですね、公用地に公共施設が建つという事は納得できます。

しかし、JA多気郡のような民間団体をですね、そこに持ってくるという、土地を切り売りしてまで持ってくるという、これは公共用地の利用からしても、

町民感情からしてもですね、決して認められることはないにもかかわらず、町長が独断で進めておると、これはもう絶対、決して議会でもこれはもう恐らくやこういうことをやられると、近々恐らく否決というような形が度々出てくるんじゃないかと思えますよ。

こういうこともですね、何ら意に関せずですね、町長は、あれはいい、これはいい、言われたことももう途中でこう変更されたり、初めに私にもこれは法的には農協はここへ来れませんと、法的に認められるものではありませんと言っておられながらですね、この際、ああいうふうな3階建てのものを持ってきて、その中に営業目的の事務所も引つけてあると、これはもう全く最初から私が質問してきたことに対して、全く違うことをですね、堂々と変えられて、このときはこう言われ、また防災課長はこう言うてですね、コロコロコロコロ変わってます。我々は全くですね、正当な誠意のある回答はいまだかつて得られていない。これは我々町会議員としてのですね、受け止め方なんですよ。これを町長は防災課長と二人が言われてますが、ほとんどですね、一貫性がないどころか、最初に言われたことがコロコロ変わってくる。これがその町政であるのか、私も何回も質問しましたが、こういうことの連続ではこれはもう町民が納得しないと思えます。

だから、町長にちょっと質問しますけども、この監査、私が住民監査請求を出して、今ここに皆さん手元にあると思うんですよ。この中にも幾つもですね、農協のことについて監査請求を行っています。この中でもですね、特に農協がこのまんま明和町の公用地でありながらですね、このまんま民間団体に売り渡すことによって、町の財産にですね、損害、または損失が発生する恐れが認められることから、請求の趣旨及び請求の一部に記載された事項については、監査対象事項になる得るものと解されるというふうに、まず、監査委員がここに断定しておるわけです。

結論的には、・・・・・・・・・・・・・・・・、なかなか私の希望どおりの勧告にはなっておりませんが、途中のこの解釈においても、このようなその

監査対象事項になり得るものと解釈されると、こういうふうに書かれています。ここまでですね、皆さんがこれは町のその公共用地として利用することにおいてですね、民間、JA多気郡に売ることが町のためにならないと、むしろ町の損失になると、将来大きな禍根を残すことになる、ここまで皆さんがですね、こうして町会議員が町政に対して訴えてきたわけですよ。これがほとんどですね、曲げられて入れてもらってない。こういうことは、これは町議会としても決して許されることはありません。ですから、町長のもう少し我々が納得できるような今までの結論をまとめてですね、私今から回答してください。まずお願いします。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼いたします。

本日、テーブルのほうにですね、住民監査請求結果ということでお手元には、皆様のところには届いておるかと思えます。その中で、ご質問いただきましたとおり、14ページに最終、半ページにわたる菊川鉄工所所有地に関する結論ということで、監査委員様から回答がなされております。

まず、結論に、ちょっと一番飛ばさせていただきます、結論に至った理由ということでございます。今後、本町において法第238条第4項に定める普通財産として取得される見込みであると、ところで普通財産は法第238条の5第1項の規定に基づき貸し付け、交換し、売り払い、譲渡、これ略でございますが、することができる。から取得後に本町が同地を売り払うことは可能である。

そうすると、今後見込まれる菊川鉄工所所有地の本町から、多気郡農協協同組合への売却は法令等の規定に反して違法になるということにはならないという文書でございます。それと、講じることを求める措置といたしましては、なお、請求には第2の2（5）及び第2の3（2）に記載のとおり、それぞれ講じるべき措置を求めている。しかし、第4の1（1）及び第4の2（1）に記載のとおり、本件請求には理由がないから、これらについての判断は行わないというような監査請求結果であるというふうに考えておりますので、田辺議員

がおっしゃられた、ちょっと内容とは違っているのではないかというふうに思っています。

○議長（北岡 泰） 田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） またまた、その根拠のない回答でありまして、決して納得できる回答ではございません。

ということは、理由はですね、この今、簡単に代表監査委員の結果について、最後の文書を読まれましたけども、ここに至るその内容はですね、決してこのような・・・私は監査委員の方の結論にはならないと思うんです。ということは、どうしてですね、菊川鉄工所さんの土地を町がですね、何で多気東部開発公社を通じてですね、まず買うていただいて、それから何で町がそれを買戻すことになったのか、その理由を聞かせてほしい。それでないと納得できない。それじゃなかったら何で菊川から直接買うたらいけなかったのか、直接買えなかったという理由聞かせてください。

菊川さんは、これは公共用地として庁舎とか文化会館を建てますと、建てたいので買戻したいんですと、それやったら結構ですというので、それやったら公共用地として買うてもらわなあかんというので、多気東部開発公社を通じて明和町は買うたのやと思います。そのことに反していることになりましてよ、これやったら。どうして多気東部開発公社を通じて購入したのか、その理由を聞かせてほしい。回答してください。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 平成24年当時の用地の取得につきましては、まず、町が買収する場合はその買収目的というのがなければですね、その用地買収にあたれないということもございまして。その当時4万1,000平米、約4万1,000平米の菊川鉄工所用地については、その土地利用が明確になっていないということから、多気東部土地開発公社が町の依頼を受けて、先行買収したという形をとらせていただいております。

また、菊川鉄工所さんからはですね、その土地をどのように使うからと、ど

のような利用の仕方をしなさいというような、そういった約束事はその当時の内容には入っておりません。あくまでも土地について、約4万1,000平米についてですね、今後明和町のためにご活用くださいということであって、何を建てる、何を建てていくよというようなことでの用地買収協議ではございませんでしたので、その点だけのご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） またまた、そのわけのわからん回答やと思います、その用地買収と言いますか、菊川さんは少なくともですよ、明和町さんが売ってくださいよと言うたときには、何に使われますかと必ず聞いてくると思う。当然、庁舎とか文化会館、公の用地に使いたいんですと、こういうことであって、初めてですね、菊川さんはそれじゃお売りしましょうと、買い戻すことに賛成しましょうということになったのは、これはもう完全なるですね、誰が考えてもこれは明らかなことなんです。それを曲げて今、防災課長はそんなことはないんやと、何でもええで買い戻したら何に使うてもええんやと、そういうことは決してない。

これは私が失礼な言い方ですが、町長さんに私は何度もですね、菊川さんへ行って懇願して買い戻してくださいよというようなことをいろんな会議でお願いをしてまいりました。その結果、行ってもうたと思うんですが、その結果、私は途中のその交渉に入った人に聞きましたら、これは当然、その明和町がその土地を切り売りするような、そういう内容で売った覚えはないと、当然明和町さんがほしいのは、庁舎とか公用地にしたい、公共施設を建てたいのでお願いしますというので売ったと、ここまで聞いていますが、これを否定するのですか、防災課長お願いします。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

この菊川鉄工所の用地の買収につきましては、私産業課長当時でございますので、平成23年10月からこの、なかなか相手さん名古屋の証券会社等に上場され

ておる企業さんでございますので、あくまでも表には出ないような形で、色々と土地取得についての交渉、私担当させていただいて進めさせていただきました。24年の4月、防災企画課長に任命されてから、6月に公社予算で議会のほうにお諮りし、土地取得するための予算をお認めいただき、7月に正式に売買をしたところでございます。

そういった中でですね、この用地について色を付けて、どういった理由をしますからと言って、菊川鉄工所さんと交渉したということはございません。そしてまた、この今回の25年度の事業の中でですね、公共施設整備事業の進捗ということで、その都度菊川、今はちょっと名称変更ございまして、菊川エンタープライズという会社名に変わっておりますが、菊川厚社長さんにもですね、現在の進捗状況といったことで報告もさせていただき、一部を農協に売却させていただくといったことについても菊川エンタープライズさんのほうには、ご報告させていただいているところでございます。そういった形の中で進めさせていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

○議長（北岡 泰） 暫時休憩いたします。

（午後 1時 59分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、事務局長より答弁の部分を読んでもいただきますので、よろしくお願ひします。

（午後 2時 00分）

○議会事務局長（浅尾 恵次） 平成25年3月13日の町長の答弁を朗読させてい

ただきます。

町長の答弁一連のところだけ全部読まさせていただきます。

今回ですね、当初予算におきまして公共施設整備調査業務委託ということで、委託費を計上させていただいております。これはなかなか我々素人では、そういうアウトライン的な基本的な部分、なかなかプロジェクトを組んでチームをつくって検討委員会をつくっても、なかなか難しいというふうに私は考えておりますので、今回、計画対象地へ移転した場合の課題とか、そういったものの整理とか、そこからアクセスとか、それから町民の動きですね、動線とよく言われる部分、それから各施設のその規模とか、例えば今、頭の中に描いておりますのは庁舎だけではなくに、消防署、防災センターも集約したものとか、そういったものを将来考えていかなければならんと、そういった各施設のあり方とかですね、そういったものもですね、一つ考えていきたいと、そのように思います。

従って、たたき台的なものをまず我々としても把握させていただいて、そして皆さんにも検討いただいて、そしてこれはもう町民の人が色々と使うわけありますので、我々だけの考えではなくに、いろんなアンケートも取りながら進めてまいりたいと、そのように思っておりますので、今年の当初予算でそういう委託費を専門的な業者に、とりあえずたたき台をつくっていただくということでお願いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上が、町長の答弁でございます。

○議長（北岡 泰） 乾議員、お願ひします。

○9番（乾 健郎） 今、聞いていただいたとおりなんです。やはり皆さんにアンケートを取って進めたいって、町長さんは本会議の席でこのように発言をしてみえます。それはやはり重視していただかなければいけないのじゃないかと思ひます。また、私が総務産業常任委員会等で質問させていただいた提案も、なかなか説明をいただひていません。そういうことが多々ありますので、それにまずきちつとご返事をいただひたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 町長。

○町長（中井 幸充） まず、基本的な部分でということで、その当時、お答えをさせていただきました。しかしながら、私どもがその基本的になる部分というのは、課長が申しあげましたように、そのアウトライン的なゾーニングの分け方を、25年度やらせてもらおうということで、進行をさせていただいたということでございます。

従いまして、そのときにお答えさせていただいた詳細な、例えば防災センターだとか庁舎だとかということについては、まだ全然白紙の状態であります。位置的に大体これぐらいというそのゾーニングの部分でお示しをさせていただいている部分でありますので、これからですね、もっと詳細についての具体的な計画なり、考え方を練った中でですね、アンケートなりそういったものも当然取っていくということで、お約束をさせていただいておりますので、少しばかり乾議員のその思いと、私たちのその業務の進め方そのものがですね、若干こうズレているというのは乾議員のご質問の中でですね、あっ乾議員はこんなふうに思ってみえんのかということの中でですね、多少、乾議員のほうがもう先へ先へこう進まれますので、その点ですね、ちょっと我々のほうが進め方が遅いという、そういう実感は持ちますけれども、決してそのことをすべて否定をして云々ということではございませんので、そういった点で十分ご理解をいただきたいなど、そのように思います。

○議長（北岡 泰） では、辻井議員お願いします。

○9番（乾 健郎） すみません。アンケートの件をちゃんとお答えいただけませんかでしょうか。

○議長（北岡 泰） 乾議員、先ほどの説明であったと思うんですけど、たたき台的なものをつくって、それから議会にかけて、それからアンケートということ町長は答弁されてますので。

○9番（乾 健郎） 土地利用計画としてアンケートを取るということですよ。

○議長（北岡 泰） 施設のあり方ということで言われていますよ。

○9番（乾 健郎） それは土地全体という意味ですよ。それを部分的に売るのはおかしいですよ、先行して。

○議長（北岡 泰） それは町長との意見の食い違いですから、納得できなくても仕方がないということですね。

○9番（乾 健郎） それやったら、その一般質問の答弁に嘘をつくような形になってきません。

○議長（北岡 泰） だから、これは辻井議員の質問の中で、庁舎内で独自に委員会でも立ち上げ検討するのか、それとは別にオール明和で町民の意見を反映した活用方法等を入れて検討していくのか、方向性をお聞かせくださいという質問の大前提がありますので、それに対して町長が先ほど、事務局長が読み上げましたように、まずはたたき台的なものを町がつくると、そしてそれから議会にまずはかけると、そして検討していただくと、そしてそのあと町民へのアンケートをしていくと、そのベースをつくりたいんだという答弁ですので、手順的には合っているような気がします。

ただ、先ほどから町長が言われていますように、JAが先に土地を取得したいと、その話のズレがありますので、ご理解をしてほしいということをおっしゃっていますので、議員が納得されないのはそれは仕方がございませんけれども、町長は答弁を一生懸命されておると僕は思いますが。

○議長（北岡 泰） 乾議員。

○9番（乾 健郎） 先ほどもね、課長さんがこのパブリックコメントのようなことは言うたかも知らんけど、アンケートまで言ってみえませんかというご返事をしておるんですよ。これアンケートちゃんと、今、事務局長さん言われたように、ちゃんとね、答えてみえるわけなんですよ。ここまで虚偽をしなければいけないんですか。

○議長（北岡 泰） 乾議員、ちょっと座ってください。

防災企画課長が答弁した話を自分が答弁しただけではないので、町長がそんなふうにしたというふうには、パブリックコメントをするというふうには思っ

ただで、町長としては別に自分の答弁を否定しておるわけではないので、そやで今、議事録を取り寄せよというて取り寄せたわけでしょう。確認をしたいということで、ですから、防災企画課長の答弁は間違っておったということだけです。

○9番（乾 健郎） 謝ってください。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長の答弁は間違っておったということだけです。

防災企画課長、謝ってください。

○防災企画課長（中谷 英樹） 私が答弁をさせていただいたのはですね、24年9月11日の一般質問の中で、町長が述べられておる部分の中ですね、パブリックコメントという言葉が出てまいります。そのことを私は申させていただきました。で、そのあとの3月ですね、違う議員さんの質問の中については、私ちょっと詳細はわかりませんということでの先ほど答弁をさせていただいたつもりでございます。

○議長（北岡 泰） 乾議員、どうぞ。

○9番（乾 健郎） 結局ね、そこまで説明して答弁していただけてないでしょう。パブリックコメントというのを、そしたら24年9月11日のときはパブリックコメントっていう形で、私の質問にお答えいただけておたらね、それはそれで正当かも知れませんが、そういう説明なしに、アンケート等言ってみえませんか、課長さんは言われたわけですね。その辺、議長さんちゃんと判断をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 今のは謝罪になってないということですか。じゃ、もう一度合わせて防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 24年9月、また25年3月と一般質問のお話をさせていただきました。ご質問いただいたわけでございます。私ちょっと整理もしかねておりまして、曖昧な答弁になってしまいました。ご迷惑かけたことに対して誠に申し訳ございません。

○議長（北岡 泰） じゃ、辻井議員お願いします。

○8番（辻井 成人） すみません。乾議員からも大分言われて関連になつてくるように思われますけども、我々というか、私としてはですね、以前にも言わせてもらったようにですね、農協さんがですね、民間団体ではないと、町長は公共団体であると謳われた中でね、それでこの公共施設の土地利用の構想の中に入れて、まず9,500を残地として見て、売るという結論を出したと思います。そのように説明受けてきました。

しかしながら、その最大9,500であつてですね、公共施設としてはですね、以前にも言わせてもらったように、営利を目的としないのであればですね、9,500という面積が妥当なのか。なぜですね、農協さんに対してそのマックスではなくて最大の。最小で先にお話を持っていかなかったのか。そこから新たに協議が生まれてですね、我々議会にもそういう話を持ってきて、それから後すぐにもうこれ1年、ほぼ1年ですね。6月かそれぐらいか予算立てしてから。その間にですね、我々にも色々こういう案が出てきておる。ゾーニングもありますということがありました。9月以降にもですね、町民にアンケートを取ることとは可能であつたのではないかなと、議会にかけて議会の承認を得てからアンケートを取るんでは、もうこの時点で農協さんにそれは譲渡された形になります、採決されればね。賛成になればもうないということです。

そこでですね、町民さんにあとで意見を取ったところで、これは何もならないんじゃないかなと、それでは議論にもならないし、いろんなそのアンケート調査にもならないと思います。だから、先にそのようなことを手順を踏んでですね、去年のうちにでも、そういうアンケートを取る動きというのはできなかったのか。

あとほと農協さんとですね、JA多気郡との間で、もう我々議員では出されたものに対しての意見を述べさせていただいたり、色々聞かさせていただいたわけですけども、農協さんとの間ですね、多分、多分という言い方悪いですけども、行政さんの中でのですね、いろんな土地の譲り渡しについて細かい部分もお話はしているであろうと、私は推測します。結局、南側へ行ってもらっ

でもいろんなことがあったやろし、そこでお互いが折衝したこともあると思いますもんでね、そこら辺が我々議員としてはあまり把握できてないというか、わからない部分があるのでね、その部分があるのであれば、やはりこうもっとオープンしていただいでですね、議論の場をつくっていただきたいんですが、その点についてはどうですかね、ちょっとその点聞かせてください。

○議長（北岡 泰） 答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 大きく二点ほどのご質問いただいたというふうに思います。

まず、一点目、なぜ9,500平米必要なのかといったこと。

それから、二点目は、農協主導で進めてきておるような形かなというようなこと。

それからもう一点、アンケートのちょっと是非についてはですね、三点目。一番最後にはさせていただくんですけども、まず平成25年度ちょっと繰り返すにはなりますが、整備対象地としてのゾーニングを検討させていただきました。その中で、庁舎、消防防災センターの規模の検討を行いまして、整備計画としてですね、現在もとりまとめているところでございます。

その後ですね、その後やなしに、今年の6月からの流れでございすけれども、6月には農協に土地を譲渡する方向で検討に入らせていただきたいという報告を、全員協議会の中でさせていただき、また9月にはですね、今のゾーニングの原形となるイメージについてご報告もさせていただきました。そのときには、やはり農協さんの意向といたしまして、明和中央線、幹線道路沿いになりますね、間口は狭くなってもいいから、やはりあそこその幹線道路沿いに看板をあげて、農協ここに建ってますよといったことをですね、こう周知していくような意味合いでですね、ちょうど一番南側の変形にはなってもそこへ頭を出すような考え方をということで、お話をいただいたところでございます。それが協議の一番最初の話になってまいります。

そうした中で、役場といたしましてもですね、農協さんに対しまして最大ど

れだけの面積を譲渡することができるのかといったことを、そのゾーニングの中で検討させていただきました。将来的な庁舎、消防防災センター、仮に500席を有する文化会館将来的に建てるとしてですね、周辺市町の現在の規模等勘案しながら、そのゾーンの中にあてはめて、将来的にですね、必要となるだろうという面積を算定したわけでございます。

そういった中でですね、今後の公共施設を、私どもの公共施設を計画していくうえで、影響にない、影響を及ぼさない範囲の面積を最大1万円平米までというふうに考えをまとめさせていただきました。その中で、農協さん主導かどうかというようなこともありますけども、仮に農協さんがですね、1万5,000平米の面積をご所望であれば、やはりそれは私どもの計画の範囲内越えておりますので、それは無理ですというような話になろうかと思えます。また、その時点で5,000平米で事足りますということであれば、5,000平米について譲渡していく考え方でですね、お話もさせていただいたというふうに考えるわけでございます。

ただ、昨年12月の末に農協の整備構想が9,501平米という形でですね、整備構想をまとめられました。この構想についてですね、実現していこうとすれば、やはり9,500平米が必要であるということで新たに、向こうの構想に基づく要望面積も12月末時点で町としても把握させていただいたところです。その時点でですね、私どもが考えておりましたマックスの1万平米の範囲内に入るということで、これから町が計画する公共施設の計画に影響が、大きな影響がないという範囲内であったということからですね、9,500平米について譲り渡そうという考え方をまとめさせていただいたということでございます。

それと、アンケートの有無でございます。これもですね、色々売る、売らないというような、これアンケートになってこようかと思うんですけども、なかなかそういう形というのはですね、ちょっと町の政策上の判断とか色々とかもございまして、町民の皆様方にですね、どういった施設、どういうことをどうしていこうというようなアンケート調査というのは、今後いろんな形の中で、

またパブリックコメントの募集とかいう中でですね、今後もいろんな公共施設整備の考え方についてのことは聞かさせていただくべきやというふうには判断するわけですが、この土地を売る、売らんというような二者択一のような部分というのは、ちょっと政策的なことを聞くというような形にもなってまいりますので、この時点で譲り渡していいのか悪いのかというのは、ちょっと私どもの考えではですね、ようやらさせていただかんだというのが事実でございます。

ですので、また今後の施設整備、いろんなどういった施設整備を望まれるかといった部分についてはですね、いろんな形の中でご意見を聞く機会をつくってまいりたいというようなのは考えますが、今までの中でやれなかったかと言えば、やれなかったというのが考え方でございます。

○議長（北岡 泰） 辻井議員。

○8番（辻井 成人） 今、政策上の問題で出せないというご返答をいただきましたけども、当初、我々議会のほうでも資料をいただいたのはですね、南側についてはですね、公共用地の種地ということでしたとされています。そういうゾーニングがありましたよね。僕はもうあの時点でですね、このアンケートなり何なりを町民の皆さんに出せばですね、別にそこにJA多気郡さんが来ます用地ですということは書いてないんですから、種地として出しているわけですから、ゾーニングで十分把握はできますやろし、それでアンケート取っていただければですね、何も特定の団体さんを名指しでものをするわけではないので、いいんじゃないかなと思います。

なぜそれができなかったのかちょっとわからないですけども、売る、売らないのは別でゾーニングの周知をしたかったら、僕はそれが一番良かったんじゃないかなと今思いますわ。だからその行政としてですね、なぜそういう手続きがとれなかったのか、こっだけお歴々の方々皆さん頭のいい人ばっかおられるのにですね、そういう議論はなかったのかなと思うんでね。その点もちょっとわからないんですわ。

それで、先ほどのいずれにしても僕の答えにちょっとなってないんですけども、なぜ最大から始まるんですか。売却は最小から始まるんですが、大体ものごとの当然のことやろと思います。土地なんかについては最小から始まって段々粘られて大きくなっていくもんだと思うんですけども、なぜ最大になるんですかね。そこにこそこの我々議員が持つておられる疑問というのがあるんじゃないですか。その点についてはどうです。ちょっとお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 最大か最小かということでございますが、JAの現在の現況面積は約7,500 平米でございます。7,500 平米の面積がやはり基準に、一つの基準となってまいりますので、今後、農協さんの施設整備の中です、現況以上のものは望まれるであろうというふうに、私どもは最小の部分としては考えておったわけでございます。その中で今後色々な計画、また事務所の中でのいろんな将来的な余裕も見ながらですね、算定されると思います。そういったことを見込んで、最大のご要望がいくつぐらいになってくるのかということ想定しながら進めてきたというのが実情でございます。

それと、もう一点、ゾーニングの時点でですね、色々周知もできるんじゃないかというご質問、ご意見でございます。これがですね、ゾーニングがまだまだ固まったもんでもございませぬ。ですので、その時点で色々、まだまだあやふやというたらおかしいですけども、どちらの方向になっていくかわからない時点での話をですね、やはり、そういった話をもって色々町民の皆さんにご意見を聞くというのは、やはり時期尚早であるという判断からですね、やはりある程度のもので固まり、次の実際の建設なり何なりという計画段階においてですね、色々今後の施設についてご意見を賜っていくのがいいんじゃないかという、判断をさせていただいたことに基づくものでございます。

○議長（北岡 泰） 辻井議員、よろしいですか。

○8番（辻井 成人） そしたらね、そのゾーニングの考え方なり何なりは、もう先ほど乾さんの返答していただいたわけですけども、もう一遍だけちょっと

確認していきますけども、どうしてもですね、我々議員としてはですね、一般質問の中でいろんなことを行政に、執行部に向けて、どうですかというお話をさせていただいて、その中で答弁をいただいております。

それで先ほど議長も乾さんの答弁の中に、それはもう解釈の違いというようなニュアンスのと言いました。しかしながらですよ、ここで聞いておられる一般質問した方々はですね、自分の支持者には、あの質問どういうふうにとったということも聞く人間もおります。そうすると今のものの言い方の中のような取り方は一切しません。やはりこちらと同じような、あっこういう答弁やったなという取り方をしますんでね、やっぱりそこら辺はこういうふうに言うたやねえか、ああいうふうに言うたやんか、こう解釈したんやという行政上の上手い判断の逃げ口なんかどうなんかわかりませんが、それでは本当に我々としては議論になっていかないような気がするんでね、もうちょっとそこら辺ははっきりしたことを、これからやっていかないかんのやないかなと、ちょっと今のその感じで思いました。

この土地の処分、取得処分についてですけども、やはり先ほどから私言わせてもらってますようにですね、何かあそこが公共用地である以上、そこを公共団体として売り渡す以上、営利目的を主としない、それなりの考えを農協さんが行政と折衝したんやろと思います。それが我々には伝わってこないのも、ここで採決なり何なりをするというのも、ものすごくちょっと不安感を抱いているというのが正直です、私は。

だから、そういうものが実際どうなのか、あるのかないのかという、一番最初にちょっと言わせてもらったんですけども、そういう細部にわたる議定書なり協議なり、何なりがあるのか、そこを私は一番知りたいんです。それによってやっぱり採決というものは決まってくるのじゃないかなということもあると思えますんでね、今までその全員協議会なり委員会で見てますと、そういうお話はなく、ゾーニングで9,000、最大マックス9,500で、こんだけ譲り渡すことができます、それ一点です。

それで、先ほどちょっと課長言われた中央線に出てきたいというお話が、チラッと今ここで出てきたんで、あっこれはまだほかにもあるかなとこう思いましてな、やっぱり聞きたいですわ。何もわからないままこれで採決をしていくのであればですな、これは一生禍根を残すような気がします。そこら辺はやっぱりもうちょっと明確にしていいただきたい。それだけです。

○議長（北岡 泰） 町長。

○町長（中井 幸充） 明確な答弁になるかどうかわかりませんが、今回のこの土地の譲り渡しについてですね、当初からはですね、実は以前からちょっとお聞きをしておったのは、JAさんそのものの本所の躯体がですね、耐震の補強工事をやらなきゃならんという、建て替えると同じぐらいの、その補強工事が建て替えると一緒ぐらい金がかかるんじゃないかという形の中でですね、何とかしなきゃならんというお話は以前から聞いておりました。

で、その中でですね、町が菊川さんの土地をとという話を聞きつけられて、また新聞にも公表されたわけでありますので、正直申し上げまして、その時点で口頭でしたけれども、おい譲ってくれんのかどうかというような話も、実はいただきました。で、こういう場でそのお話をしているのかどうかわかりませんが、当初の段階ではですね、役場の中学校の整備もあるんやろで、この役場の本所の土地、それとこっちとですね、等価交換、いわゆる金銭的にですね、等価交換してほしいなという話になりましたら、向こうは雑種地ですし、こっちは宅地です。当然、お示しさせてもらったように倍の値段がこちらはつくわけでありますので、倍のここの、いわゆる今の保有面積が約7,500 平米ぐらいだったと思うんですが、ちょうど倍ぐらになりますんで、1万5,000 平米は等価交換でしたら渡さなきゃならん。それはちょっとなというのは、その時点では申し上げました。とてもじゃないが、それだけの土地をお譲りいたすということについては、それはできませんよという、そういう話をさせてもらった記憶があります。

で、その中でですね、じゃあどれぐらいっという形の中ではですね、以前、

委員会でどなたかの議員さんもおっしゃられましたが、大淀のほうですね、いわゆる三光精密のほうでどうなんだと、あそこならちゃんと四角でとれるけれどっていう話もさせていただいた経過があります。しかしながらですね、JAさんとしては先ほど課長が答弁しましたようにですね、いっそ建てるんならやはり明和中央線沿いにですね、何とか用地が確保できればなというふうなことをお話としていただきました。それはそうやなど、新しい庁舎で多気郡で、JA多気郡ということであればですね、やはりそれなりの顔ということになれば、中央線に面するのがどうかという、それはもう当然やろなというふうな、私もそういう気持ちになりました。

その中でですね、じゃあどれだけのその割合で正直渡すのかどうかという、そんな話もですね、実はさせていただきました。まさか交差点のところへですね、一番ええところへ、じゃあJA、あそこやったらええけどなというけど、それはあかんわなという話の中では、端っこになるけれどもということでした。

で、当初は5,000 平米か、現有の駐車場のこともありますので、7,000 ぐらいという話でしたんですけれども、ご案内のように中央線の接続の部分は台形になっておりますので、そのところは使い勝手悪いわなと、それが大体1,500 から2,000 平米ぐらいあったと思うんですけれども、そのところは何かこう奥へ奥へ押していく形の中でですね、上手いことその形がとれないかというのが、向こうさんの要望でした。

ところが、先ほど来議論していますように、我々としては、じゃあどこまで行ったらいいのという話になってくると、それは我々のその使い勝手の部分があるんで、できればもう1万平米ぐらいまでで収めてもらわないと、事は進みませんねと、それ以上後ろへ出てきたりとか、大きくなっていくということについては、それはもうちょっと無理じゃないかなというふうなことの中で、じゃあ正直申し上げまして、どれだけ譲れるのかどうかということも、やはりうちはうちなりにちゃんと検討せなあかんやないかということで、担当課長のほうもですね、いわゆる現有の施設なり何なりを一つのベースとして、基本的な

考え方ということで出ささせてもらったというのが現実です。

その中で、おっしゃるように、まだまだこれ排水の問題だとか、道路の問題だとかですね、いろんな問題が実は絡んでくるわけでありまして。単に売ったらもう最終それで終わりかと、あとは町として何も好き勝手なことをされてね、というようなことでは、それはちょっと困るわなという話も実はさせてもらっておりますし、まだまだJAさんとしてもですね、正直なところは考え方は一定示していただいた。これは議会のほうからも要請があって、そしていわゆるどんなものをつくるんやということの中で一定の図面をですね、出していただいた経過があるわけですが、それがすべて本決まりかという、まだまだJAさんのほうもこれからそれに基づいて、本格的な計画を、成立した場合ですよ。やられるという、そういうお話の中では、こういう形のものができるのかなということで、皆さんにとりあえずはお示しをさせていただいたというのが現実です。

そういった流れの中でですね、我々としては正直な話、JAさんが外へ出ていかれる。多気のほうに行かれるということについては、委員会や全協のほうでも色々申しあげましたけれども、あんまり得策ではないやろという形の中で、何とか雇用の問題も含めまして、おっていただいたほうがいいんじゃないかと、そして1万平米未満までやったら譲れるという我々の考え方も立ったわけでありまして、そういう中でですね、事を進めたというのが今の状況であります。

で、アンケートなりと辻井議員もご指摘をいただきましたけれども、その時点で本来なら全体の構想を立てて云々という、これは乾さんの質問にも通じるわけでありましてけれども、売るか、売らないかのこのアンケートというのは、これはお前ら責任ねえやないかと、無責任な話やないかと、それはちゃんと議会と執行部のほうとで色々きちっと詰めるのが当たり前の話ではないかというふうに、私は思っておりますし、ただ、そのアンケートという私の思いはですね、やはり今度文化会館を建てるにしろ、庁舎を建てるにしろ、いろんなものを建てるにしろですね、その使い勝手とか、あるいはJAが建った。それに

ついでに色々な共同で共有できる部分とか、そういったものもあるだろうと、そういったようなところの中ですね、より建物について、あるいは施設について使い勝手のいいもの、それらはやはり多くの人の意見を聞かないと、我々が勝手に絵を描いて、勝手に建物つくって、じゃあ使いなさいということにはならないというふうに、以前から思っておりますので、そういった意味で、アンケートなり何なりを取った中で、施設そのものを考えていきたいというのが、今の私の気持ちでありますので、売る、売らないについてアンケートを取るか、そういったことについては、それはやはりそれこそやないけど無責任な対応だというふうに思いますので、そういう意味でですね、我々もまだまだJAさんと最終的にこういうことを決めたと、だからもう売ったらあとお終いなんだと、町は何にももの言えやんのかと、そうではなしにですね、色々なこれから道路の問題だとかですね、取り付けの問題もありますし、それから排水の問題もありますしね、開発協議やいろんな形の中で、皆さん方の今までこう色々言われてきている部分についてはきちっともの申して、こういう形でやってくださいよと、あるいはこうしてくださいよという、そういう注文なり何なりはですね、きちっとつけていかなあかんと思っておりますので、今までの皆さん方とこう色々やってきた議論をですね、全く無視してじゃあもうという、そういう考え方は今のところ持っておりませんので、そういった点でですね、是非ご理解いただきたいなど、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 辻井議員。

○8番（辻井 成人） 確認だけ一つさせていただきます。議長ちょっと確認だけさせてください。すみません。

先ほど町長さん色々お話をしていただきましてですね、今の本所の用地が中学校用地になられるようなこともおっしゃっていただきました。そこでですね、課長のほうから農協用地が7,500あるという言葉は今いただきました。しかしながら、今の本所の用地は5,000足らずだと思います。そうすると、その7,500というのは前の駐車場も含めているのか、この駐車場はもう我々全く関

係ないお話だと思いますんでね、ちょっとそれだけはどうなんかという確認だけをさせてほしいんですわ。駐車場も含めてのことなんか、また別にこちらに引ついたところがあるのか、それで駐車場はもう全く関係ないということではないんですよね。売却なり何なりにもし話になる場合、その中学校用地の場合には。

○議長（北岡 泰） 町長。

○町長（中井 幸充） 中学校の件は、もし買収という形になればですね、こちらの駐車場については関係なしに、本庁のこの隣の用地のみということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 阪井議員。

○11番（阪井 勇男） 内容面につきましては、乾議員並びに辻井議員ほうからおっしゃられましたんで、私からくどくど申し上げませんが、やはりこれは手法、やり方、議会に対しての説明の仕方が甘かったのではないかと、このように私は思います。なぜかと申し上げますと、まず手法、農協主体型と言いますか、農協のご意見を聞かれて、それをこっちへ持ってくるというようなやり方、これがですね、早い話が多気へ農協が行ってしまうと、それからこちらにおってもうたら税金がとれると、あそこ売らなくなったら明和町へ農協は建てられないことはないわけですよ。

それでもうこれ早い話が、ここやなかったら農協は要らないというふうな交渉の仕方をされたとやに、私ちょっと耳にしておることもありますが、やはりもう少しちょっと話違いますけど、全協のおりにもどんだけこれ質問しても変わりませんかと私が申し上げたら、変わりませんと、そしてパブリックコメントとかアンケート、住民の取ったらどうですかといたら、確か課長、まだしてませんし、その必要性はあまりないと思いますと、こういうふうに全協のおりに答弁をいただいたと思うんですよ。

で、あくまでもこれ農協の主導型でいっておるというのが、議会としても少し採決するおりに判断材料が困るというふうなことで、辻井議員、乾議員もご

意見を言われたんやと思います。遡ってこの菊川の鉄工所の用地がなぜ買えるようになったかといったら、これはもう遠くの不幸な11年の3月ね、ちょうど明日で3年になるわけなんですけど、これで菊川さんが民間へ売ってもええんやというようなお話があつて、私町長にもこんな話出ておるから、私も不動産ちょっといろとるので、こんな話があつたんで、どうや千載一遇のチャンスやで町が買われたらどうやと、それはいい考えやなと、町長さんも積極的にそのほうにね、私にお話もされて、これはありがたいなという中で、こういうふうなことは今まではなかなかどんだけお願いしても受け入れていただけなかった。こういうような形でせつかく明和町に手に入ったんやで、今、農協へもう駄目だということは言えないわけですから、量を減らすとかどうかいうことで、今後こんなような問題をごちゃごちゃしないためにも、やはり行政主導、相手方の主導ということやなしに、行政主導でこれからの問題は取り組んでいただきたいということを申し上げたいので、賛成、反対の材料にするために、ちょっとご意見申し上げました。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁、よろしいですか。

○11番（阪井 勇男） してください。

○議長（北岡 泰） 町長。

○町長（中井 幸充） 阪井議員のほうから進め方が悪かったんではないかと、そういうご指摘をいただきました。確かに皆さん方がすんなりとかう腑に落ちるといいますか、そういうことがなかったというのは、今までの我々の説明不足、それがかえってJA主導型ではないかというふうに疑われてとか、そういう懸念を持たれたということについては、我々は大いに反省をしなければならぬというふうに思います。

ただ、今後ですね、こういうようなことのないようにですね、しかるべきこう手順、そういったものを行政主導についてはですね、十分に言葉も選びながら進めてまいりたいと、そのように思うところであります。色々と折衝の中ではですね、公にできない部分というのも多々あるかと思えます。そういった

中では委員会とか全協とかいうのはフランクな場でありますので、そういった場ではですね、本当に詳細にわたってこう色々これからも議論を交わしていく、そういう場というのは心がけていかなければならんというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 間宮副議長。

○14番（間宮 一彦） すみません議長、ちょっと議長にお願ひがあるんですけど、この4名ぐらいの議員がですね、今質問されたんですけど、この土地の処分についてはですね、常任委員会、また全員協議会でですね、いろんな形で議論を重ねてまいりました、議員が。ただ、このままですね、多くの議員が納得もしないうちにですね、議決して採決をするというのは、何か無謀な感じに私は思います。

ですので、町長のお話、今聞かせていただいてですね、口頭の話では納得をほとんどのものがしたと思います。ただ私は書面か何かでこう残していただきたいなど、というのはなぜかと言いますと、この前JAさんに売却するのは全員に近いものが賛成をしております。ただ面積配分の面で反対が多かったと私は理解をしておりますので、できたら売却するにあたりですね、ある程度の枠組みの何か書面か何かで、JAさんと役場の中の取り組みみたいなものを、ここへちょっと書面で交わしておいていただいて、議員もこういう考え方の多いんやという形を、私は残していただきたいんですわ。

ですから、このままですね、これ補正予算、今日ありますので採決します。可決されても否決されても何か僕遺恨が残るような感じがします。ただ、これ何かといたら普通の事業の入札の採決じゃないもんですから、行政の残る土地のあとの活用方法で、今度はまたいろんな、おそらく行政も議員の活用方法の議題になって話をこれキャッチボールをさせてもらわないかんことが多々多いと思いますので、ここで何かを残すとあとあとやりにくいと思いますので、議長悪いんですけど、ちょっと違う場所をとっていただいてですね、一番いい方法でこれを採決できるようにですね、ちょっとお計らいしていただきたいな

と私思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 阪井議員。

○11番（阪井 勇男） 先ほど採決をするための判断材料にということでしたんで、細かいこと言いませんでしたが、いわゆるですね、農協さんのほうへ排水はこういうふうにしますとか、道路は付けますとか、そういうものの売る前にはですね、確約というものをとっていただければありがたいと、このように思うんですが、そういうようなことはできませんか。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午後 2時 45分）

○議長（北岡 泰） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時 15分）

第2款～第7款の質疑

○議長（北岡 泰） 歳出の質疑を行いたいと思います。

黄色の表紙、予算に関する説明書のうち、水色の一般会計補正予算説明書の24ページから37ページ、第2款総務費から第7款商工費までの質疑を行います。質疑される方はございませんか。

10番 伊豆議員。

○10番（伊豆千夜子） お聞きします。

24ページの11需用費、消耗品費50万円の天皇さんがお見えになるときに、手旗で国旗をこう振るってお聞きしたんですけども、私もちょっとこの話が出たときに、知り合いの人から私らも行けるんやろか、行ってええんやろか、何かよう並ぶときは旗振るけども、そんなんどうなんやろと言われましたので、もうちょっとこのところ詳しく教えてください。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 伊豆議員さんのご質問に、お答えさせていただきます。

これ天皇皇后両陛下の公式の行事で、その一環の視察として齋宮歴史博物館を3月27日にご訪問いただくということでございます。で、町民の皆さんへもお知らせ、どのようなお迎えの方法等でございますけれども、宮内庁との打ち合わせとか、打ち合わせというよりも指示がございまして、三重県警とも警備上の観点から詳細な時間についてはお知らせはできませんけれども、三重県警はすでに私どもと調整しましてチラシを、交通規制のチラシ、それから奉迎場所と言いまして、沿道にですね、安全なところにたくさん人が来ても並んでいただけるように、歩道のあるところ辺にですね、歩道があり、かつ駐車場ができればあるほうがいいということで、例えば菊川の先ほどの庁舎の南の駐車場は1,000台ぐらい停まっても大丈夫でございますので、ああいったところの案内を今現在警察と調整して、チラシを全戸配布させていただくように9,000部用意するための予算を、今お願いしておるわけでございます。

で、奉迎場自体はそのように駐車場があって、車で通ってみえるところで小さい紙製の旗でございますけど、これを振っていただけるようにですね、警察官も各交差点に立ちますし、また合わせて職員もですね、数は知れてますけども、急所のところに職員を配置しまして、住民の方が訪れた際にですね、手旗をお渡ししまして、あとは警察官のご指示で安全なところにずっと並んでいた

だくような、そんなイメージをもって用意するためにですね、消耗品等のお願いをしておるわけでございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

7番 田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） 先ほどの伊豆議員の関連なんですけども、消耗品で手旗とかそういうことなんですけど、これ数とかそういうのちょっと聞き逃したので聞きたいのと、その旗の準備の根拠というか、その数の根拠というか、これだけの予算上げられた根拠というのちょっとあったら教えていただきたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 手旗の数でございますけども、一応2,000本を用意しております。で、実は県のほうでもご用意をしていただけたということで、県からも500本いただけるというようなことの、内々にはいただいておりますので、で、前回というか、ちょっと皇太子殿下でございましたけども、尾鷲市に2、3年前には緑の関係で訪れておりました、そのときは日曜日だったということで、かなり人が出たということでございますけども、人口規模も一緒ぐらい、平日ということも勘案しまして、いろんな関係機関と相談のうえ、それぐらいということでございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。よろしいですか。

14番 間宮議員。

○14番（間宮 一彦） すみません。36ページの1目の水産振興費で、19節で水産振興対策事業補助、アサリ貝の話があったんですけど、何か下御糸漁協の方々は4トンぐらい稚貝を放流されたていうんですが、大淀はまた今年もされなかったという話、今聞いたんですが、なぜ大淀が放流をされなかったのかを教えてください。

○議長（北岡 泰） 答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

水産振興補助ということの中で、アサリ貝の放流事業をさせていただいておるわけですが、今年につきましては非常にアサリが豊漁でございました。その中でですね、大淀の漁協さん、大淀支所にもですね、何回か稚貝放流されたらどうですかという話をさせていただいたんですが、獲るのが忙しいとかですね、そういう面があるんかもわかりませんが、実際、事業主体となつていただくのは支所でやっていただくことの中でですね、なかなかそこまでは及ばなかったということでございます。

○議長（北岡 泰） 間宮議員。

○14番（間宮 一彦） 下御糸さんは結構獲られてみえるのに、大淀はもう忙しいか何かわからんけど、放流はよくわいてますから、稚貝は放流しませんという話でしたよね。去年は、去年一昨年かな、一昨年は伊勢湾のこの大淀に合う、塩水に合う稚貝がおりませんので放流しません、そういうことで多分補助金が余ってきたと思うんです。ですから、ちょっとですね、そのアサリを獲ってみえる人の考え方、これははっきりしてもらわな、獲れとっても来年なしになったら何かしらんけどね、補助付けやんかいというて我々も言われるわけですよ。行政の責任みたいに言われますので、その大淀のアサリを掘ってはみえる方が。これはないですやろって、自分ら忙しいで放流する暇がないで、今年は忙しいでというてみえるんやったら、この点ははっきりものいうておいてください。特に大淀の議員さんお願いしますわ、本当に。これ冗談は抜いてね、下御糸一生懸命ようけわいてますというても、まだ放流してね、来年再来年のことを思うて放流されてみえる。それでせっかく補助をこれ付いているんですから、そうでしょう、腹痛まんのですから明和町としては。せっかく付けてもうておるものをね、2年連続返しておったら、補助付けてもらえなくなりますよ。こなんですよ、ポイントは。今まではちょっと冗談ですけど、絶対これ付けてもらえなくなったら、痛みは明和町なんですわ。そこら辺をはっきりですね、そのアサリ獲ってみえる方とね、協議を私ほしてほしいと思います。腹割って話

てください。お願いします。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） すみません。間宮議員から言われるとおりでですね、昨年今年とようけ予算を残させていただいております。我々といたしましてもですね、せっかくお認めいただいた予算でございますので、全額執行するような考え方の中で、幾度となく話をさせていただいております。それで実際の話ですね、またこの12月ぐらいからアサリ貝がまた全然獲れなくなってきております。それまでは非常に獲れたということの中で、あまりにも闇雲に獲ってしまったのが、一つのまた原因かなというふうには思っております。

その中で、御糸さんにおかれましては、毎年継続的にやられておりますし、またアサリを食べるツメタ貝の駆除というのも実施されておるといような状況の中で、今後も大淀漁協さん、大淀の支所さんともですね、綿密なお話をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 他によろしいですか。

3番 松本議員。

○3番（松本 忍） 27ページ、収税対策費の13番委託料、これコンビニ収納がですね、今年、今回止めたということですね、減額されていますけど、その止めた理由を教えてください。

○議長（北岡 泰） 税務課長。

○税務課長（世古口和也） コンビニ収納でございますけども、12月の総務産業常任委員会、あるいは全員協議会のほうでご説明をさせていただいておりますけども、コンビニ収納につきましては、買い物に行ったついでに納付できるということで、納税者の利便性が図られる一方ですね、他市町の状況を見ますと、収納率には直接著しい向上が見られないということと、あとコンビニ収納につきましてはですね、バーコード印刷など専用の納付書の印刷とかですね、あと運用経費で現行の予算よりもですね、200万円、300万円ほど余分にかかる

るという部分もございます。そこら辺で費用対効果の面と、あとですね、社会の状況ということで26年度からですね、個人住民税が事業所にお務めの方は特別徴収が強制的に実施ということで、納付書で納めていただく納税者の方がですね、数が減少するということがあります。

あと、インターネットを活用したですね、ネット収納もですね、全国的に普及しつつある状況にございまして、そこら辺の導入も考慮しつつですね、もう一度その納税者の利便性の向上、納税手段の拡大ということでですね、もう一度研究のほうさせていただきたいと判断いたしまして、見送りさせていただいたということでございます。

○議長（北岡 泰） 松本議員、よろしい。

5番 綿民和子議員。

○5番（綿民 和子） 32ページ、5目母子衛生費の13節委託料で、予防接種委託料で1,000万円ですかね、減額されているんですけども、これは今までの実績と、それからまたもし副作用があったのであれば、どういうことがあったのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 答弁、福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 副作用というのは、子宮頸がんの予防ワクチンが、副反応ということで色々接種後にそういうふうな形で副作用が出てきたということで、国のほうでも問題になりまして、有料性だとか、そこら辺で議論、専門家の間でされております。それで25年の6月にですね、その中で今までこれ子宮頸がん予防ワクチンは、この25年度から定期接種の一つになったんですが、積極的勧奨を一応差し控えるということで、周知ということをやらなくなったとことによりまして、この減額をさせていただいております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。よろしいですか。

江京子議員。

○2番（江 京子） すみません。綿民議員の関連で、以前からこの子宮頸がんワクチンの副作用についてはいろんなところで報道もされ、国のほうも推進と

いうのを一時止めるという形で言われているんですが、以前から言わせてもらっているように、この明和町で受けた子どもたちの追跡調査をできたらしてほしいと、実はその知り合いの子どもで受けさせてはみましたが、結局は、本当に1週間ぐらい腫れたまんまで、すごく痛い思いをした。だからやはり調査をすれば、明和町でも大きい副作用はなかったんだと思いますけど、何らかのその湿疹とか痛みとかあった子はあると思うんです。この予防接種やはりまだまだ未知の予防接種というか、結果がまだ全然出ていない予防接種でもありますので、できれば指定しているお医者さんにでも、そういう調査をしていただくというのをお願いしたいと思いますが、そういうお気持ちはないか、ちょっとお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 答弁、福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 調査については今のところちょっと考えていないんですけれども、子宮頸がんワクチンを受けるときに、医療機関から接種される方にどういうふうな有効性と、どういうふうなリスクがある。先ほど江議員がおっしゃいましたように、注射をしたあとの痛みだとか、そういうリスクがあるっということきちっと接種をされる方にお話をさせていただいて、それから打っていただくということを徹底するように、医療機関のほうへは厚労省を通じて言わせていただいておりますので、その中で副反応というふうな大きなものについては、副反応の報告というのをいただくんですが、今のところ、その副反応の報告はいただいているという状況です。一応、そういうふうな形でリスクは全くないということではありませんので、そこら辺の説明をしっかりと医療機関から接種される方にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） よろしいですか、江議員。

○2番（江 京子） やはりこの私子どもについて、お医者さんのところに行っ注射を打ったわけですが、その学生に対して、この子宮頸がんワクチンがどんなものなのか、子宮頸がんというものがどんなものなのかというような、そう

いう詳しい説明を受けた覚えはありませんので、もし今後いろんな風疹ワクチンにしてもなんですけど、やはり子どもなり若い人たちがこの風疹のワクチン、子宮頸がんのワクチン、ワクチンについての知識をもっと得られるような機会を、私も初めてワクチンの中に生ワクチンと違うワクチンがあるというようなのもも教えてもらって、初めてわかったようなこともありますので、やはり子どもたちに紙配って、はい終りだったとしか聞いていませんので、そうでなくて本当、あっそうなんだ、じゃ打たなきゃいけないんだ、じゃ打つ、私は打ちませんというような判断ができるようなところまで突っ込んで、指導してほしいと思いますので、これは要望でお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

9番 乾議員。

○9番（乾 健郎） 26ページの目で12地域振興費の、この美し国おこし三重地域プロジェクト支援が応募団体がなしで減額をされてみえますけど、これと37ページ等の商工振興費も東京がないためという形で説明をいただきましたけど、やはりこういうのに明和町は事業系が弱いですので、こういうのにやはりもっと力を入れていただいてですね、何とかせつかく補助もうていただけるわけですので、何とかこう頑張ってくださいような方向付けをしていただきたいと思いますのですが、その辺のコメントをいただきたいと思います。

それから、34ページの農地費で12役務費の排水機場、排水路草刈りと労務費きららの森と言われましたけど、これはきららの森はどんだけでもいろんな草刈りができるんじゃないかと思うんですけど、この辺のほかへの流用はできないものかどうか教えてください。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 失礼します。

美し国おこし三重のパートナーグループなんですけど、現在、明和町に県で交付を受けた団体が17団体ございます。で、実は今年度25年度にですね、新たにこのパートナーグループの交付を受けた団体が3団体ございまして、実はその

美し国の事業自体が26年度で終わることも受けてですね、できるだけそういうそのNPOで活躍しておる方々にはですね、登録をしていただいて、それからこの50万円の費用というのは登録をしていただいた団体が初期費用にかかる部分をですね、県のほうへ申請をして、県のほうで決定になった分50万円なんです、それに町も合わせて50万円を支出をさせていただくというような形で進んでおります。

で、今のところ、その登録はしていただいたんですが、なかなかその3団体についてもですね、なかなかこの県のほうの初期費用にかかる事業計画自体ですね、なかなかないということで、そこら辺のちょっとしがりみがあるんですが、そのパートナーグループ自体のこの登録についてはですね、今現在あるボランティア団体にも呼びかけて、しっかり今のうちにですね、登録をしていただくようお願いはしておりますので、そこら辺のところもう一つPRをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） すみません。

まず、商工振興費のほうで旅費を12万円ほど残したということで、こんだけ残してしましまして非常に申し訳なく思っております。説明させていただきましたように東京に、機会に恵まれなかったということで、実際名古屋とか大阪のほうにはお邪魔させていただきましてさせていただいておるということで、来年度以降東京に行く機会が頻繁にあらうかと思っておりますので、そこら辺を確認をさせていただきまして、予算残さないように努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、もう一点、農地費のほうで排水機場等の草刈り費の労務費、きららの森を中心にとということの中で、こちら56万2,000円につきましては、人材センターのほうにお願いをさせていただきまして、草刈り等を実施させていただいております。その中で、去年におきましては労務者ということで二人採用をお願いさせていただきまして、予算認めていただきました。その中でですね、

今年1年目ということでどの程度していかなあかんかということが、なかなか把握できない中ですね、その中である程度上手いこと1年間回していけるかなということの中で、せっかく認めて盛っていただいた予算ではございますが、手付かずということの中で、全額減額をさせていただいたということの中で、ご理解賜りたいというふうに思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

乾議員。

○9番（乾 健郎） なるべくそういうところへ、これから力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 他にございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） すみません。24ページ、総務費のところの財産管理費、5目の11需用費、施設等修繕費、大雪で庁舎が壊れたところの修繕ということでも聞かせてもらっているんですけど、喫煙されてる、雪で潰れたところだと思うんですけども、これは今まで見ていましたけど、私とこの家の物干し場のようなトタンで囲ったようなところで、何かそこで休憩されたり、喫煙されたり、洗濯機も置いていかれて、その洗濯等もやられていたということもあるし、あそこはどうしても通路がありますもので、住民さんも裏から入られるの方なんか、あそこ利用されるということも往々にあったと思うんです。特に私たち青パトとか回っているときには、夜はどうしてもあその通路を通るということで、たまたまその町民さんなり、職員の方がいないときに落雪があつて、大きな事故が起こらなかったんですけども、今後そういうことも考えて、この辺修理されていくのかどうかって、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 修理内容につきましては、保険の関係もございまして、原形復帰ということで同じ材料で同様の直しをするということでございます。ただ、危険防止につきましては、これも今回のような雪はそうないことで

はございますけども、これを契機にですね、やはり積雪があって上から、2階の大屋根から落ちてきたということでございますので、やはり通行止めなりシャットアウトしてですね、危険と判断した場合はそこの通用口から入れない、そういうことも配慮して行っていきたいと思います。以上です。

○議長（北岡 泰） 辻井成人議員。

○8番（辻井 成人） 関連、すみません、その先ほどの田邊ひとみ議員の関連ですけども、屋根修繕、保険で直すから原形復旧というお答えいただきましたけども、それはそれとしてもですね、多少なりとも何なりは考えてもらってですね、勾配を何とかするか、上の屋根はもうちょっと強いものにしてもらうかにしていただくのがいいと思います。

今、ちょっと聞きたいのはですね、ここに71万2,000円ですか、予算計上されております。これは保険とは別ですね。あの大雪があつてから何日間あのまま放置しておいたか、ちょっと僕はわかりませんが、今把握はできませんけども、次の日とか、その次来てもそのまんま、おそらくあれ1週間ぐらい後でもそのままでしたよね。あれをですね、何かしらこんだけの職員の方々おられてですよ、何かこう片づけるということにはできないんですか、そういうことは職員はしたらいけないんですか。そこら辺が一つ聞きたいんと。

ちょっとそれでもう一つ、関連で悪いんですけども、32ページの子宮頸がんのこと、江さんのことなんですけども、江さんが言われましたこと、江さんも先ほど言われたように副作用があると、それについては医者で聞くとか、そういうふうなことをこう調べていただきたいと、調査をしていただきたいということだったと思われましてけども、これがですよ、この副作用がちょっと聞きますと、日本だけがやたらと問題が多いと聞いております。だからこの副作用はそのワクチンで起こるのか、もともとその子の体質的に合わないのか、そこら辺も国とか県とかお医者さんとタイアップしてですね、ちょっと調査してもらえないかなと思います。その点の予算もこれからまた考えていただければええんやないかなと思いますけど、その点、ちょっと聞かせてください。

○議長（北岡 泰） 答弁、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 職員でできるだけ早く撤去できなかったのかということでございました。実は当日雪降っておる最中にもですね、私と管財の係長とまち整備課の職員にも手伝っていただきまして、落ちた屋根の左側のほうは何とか降っておる最中にも雪下ろしをしまして、その2次被害的なものは防ぎました。

それで翌日はですね、玄関のところの雪下ろし等でうちの課の職員と私とで雪下ろし、雪の除去ですか、そういったこともしまして、できるだけ早く除きたいということで、業者さんにも何とかもう月曜日、火曜日でも何とかできないかということをお願いしたんですけども、ご承知のとおり今、大変な人手不足というようなことございまして、受けてはいただいたんですけども、あのよう状態になってまいりました。今、議員からおっしゃっていただきまして、もう少し何とか動員かけてできないかなということは、今も反省しておるところでございますので、今後、そういうことがあったらですね、バールとか道具とかそういうものもあるのかどうかも含めて、できるだけ職員で小さなことございまして、撤去できるように今後も努力したいと思います。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 子宮頸がん予防ワクチンの接種を今、積極的に勧奨差し控えさせているというのは、先ほどから申し上げているとおり、副反応が見られたということで、その副反応というのはアナフラキシーという呼吸困難だとか、それからジンマシンなどの症状の重いアレルギー、それから両手や足に力が入らないというようなキランバレー症候群とかいうのがあるということで、それが接種したあとに起こったというふうな形で問題になってきたんですけど、それが、その接種と本当に因果関係があるのかどうかということ、いろんな症例とか報告で今、国のほうで専門家の方が分析、または評価をしております、この2月の26日にも8回目の専門家の会議がありました。で、そ

の中でも有効性はあるけれども、まだどういうものが副反応になるのかというふうな本人さんの、打たれた方のそれまでのほかの病気との因果関係もあるかもわからないし、そういうことがあるので、まだそれを情報として、まだ国民の皆さんに情報提供できないということで、また次の会議まで見送るということで差し控えを再開するというか、積極的勧奨を再開するというような事態にはなっていないので、今のところ専門家さんのどういうふうな状況になっているのか、今ちょっと注視しているような状況です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） よろしいです。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで37ページ、第7款商工費までの質疑を終わります。

第8款～第13款の質疑

○議長（北岡 泰） 続きまして、38ページから52ページ、第8款土木費から第13款諸支出金までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

辻井議員。

○8番（辻井 成人） 40ページ、この河川総務費の工事請負費で西南海岸映像受信システム設置工事ってありますけども、これはこの役所の中へ設置するというお話だったと思われましてけども、場所はどこになるんですかね。誰にでも閲覧というか拝見できるような場所に、例えば玄関のあそこにテレビが置いてありますけども、ああいう感じて見られるんですか、教えてください。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） まち整備課のカウンターの柱があります。その前に課の中からですね、見えるような格好になると思います。カウンターの柱が一本ポーンとあるんですけども、それは私の席というたらおかしいですけど、横から見えるような格好、そやで一般のですね、個人の方が来られて、ちょっと見えなかなというふうには思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

辻井議員。

○8番（辻井 成人） すみません。確かに仕事上のことですので、お宅らが見るんが一番ベストなんかもわかりませんが、できればですね、一般の方にも見られるような状態をとっていただければありがたいなと思っております。その点は考えておいてください。

○議長（北岡 泰） 他にございますか。

土屋議員。

○13番（土屋 吉昭） すみません。この中で公民館とか、47ページとか、A E Dの借上料がかなりあっちこちに減額されている。もう少しちょっと詳しく説明だけお願いしたいんです。それだけ。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（西田 一成） 例えば47ページの公民館費で、A E Dの借上使用料4万5,000円減額させていただきましたことで、他のいろんな事業費の中でもあるということで、これを例に上げていただきましたので、私のほうからご説明させていただきますと、当初、見積りはそれぞれの現課のほうでレンタル料という形で見積りをとったのですが、予算をまとめていただく段階でいろんな施設にA E Dがあるということで、総務課さんのほうが集中をして台数をまとめて見積りをとっていただきました関係で、ここで言います4万5,000円ほど見積りの差金が出ましたので、精算をさせていただくというものでございます。

○議長（北岡 泰） よろしいですか、土屋議員。

○13番（土屋 吉昭） 何割程度その全体的に下がったのか、パーセンテージ全

体的に安くなったか、それだけ。

○議長（北岡 泰） 答弁、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） データを持っておりませんので、また後ほど回答させていただきます。

○議長（北岡 泰） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで52ページ、第13款諸支出金までの質疑を終わります。

歳入の質疑

○議長（北岡 泰） 続きまして、歳入、4ページから23ページの歳入全般及び議案書の36ページ、第2表繰越明許費及び37ページ、第3表地方債補正の質疑を合わせて行います。

質疑される方はございませんか。

5番 綿民和子議員。

○5番（綿民 和子） 4ページの歳入で、たばこ税なんですけども、健康に害があるということで、止めなさいということで推進されていると思うんですが、非常に数字として大きく上がってますので、何か要因はあったのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 税務課長。

○税務課長（世古口和也） たばこ税につきましては、町内にですね、販売店があつてですね、その販売店での販売されるたばこの本数によってですね、1本いくらということで税を納入していただいております。ここ2、3年ですね、コンビニ等の店舗が増えてきつつあつて、販売店が増えてきたということが要因だろうと思っておりますけども、そういう点で販売本数が増えてということで、税収につながっているということでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

綿民和子議員。

○5番（綿民 和子） これ非常に4,700万円ですか、この数字があるということとはたばこの吸われる方、多分肩身の狭い思いで吸ってみえると思うんで、うちにも二人みえると思うんですけども、たまたまこの屋根が落ちた、雪で落ちたということで、あそこは現状復帰でされるということなんですけど、これだけのお金があるのであれば部屋を、きちっとした部屋を一つつくってあげればいかがですか、その考えはございませんか。これ町長ですかね、総務課長ですか。

○議長（北岡 泰） 答弁、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 税金ということで、本当にありがたいことでございます。何とかそういった納税者ですね、ご理解も得ながら、そういう環境づくりもやっていかなあかんと思いますけども、今のところは非常に適当な場所がないということで、独立した建物を建てる必要があるのかなというようなことで、色々と専門的にも検討せなあかん余地がございますので、今後のちょっと課題ということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） よろしいですか、綿民和子議員。

○5番（綿民 和子） ちょうど雪で屋根が落ちたという、またタイミングも良くということですので、もしあそこにできるのであれば、この囲うだけでもいいじゃないですか。その職員の方も吸われてみえることですので、少しでもこうゆったりとは申しませんが、気持ち良く吸わせてあげる体制をちょっと考えてあげてください。お願いします。

○議長（北岡 泰） 間宮一彦議員。

○14番（間宮 一彦） 関連、吸うところはもう前に言いましたので言いませんけど、ちょっと確認しておきたいんですけど、私聞いたところによるとコンビニでたばこをかうても、たばこ税の反映にならんと、町内で。というのはコンビニの本部が一括して仕入れてますので、ならないで私聞いたもんで、最近ですね、松阪でも伊勢でも、今まではもう絶対明和町で僕いつもワンカートンかと

ツーカートン買いますので、いつも明和町で買ってあったのを、それを聞いてから阿呆臭さ、今まで頑張って松阪市でなかったも明和まで我慢して買ってあったのに、最近もう伊勢でも松阪でも僕買うておるんです。本当にこれどうなんです。この明和のコンビニの販売店で買ったら明和町の税収になるのか、ならんのか、本部の売上になって本部の地域に売上がいくのか、そこら辺ちょっとはっきりしておいてください。

○議長（北岡 泰） 税務課長。

○税務課長（世古口和也） 当該市町村に販売店がありましたら、その市町村の税収になります。

○議長（北岡 泰） 間宮一彦議員。

○14番（間宮 一彦） そしたら、明和で買うべきなんですよ。そこら辺、はっきりぱつと言ってよ、わかるように。

○議長（北岡 泰） 税務課長。

○税務課長（世古口和也） 明和町の町内で買っていただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

伊豆議員。

○10番（伊豆千夜子） すみません、綿民議員の関連なんですけども、議員さんの中で二人と言われてますけど、行政のほうでは聞いていいかどうかわかりませんが、何人ぐらいみえるんでしょうか、たばこ吸ってみえる方。

○議長（北岡 泰） 副町長、答弁したってください。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） 数字自体は定かではありませんけども、私が見せていただいているのには、1割から2割ぐらいというふうな形で喫煙されておると、最近、若い子もですね、ちよくちよく吸われる方みえますので、ちょうど中堅の子が少ないんですかね。そんなような感じで受け止めています。

○議長（北岡 泰） 他にございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） すみません。20ページ、延滞加算金及び過料のところの延滞金なんですけれども、町税の延滞金700万円ということで、収税対策ということで力を入れていただいているってことは本当で、大変私も税金に関しては納税義務やと思ってますので、していただかなければならないんですけれども、こういう延滞金が付くということは、もうかなりそういう納税の時期をかなり過ぎてからということになると思うんですね。そういう形でやっぱり町民の皆さんの方でも、そういったところで色々問題抱えている方というのが、今、ちょっと多くなっているのではないかとちょっと心配しているんですけども、この収税対策について、こういうことをする中で、ちょっと相談とかそういうことも防災無線とかでも夜間であったり、日曜日のとかそういうこと色々活動もされているんですけども、その中で、相談体制というものはされていると思うんですけども、そういう中で、ちょっとこの1年間どのような状況なんか、大きな問題抱える方とか、個人のプライバシーのことはいいんですけども、何か感じられるようなことってありましたら、お答えいただけたらいただきたいんですけども。

○議長（北岡 泰） 税務課長。

○税務課長（世古口和也） 延滞金につきましては、納付期限が過ぎましたら、その日から延滞金の計算日数が始まるわけでございますけれども、ただ、納税者にも色々事情ございまして、納税相談に見える方もございます。ただ単に色々分割の方法にしてほしいというような相談も色々ございます。その場合は分割で、とりあえず分割、本税分割でありますけれども、ただ延滞金はその分付いてきますよというような指導をさせていただいて、まずご本人さんの事情によって、まず本税をまず納める方向で色々努力していただくような相談の指導等は色々させていただいております。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） 皆さんね、色々事情があって税金の滞納というのが起こ

と思うんですけども、中にはなかなか、色々行政のほうも周知とかはされているんですけども、なかなかね、そういう相談に行けない。もう本当にぎりぎりどうにもならんようになってから、どうしようという方も私も何度か耳にしますので、そういう部分でもう一つその納税に関して、本当に困ったんなら大変なことになる前に相談行くというような体制をね、行政のほうもう少し丁寧に働きかけていただきたいと思います。こちらは要望でお願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） よろしいですか。

質疑される方がないので、これで議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第13号 平成25年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般、並びに議案書の41ページ、第2表繰越明許費、及び42ページ、第3表地方債補正を合わせてお願いします。

質疑される方はございませんか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） 斎の6ページでですね、土木費の都市再生整備計画事業費で、社会資本整備総合事業交付金事業で1,070万円というのが減額されています。で、確か説明聞きましたのが事業対象外というふうに私は聞かせてもらいましたんですが、あまり行政がやる場合にですね、色々こういう対象外というのはなかなか考えにくいと思うんですけども、どのような事業で、この事業がどうなったのかというようなところをご説明ください。

○議長（北岡 泰） 文化財保存活用監。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） 土木債という起債のことなんですけど、当初、国の補助金をもらって、それで残った分について9割が起債を借りれるということで試算しておりました。それで事業の内容によってですね、ソフト事業歴史的建造物調査、それから史跡の活用調査、これにつきましては起債の対象外ということがあとでわかりましたので、その分を含めて減額ということでさせていただきます。以上です。

○議長（北岡 泰） 奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

ということは、もうあとの残りは一財という考えでよろしいんですか。

○議長（北岡 泰） 文化財保存活用監。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） そうです。

○議長（北岡 泰） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第14号 平成25年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きますして、議案第15号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般並びに議案書の49ページ、第2表繰越明許費、及び第50ページ、第3表地方債補正も合わせてお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きますして、議案第16号 平成25年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般及び議案書の54ページ、第2表地方債補正、合わせてお願いをいたします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第17号 平成25年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第18号 平成25年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第18号の質疑を終わります。

議案第19号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第19号 平成25年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、収入支出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第19号の質疑を終わります。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答えがきました。
総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 土屋議員より、一般会計でご質問いただきましたAEDの効果でございますけども、1台当たりの単価で、旧のやり方ですと7,532円かかっておったものが、今回まとめて見積り合わせをとったところ、2,678円ということで、随分安くなりました。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） よろしいですか。
以上で、一括上程した各議案の質疑を終わります。

各議案の討論

○議長（北岡 泰） これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、討論されるようお願いをいたします。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから一括上程した各議案の採決を行います。

議案第12号の採決

○議長（北岡 泰） まず、議案第12号 平成25年度明和町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第13号 平成25年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第14号 平成25年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第15号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第16号 平成25年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第17号 平成25年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第18号 平成25年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第19号 平成25年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第25 議案第20号 土地の取得についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第20号 土地の取得について、その提案理由の説明を行います。

公共施設等整備用地として菊川鉄工所から多気東部土地開発公社が先行取得した土地につきまして、一部の土地を買い戻すため、地方自治法第96条第1項第8号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

それでは、議案第20号 土地の取得について詳細説明を行います。

議会資料の1-2-1をご覧くださいと思います。

右側に地図も付けさせていただきました。

それでは、本件は右の図面のように、平成24年6月に多気東部土地開発公社で先行取得しました赤線で囲む土地につきまして、多気郡農協に売却するため、普通財産として多気土地開発公社から町に一旦買い戻すものでございます。

物件につきましては左側の表の中でございます。大字齋宮法正寺1831の21、地目は原野6,390.99平米、その下でございしますが、佐田野塚924の枝90、原野2,043.48平米、佐田野塚の同じく924の91で原野1,067.14平米、合計面積は9,501.61平米でございます。

買い取りの相手方は多気東部開発公社で、価格は1億1,496万8,000円、平米当たり単価は鑑定価格で1万2,100円となっております。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

9番 乾議員。

○9番（乾 健郎） ちょっと今の総務課長の説明で、ちょっと確認をさせていただいたんですけど、ここの土地は多気郡農協へ売るために購入するわけですか。何というのですか、公共用地として買うわけではないんですか。その辺確認させてもらいます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

多気郡農協に売却するため、普通財産として多気土地開発公社から町に買い戻すものでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁おわかりました。よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） 今の関連質問ですが、先ほどの回答では回答になってないというので、もう一回お願いしたいんですが、どうして多気郡農協へ売る前にですね、多気東部開発公社を通じなければならなかったのか、それをお聞きしたいと思います。よろしく。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

まず、現在の所有は飯多多気東部土地開発公社の名義でございます。多気東部土地開発公社は町の委託を受けて、約4万1,000平米を先行取得させていただきました。手続き上、まず公社からJAに直接売るという行為は成り立ちませんので、まず町へその該当部分について普通財産として買い戻していただき、その後、処分のほうの次の議案があるというようなことでございます。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） それではいつも回答になってないと思います。それならその土地をですね、多気東部から買い戻してから、何でJAに売れないんですか。当然そうするんですが、何で多気東部を通じなければならぬのか、多気東部から何でJAに売ってですね、その代わりにお金はこれは明和町のもんですから、こちらへいただきますよという形がとれないのか。何で多気東部を通じなければならぬこの売買はできなかったのか、私はそれを聞いておるのやけど、なかなかその回答は多気東部を通じなければならぬ売買できない、通じてはできやんとかですね、ちょっとそれがなかなか回答になってないんですが、明和町に、明和町の土地になってから、JAへ売ってもいいわけですよ、当然。そしたら何でその多気東部はですね、多気東部を通じないかんわけですか。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 先ほど田辺議員がおっしゃられたような内容で進めさせていただくということで、私説明させていただいたつもりでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） どうしてそのもの、自分のものになるのにですね、どうして多気東部土地開発公社を通じてしか、この明和町は買えないのかということを知っているんであって、それを明和町にですね、明和町が何でその菊川さんからですね、直接明和町が買わずにですよ、何で東部土地開発公社を通じたかと言いますと、公共用地として売買やったらですね、町がそれのほうがスムーズに行くので、その多気東部を通じたんであって、それを除いたら今度は町が個人の土地をかうて、もう個人の土地をまた農協へ売らんならんと、これ二度手間どころか、そこで税金、所得税、売買取得税とかそういうのがかかってくるので、多気東部を通じてそういう税金を安くするためにお互いに。そういう手法をとったんと違いますかと聞いておるんです。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） そのような、こうどういったらいいんでしょうか、目的を持って取得したものではございません。あくまでも町がその当時売買目的もなしに4万1,000平米からの土地を取得するという事は法的にもできませんので、先行取得を目的といたしまして、町が5億1,000万円の貸し付けを行い、多気東部土地開発公社に先行取得を依頼するという契約をいたしました。その中で、多気東部土地開発公社が約4万1,000平米の土地を取得し、今回の議案につきましては、その中でJA多気郡に譲渡する部分の買い戻しをまず町へさせていただく、その中で名義を町に変えてから、町が普通財産としてJAに譲渡する。次の議案になるわけでございますけども、そういう形をとらせていただいておりますということでございます。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第20号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第20号 土地の取得についてを採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 多 数)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程～採決

○議長(北岡 泰) 日程第26 議案第21号 土地の処分についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(北岡 泰) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま上程されました、議案第21号 土地の処分について、その提案理由の説明を行います。

本件は、第20号議案に関連し、多気東部土地開発公社から購入した土地について多気郡農業協同組合に売却するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3

条の規定により、財産を処分することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

提案理由の説明書第22号とありますが、議案第20号でございますので、訂正のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

それでは、議案第21号 土地の処分について、その詳細説明を行います。

本件は、先ほど20号で説明いたしました用地を普通財産として、多気郡農業協同組合に売却するものでございます。

資料につきましては、先ほど説明させていただきました資料を使わせていただきます。1-2-1でございます。

物件は、先ほど申し上げましたとおり、齋宮法正寺1831の21、原野で、それを含んで3筆の9,501.61平米でございます。売却の相手方は多気郡農業協同組合、価格は1億3,872万3,506円でございます。平米単価につきましては鑑定価格で1平米当たり1万4,600円となっております。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第21号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第21号 土地の処分についてを採決します。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（北岡 泰） お諮りします。

先に可決されました議案第12号 平成25年度明和町一般会計補正予算（第6号）及びただいま可決されました議案第21号 土地の処分についてにつきましては、附帯決議案が提出されておりますので、これを追加日程第1として日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

◎発議第1号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 従って、追加日程第1 発議第1号 議案第12号平成25年度明和町一般会計補正予算（第6号）及び議案第21号 土地の処分についてに対する附帯決議を議題とします。

○議長（北岡 泰） それでは、議案を配布する間、暫時休憩といたします。

（午後 4時 48分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時 49分）

○議長（北岡 泰） 議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） お諮りします。

この議案につきましては、すでにご協議をいただいておりますので、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明は省略をいたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

阪井議員。

○11番（阪井 勇男） 全協において説明もされ、付託をするということで説明をきちっとしたところではありますが、そのおり、こちらで乾議員は反対をして見えるように思いました。しかし、ここで乾議員がこの賛成というところに入っておるのは、ちょっといかがなもんかと、私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） すみません。賛成でも反対でもですね、附帯決議を付ける

ということは、また別問題でございますので、何も問題がないというふうに考えておりますが。将来的に、詳細説明をきちっと求めますよという意味での附帯決議でございますので、皆さん方、賛成、反対色々ございますでしょうが、この附帯決議をお認めいただきたいというふうに思います。

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) よろしいですか。

質疑される方がないので、これで発議第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第1号 議案第12号 平成25年度明和町一般会計補正予算(第6号)及び議案第21号 土地の処分についてに対する附帯決議の採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

早速、町長部局へ提出をいたします。

なお、ただいま可決されました附帯決議につきましては、町長から発言の申し出がありましたので、発言を許可したいと思います。

町長。

○町長(中井 幸充) 今回の土地のJAへの売り渡しについては、さまざまなご意見を今までいただきました。それらを踏まえて、これからJAのほうと

色々この附帯決議の内容を尊重する中で、交渉なりいろんな形を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げ、お礼に代えたいと思います。

◎会議時間の延長

○議長（北岡 泰） お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

◎議案第22号から第35号の一括上程

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第27 議案第22号から、日程第40 議案第35号までを一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。従って、

日程第27 議案第22号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

日程第28 議案第23号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

日程第29 議案第24号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第30 議案第25号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第26号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第27号 平成26年度明和町一般会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第36 議案第31号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第37 議案第32号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第33号 平成26年度明和町介護保険特別会計予算
- 日程第39 議案第34号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第40 議案第35号 平成26年度明和町水道事業会計予算

を一括上程し議題といたします。

議案を朗読をさせます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

前の時計で20分まで。

あと1時間少しかかりますので、よろしく願いいたします。

(午後 5時 08分)

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時 20分）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） 時間の延長いただきまして、誠にありがとうございます。

平成26年第1回明和町定例会にあたり、平成26年度の行政運営に対する私の施政方針について申し述べ、議会ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本来ですと、お手元に提出をさせていただきました町長提案説明を朗読して提案する予定でしたが、時間の関係もございますので、要約だけさせていただき、提案に代えたいと思いますので、後ほどご一読のほうよろしくお願いを申し上げたいと、そのように思います。

私は、多くの町民の皆さんのご支援を賜り、「元気なまち」「信頼されるまち」「みんなが誇れるまち」を掲げ、2期、8年目の町政運営と予算編成を迎えることと相成りました。

この間、自然災害、特に東日本大震災をはじめ台風12号による紀伊半島の集中豪雨など、天変地異が相次ぎました。その中で、多くの犠牲者があった東日本大震災、釜石の奇跡と言われるような迫りくる津波の恐怖に耐え、自らの判断で躊躇なく避難した釜石の小中学生たちの行動力と、その背景となった防災教育、私たちが目指すこの自助・共助・公助が発揮される安全安心のまちづくりを進めるうえで、重要な指針とこのことは受け止めなければならないと、そのように思っておるところであります。

あらゆる分野で自治体行政の運営は大変厳しい状況にありますますが、私としま

しては、後段に書かさせていただきました、第5次総合計画に定めるまちづくりの理念である「人と地域の活力の創造を」を基本理念に、「歴史と文化と自然が輝き快適でこころ豊かな「和」のまち明和」を目指し、町民の皆様とともに元気で活力があり、幸せが実感できるまちづくりを進めるため、施策の具体化に全力投球をする所存でございます。

町を取り巻く情勢は、政府としましては、平成26年の予算編成方針を閣議決定しております。経済再生とデフレ経済脱却と財政健全化、そして社会保障・税一体改革を実現すると、このように打ち出しております。それに伴う部分につきましては、そこに記載をしてございますので、後ほどご一読をいただけたらと、そのように思います。

また一方、三重県においても、「三重県民力ビジョン」に基づき昨年からは観光キャンペーンをスタートさせ首都圏の営業拠点三重テラスで誘客促進や県産品の販路拡大を大いに推進をしていただいております。新年度は、観光施策や少子化対策、安全安心の県土づくり施策を重点化するという考え方が、鈴木知事のほうから示されております。

そういった中で、平成26年度重点化すべき政策分野について、私としましては、次の6点を進めてまいりたいと、そのように思いますので、基本的な考え方を述べさせていただきたいと思いますが、時間の関係上、項目のみとさせていただきます。

1つは、防災対策であります。

この中で、防災対策の拠点となる防災センターについてもですね、望ましい整備のあり方を検討をしていかなければならないと思っておりますし、地域防災計画の見直し、県のほうからも出されますので、自助・共助・公助の視点をもって、防災計画の見直しに取り組んでまいりたいと、そのように思います。

2つ目は、教育施設の面であります。

明和中学校は、基本構想をまとめていただきました。これからは建設検討委員会から出発をして、さらに具体的な建設に向けた取り組みを進めてまいりた

い、そのように考えます。

大淀小学校については少子化対策を受け、将来の学校規模、あるいは学校区の再編成なども含めた詳細な検討が必要でありますので、より専門的な見地からの検討を新年度は進めてまいりたい、そのように思います。

特に今回、町の子育て支援対策の一環として、こども園の完成に向けて進捗を図ると同時に、子育て部門を教育委員会事務局に統合し、2課体制として、保・幼・小・中まで一貫して施策展開ができるような体制の強化を図りたいということで、組織の一部見直しをお願いをしたところであります。

3つ目は、産業の振興であります。

記載のとおり、第一次産業の農業基盤整備のパイプライン化事業のほか、各種の施策を進めてまいりたい、そのように思います。

特に最後の段でございますが、農商工連携が一体となった6次産業化の起業に対する支援、これらを新しく予算をお願いをし、施策の取り組みを進めてまいりたい、そのように思います。

4つ目は、史跡齋宮跡整備の推進であります。

平成24年に認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づき、平成27年度に県のほうで予定をさせていただいております齋宮跡の実物大復元建物の完成に合わせ、その周辺整備を精力的に進めてまいりたい、そのように思います。齋宮駅の北側の改札口、あるいは休憩所の設置等々、向上計画に基づいて整備を進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

5つ目は、福祉・生活環境施策であります。

特に福祉分野では、社会保障制度の確立を図るための改革が色々と国のほうでも進められております。医療・福祉・介護事業の施策の推進、福祉サービス給付事業、障がい者福祉施策など、それらについて国の動向等を見ながら、積極的に推進をしてみたい、そのように思います。

6ページに、農業集落排水事業これが完成をいたしました。供用を開始し、平成26年4月からしてまいります。合わせてまた、新茶屋の一部が始まります

宮川流域下水道事業の整備、これらを積極的に進める中で、狭あい道路、基幹道路の整備など、生活環境整備を推進してまいりたい、そのように思います。

その中で、やはり行政改革というのは常に念頭に置いていかねばなりません。特に歳入面で色々ご意見をいただいております。納税しやすい環境整備、それを整えながら、収納効率を目指してまいりたいと思います。ふるさと納税、これらについても力を入れ、ネットでの電子決算制度を導入してまいりたい、そのように思います。

全般的には、わかりやすい行政を目指して、広報紙、あるいは行政チャンネル等、あるいは地区自治会長会議や日曜座談会等を活用して、町民の皆様の声を町政に的確に反映してまいりたい、そのように思います。

そういった中で、平成26年度の予算の概要は、一般会計で73億4,500万円、前年度比で3.9%の減となりました。

この要因につきましては、以下ずっと記載をしておりますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

特別会計、7つの特別会計を合わせますと、66億6,240万円という形になりました。前年度比4.1%の減となります。大きな要因としては農業集落排水事業における建設事業がおおむね終了をいたしました。

企業会計の上水道事業は7億7,120万円と前年度比27.8%の増となっておりますが、これは減価償却費と資産消耗費の増加が主な要因でございまして、内容的には前年度とほぼ同等の事業となっております。

これら平成26年度の総予算額は、一般会計、特別会計、企業会計の9つの会計を合わせますと、147億7,860万円で、前年度比2.8%の減となっております。

予算の詳細につきましては、総合計画で7つの大綱を設けておりますので、それに沿って簡単にご説明を申し上げたいと思います。

1つは、ともに支えあう地域福祉と健康のまちづくりということで、中段でございしますが、障がい者の皆様のさまざまな生活相談ニーズに対応するために、

障がい者生活支援事業、委託先を町社会福祉協議会に一本化し、適切な相談体制をとるよう今年はしていきたいと、そのように考えております。

また、心身障がい者福祉費で、本年4月にオープンするNPO法人どんと花が運営する障がい者グループホームにつきまして、スムーズに事業運営が進められるよう、立ち上げ期間に限って運営助成をしていくことといたしております。

また、次のページに入りますが、児童福祉総務費では、子ども子育て支援事業計画の策定委託料、これを今年度お願いをしております。来るべき子育て少子化時代を迎えて、子育て支援対策事業、記載のとおり色々なさまざまな形部分がございますので、精力的に進めてまいりたい、そのように思います。

成人保健対策推進費、中段でございますが、生活予防習慣等を予防するために、町民のライフステージに合わせたさまざまな施策を展開をしてみたい、そのように思います。

その中で、特に母子保健事業では、歯と口腔の健康づくり推進条例を制定いただきました。今後、この歯科衛生教育などの諸費用を見込む中で、健康づくりに努めてまいりたいと、そのように思います。

国民健康保険特別会計はですね、昨年から入院費の増加に伴う給付の伸びや、診療報酬の改定による影響を見込み、新年度は予算規模が28億円台と11%の伸びとなっております。その中で、国保制度の見直し、保険医療制度の維持と安定化のために、給付関係で平成26年4月から新たに70歳の誕生日を迎える方の窓口負担が特別措置の適用を受けずに、法律どおり2割負担に見直されることに相成りました。

また、高額療養費の所得区分の変更とか、あるいは次のページにもございますが、保険財政基盤の安定化にかかる見直し等々、さまざまな制度改革が出されております。国民健康保険につきましては平成28年度に经营主体が県へ移行されることも打ち出されておりますし、そういった意味で制度の抜本的な見直しに向けて、適切な対応ができるように努めてまいりたい、そのように考えて

おります。

介護保険の特別会計におきましては、平成29年4月までに、現在の要支援対象者の通所・訪問介護事業等すべて市町村へ移行される予定であります。これらを踏まえまして、新しい総合事業が開始されることとなっております。新年度はこれらの制度改正を踏まえつつ、平成27年度からの第6期の介護保険事業計画を策定してまいりたい、そのように思います。

その中で、介護予防事業では、新たに「脳の健康教室」これらを実施しながら、「はつらつ教室」や「えんがわお元気教室」などの事業と合わせまして、介護予防に積極的に取り組んでまいりたいと、そのように思います。

人権を尊重する思いやりのあるまちづくりという項目の中では、すべての町民の人権が尊重され、明るく住みよい明和町を実現するため、人権センターでは、福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点として気軽に立ち寄れるコミュニティセンターをモットーに運営をしております。

特に今年はずいぶん、11ページの冒頭でございますようにセンターの雨漏りがございますので、雨漏り防止、調理室の暖房器具の老朽化のための、そういった改修工事を計画をしております。

3つ目は、安全で人に優しい環境づくりのまちづくりであります。

特に交通安全対策、各種のグッズを交通安全物品などを活用しながら、啓発活動につなげていきたいと、そのように考えております。

また、今年度町内で月1回ではありますけれども、無料交通事故相談、これは被害者に対する相談でありますけれども、実施をしてみたいと、そのように思います。

災害対策費では防災アドバイザーや講演会の費用を見込んでおります。防災懇談会、これは対象地区を拡大して取り組んでまいりたいと思いますし、冒頭申し上げました地域防災計画は、県のほうの防災計画が改定されることを受けまして、大幅な見直しが必要であります。そのため、基本的な考え方を整理するために、予算の計上をお願いをしてきたところであります。

また、防災の備蓄品につきましては、特に福祉避難所として明和の里と、それからありんこを位置付けをさせていただきました。ありんこに設置した2基の防災備蓄コンテナに保管する毛布やカーペット、簡易トイレなどの備蓄用品の費用を、今回見込んでございます。

また、設備関係では、新たに気象庁や三重県と連携した土砂災害警戒情報システムも導入をしていくこととしております。

12ページに消防費を掲げてございます。啓発活動で随分と力を注いでいただいております明和町消防団の女性部を女性分団として、格上げする組織編成替えを行います。これからも防火防災の啓発活動にご尽力をいただけるものと、そのように思っております。

また、防犯対策費では、昨年度から年次計画的に町内1,500棟ある防犯灯のLED化に取り組んでおります。自治会が設置する防犯灯についてもですね、LED化を支援するために、蛍光灯管からの取り替えも補助対象に新たに加えることといたしております。

衛生費では、ごみの減量化対策、さまざまな活動をしておりますが、今年は後段のほうにございますが、災害廃棄物の処理計画を策定していくこととしております。東日本の大震災の教訓を得てですね、これらの計画についてもきちっと策定をしてまいりたいと、そのように考えております。

4つ目は、地域を支える活力のあるまちづくりということであります。

農林水産業費では、耕作放棄地対策の基本方針を策定していきたい。

農業振興費では担い手対策としての経営所得安定対策、特に青年就労給付金を見込んでおるところであります。

水田土地利用型農業では、引き続き水田利活用自給向上交付金や農地集積を推進するための水田集積事業助成金等を計上をしております。

農地費では、引き続き斎宮地区のパイプライン化で牛場線用水と斎明線用水の工事を進めることとしております。国営宮川2期事業の斎宮調整池の周辺整備、これは県営の水環境整備事業を導入し、今、地元のほうと色々と話を詰め

させていただいております。農地の多面的機能を守るためにということで、農地水の取り組みをしていただいております。16地区組織で取り組まれております、この農村環境保全活動を支援する資源保全地域協議会交付金も今年も計上をさせていただいております。

齋宮きららの森については、一部をメガソーラー用地として貸し出すこととし、ご理解をいただいておりますが、他の地区についても望ましい利活用を検討するための委託料を見込ませさせていただきました。

漁業基盤整備では、下御糸の漁港地域水産物供給基盤機能保全事業、これらを含めて平成26年度で何とか全体を完成をしていきたいということを目指し、事業の進捗を図っていきたくと思います。

商工費につきましては、地域に根ざした商工会、その商工会の活動に対する助成ということでこれからも支援をしてまいりたいと、そのように考えております。6次産業化の推進ということで、新たに助成制度を設けて、意欲のある生産者を支援することとしております。

観光費では、今年が伊勢神宮のおかげ参りの年にあたるということからも、昨年に引き続き、伊勢方面をはじめ県内でのPRに積極的に努めてまいりたいと思います。その新しい取り組みとして、めい姫のイメージソングを作成するための歌詞の公募経費や作曲・CD制作の委託経費を見込ませさせていただきました。また、めい姫をラッピングした観光PR用ワゴン車の導入やイベントでの出演機会が増えたために、めい姫の着ぐるみの2体目の制作をお願いをしたいと、そのように思います。また、現代版としてスマートフォンやタブレット端末を活用した、町の観光スポットを紹介するアプリなどの制作にも尽くしていきたいと、そのように思うところであります。

5つ目は、快適で機能的なまちづくりということでもあります。

1つは、町民バスが色々と議論になっているところでありますけれども、より望ましい町民バスのあり方についても、今年検討をしてまいりたい、そのように思います。

土木費では、色々ございますが、社会資本整備総合交付金事業により、さまざまな子どもたちの小学校の通学路の整備等々含めて取り組んでまいりたいと、そのように思います。

地籍調査は、国土調査法に基づき有爾中地区で進めております。これをさらに推進してまいりたいと、そのように思うところであります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、上御糸・下御糸処理区がこの4月から供用開始に向け、スムーズな運営が図られるよう事業推進を図ってまいりたい、そのように思っているところであります。

明和浄化センターは流入する汚水の増加が増えてきております。平成26年度から2カ年をかけて汚水処理施設の増設の工事に着手いたしたいと、そのように思います。

宮川流域下水道関連公共下水道事業、これは新茶屋地区の一部の本管工事を伊勢市に委託しましたが、町内においても本格的な事業の推進のため、平成26年から具体的な事業計画の策定に取り組んでまいりたいと思います。

合併浄化槽の新築にかかる設置の補助のうち、6分の1の町補助分は引き続き実施することといたしておるところであります。

また、上下水道の部門でございますけれども、料金の支払いにつきましては、コンビニでの支払いがいただけるようなシステムを導入するために、所要の経費をまた見込ませていただきました。

未来を築く豊かな人間性と文化を創造するまちづくりということで、特に教育費では、学習支援員の増員配置とか、あるいは生活相談員や巡回相談員を引き続き配置するということでの予算確保をさせていただきました。また、外国語指導助手の費用も見込んでおります。

ハード面では、小学校費で斎宮小学校のプールの施設改修、斎宮明星小学校の空調工事、また、みえ森と緑の県民税がこの4月から発足するわけですが、その交付金を活用して、三重県産材でつくった学習用机・椅子を年次的に導入していくこととしております。

中学校では、校舎建設計画の進捗を踏まえまして、耐力度調査を今年計画をさせていただいております。

また、保健体育総務費では、平成33年に開催予定の第76回の三重国体ソフトボール競技誘致に向けた各種活動を町体育協会に委託する経費を見込ませていただきました。

斎宮跡保存事業につきましては、先ほど申し上げました歴史的風致維持向上計画に基づき、その周辺整備を行ってまいりたい。記載のとおり坂本古墳群整備や斎宮駅の北口の整備等々のハード事業を進めてまいりたいと、そのように思います。

7つ目が、協働で築くあたたかいまちづくりということでございます。

企画費の中で、市町村交流を群馬県明和町と連携をさせていただいております。今回、埼玉県で開催される「ゆるきゃらサミットin羽生」に参加して、斎王役やめい姫でのPRを図ってまいりたいと、そのように思います。

また、ふるさと納税そういったものにつきましても、力を入れてまいりたいと、そのように思うところであります。

また、町が色々ご議論をいただいておりますが、多気東部土地開発公社で管理しているこの用地につきまして、新庁舎や防災センター等含めた整備のあり方やPFI方式も含めて、何とかこの遅ればせながらではありますけども、整備手法について検討もしてまいりたいと、そのように考えておるところであります。

以上、まだほかにもさまざまな取り組みを展開をしていく予定でございますけれども、我々としては精力的な取り組みを次年度も続けてまいりたい、そのように思うところであります。

予算の中で、明許繰越にかかる事業につきましては、国庫支出金を伴う事業として一般会計では、社会資本整備総合交付金事業の通学路整備工事や、下御糸漁協地域水産物供給基盤機能保全事業の東護岸改修工事、こども園の整備工事などが繰越事業として平成26年度に予算を執行することとしております。

以上、雑駁ではありますが、予算の詳細であります。新年度の予算は景気が回復基調に入りつつあるとされる中でも、地方においては税込増加が不透明な中で、消費税の導入や物価の上昇傾向で歳入歳出全般への複雑な影響が懸念されるという、財政環境が一層厳しさを増す中での予算編成と相成りました。

これらの施策を具体化するためには行政改革を推進し、財源の確保や事業の効率化、重点化、さらには事業の大胆な取捨選択、あるいは事業の実施期間の繰り延べなどをせざるを得ない時期も近づいております。急がねばならない政策課題は山積しておりますが、町民の皆様が希望を持ってやすらかな日々を暮らせるよう、町職員ともども頑張っておりますので、町民の皆様、議会の皆様にはより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、私の所信とさせていただきます。

なお、詳細につきましては別冊で当初予算編成資料を配布させていただいております。後ほどご覧いただきたいと思っております。また、教育行政方針につきましては、この後、教育委員長から説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

次に、一括上程されました予算以外の議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行財政改革と現下の町財政事情から、町長、副町長の給料等を引き続き減額するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第23号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例につきましても、行政改革と現下の町財政事情から、教育長の給料等を減額するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第24号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業集落排水上御糸・下御糸地区供用開始に伴い、新たに汚水処理施設名称笹笛処理場を設置するものでございます。また、平成26年4月1日からの消費税法改正による消費税率引き上げに伴

い、下水道使用料を改正するため、合わせて条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第25号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成26年4月1日からの消費税法改正による消費税率引き上げに伴い、下水道使用料を改正するための条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第26号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましても、同じように平成26年4月1日からの消費税法改正に伴い、水道使用料を改正するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、一括上程されました予算及び諸議案につきまして、この後、予算特別委員会が設置される予定であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 町長の説明が終わりました。

続きまして、教育委員長の説明を求めます。

教育委員長。

○教育委員長（水門 洋子） ただいま、町長から大変急いでお話されました。

手厚い教育予算の計上、感謝申し上げます。

教育行政方針はここでしかお示しする機会がございませんので、申し訳ございませんが、読ませていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

はじめに

文部科学省は、変化の激しいこれからの社会を子どもたちが生きるため、現行学習指導要領において、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育成することを目指しています。そして、次代を担う子どもたちのために、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりや、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見および早期対応）のための総合的かつ効果的な対策と組織的な取り組み、東日本大震災等の自然災害を教訓にした防災教育の充実等を求めています。

三重県は、次代を担う子どもたちが、自ら夢の実現を目指し、主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力（自立する力）とともに、グローバルな視点を持って、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力（共に生きる力）を、子どもたちに「今、求めている力」としています。そして、平成24年度から「みえの学力向上県民運動」が実施され、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識するとともに、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、一体となって子どもたちの学力の育成を推進しています。

当町においては、国・県の動向を見据えつつ、実生活への知識・技能の活用や課題発見・解決力、コミュニケーション力といった「今、子どもたちに求められている力」を意識しつつ、学校・家庭・地域による「学びと育ちの環境づくり」を進めていきます。さらに、学校現場の声を大切にしながら、「知・徳・体」のバランスの取れた子どもたちの育成を目指すとともに、社会教育も重視した教育行政に取り組まなければなりません。

取り組みの方針

学校教育では、子どもたちが生きていくうえで不可欠な基礎的・基本的な知識・技能に基づく確かな学力、たくましく生きるために必要な体力、他人を思いやり協調していくことができる「生きる力」を身に付けさせる教育活動を実践するとともに、喫緊の課題である学力向上の取り組みを推進します。

社会教育では、一人ひとりの能力を生涯にわたり最大限に発揮することができる環境を提供するため、文化・スポーツ活動の拠点となる社会教育施設の充実に努めるとともに、多様な学習活動を通じて、学んだ成果を地域で生かせる場の提供に努めます。

具体的には、次の6項目を重点項目として取り組みます。

1. 幼児教育の充実

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期における教育は、子どもたちの

心身の健やかな成長を促す上で、きわめて重要な役割を担っています。

そのため、（１）集団生活を通じて基礎的生活習慣や社会性を身につけ、豊かな人間関係が育まれるようにするため、家庭・地域との連携

（２）福祉行政との連携を深め、総合的な子育て支援や施設・設備・人的配置等の充実

（３）公開保育を実施し、保育研究会を開催することにより、教職員の資質向上

（４）幼保一体化の取り組みなど、今後の就学前保育・教育のあり方や施設整備計画について、具体的な施策の検討に取り組みます。

特に、引き続き、明星地区への認定こども園整備を進めていきます。

また、預かり保育を各幼稚園で継続実施するなど、子育て支援の充実に努めます。

2. 小学校・中学校教育の充実

変化の激しいこれからの社会を生きるために、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育てなければなりません。

それぞれの力をバランスよく伸ばしていくために、学習指導要領に基づき、確かな学力の定着と向上を図るとともに、外国語教育などの新しい時代に対応した教育や、特別支援教育を推進する必要があります。

そのため、

- （１）基礎的な知識・技能の習得と学力の育成
- （２）命の大切さや心の教育の充実
- （３）社会の変化に対応した教育の推進
- （４）特別支援教育の充実
- （５）開かれた学校づくりの推進
- （６）子どもの安全確保、防災教育の充実
- （７）就学・学習環境の整備と充実
- （８）教職員の資質の向上

に取り組めます。

特に、基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成に努めるなど、教育内容の改善を図ります。

学力の向上においては、全国学力・学習状況調査やC R T 2・学力検査を実施し、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、指導方法や授業内容の改善を図り、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導を展開します。

さらに、基礎的な知識・技能を身につけるため、長期休業中等の学校に補充学習の場を設置します。

学校給食においては、米飯給食を推進するとともに、地元の食材を使用する「地産地消」運動に取り組むなど、食育教育を充実します。

また、公開研究発表会を実施し、職員の資質向上を図るとともに、保護者や地域に開かれた学校づくりに取り組めます。

特別支援教育では、発達障がい等のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、きめ細かい適切な指導に努めます。また、保護者、地域、医療・福祉関係機関等とより連携を深め、一人ひとりの課題に対して早期の対応を行い、児童生徒が学校等で円滑な生活を送れるよう教育環境の充実に努めます。

学習環境の整備については、児童生徒が安全で安心できる施設の充実が必要なことから、海岸部の小学校の地震・津波対策と、耐用年数が残り少なくなっている中学校の校舎建設について、引き続き、具体的な検討を進めます。

また、猛暑対策としてエアコンの設置を推進します。

さらに、学校の多様な課題に対応するために、学校、家庭、地域の連携と協力による学校支援ボランティア活動の充実に努めます。

3. 人権教育の推進 人権教育では、今日、社会的な問題となっている「いじめ問題」「児童虐待」等の事件を厳しく受け止め、「人の命を大切にする」人権感覚や道徳観をしっかりと身につける学習や研修を、地域や学校・家庭等で取り組むことが必要不可欠です。

特に、「いじめ問題」にかかわっては、「明和町いじめ防止基本方針」の策定やいじめ防止のための組織の見直し等を進めます。

さらに、自他の基本的人権を尊重し合い、互いに認め合い、一人ひとりが大切にされる教育活動が重要になっています。

そのため、ご覧の3項目に取り組みます。

特に、小・中学校においては人権に関する授業公開や人権講演会を行うとともに、保・幼・小中学校の職員と地域住民、行政職員でつくる人権ネットワーク委員会の活動に充実に努めます。

4. 生涯学習の充実

生涯学習では、生活や教育水準の向上、自由時間の増大など社会の成熟化が進行する中で、知的・文化的・創造的活動への関心がますます高まっており、潤いと生きがいのある生活が求められています。

また、「学ぶ」だけから、学んだ成果を生かすために自主的・自発的に活動するための「学習の機会」と「場の提供」等の充実に努めなければなりません。

さらに、地域人材の養成と活用や団体・グループの活動を支援し、幅広い活動を促進するとともに、世代間を越えた町民相互の交流を育む生涯学習を目指します。

そのため、公民館活動の充実と図書館サービスの充実に取り組みます。

特に、公民館講座では、町民のニーズに対応する講座や短期講座の開設に努めます。また、ふるさと会館指定管理者との連携を密にし、多目的ホールの活用や読書の環境づくりに努めます。

5. 文化・芸術の振興

文化・芸術活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにし、生きがいの充実につながるとともに、人と人との新しい交流を生み出します。また、地域への愛着と誇りを持つことにもつながります。

町民誰もが、自ら積極的に文化・芸術活動に気軽に参加できるよう、各種文化団体と連携し、文化活動の活性化と継承を促進し、幅広い年代層における町

民の自主的な文化活動を支援します。

そのため、文化・芸術活動の充実、郷土の伝統芸能・文化の振興に取り組みます。特に、個人や文化サークルがそれぞれの活動を発展できるよう「発表の場」の充実を図ります。

6. 体育・スポーツの振興

体育・スポーツの振興では、町民が心身ともに健康な生活を過ごし、明るく活力に満ちた地域社会を形成するため、生涯にわたって子どもから高齢者まで誰もが身近に様々なスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、各種スポーツ事業の推進、環境整備、活動団体の支援に努めます。

そのため、ご覧の4項目に取り組みます。

特に、体育協会やスポーツ推進委員との連携強化を図ります。

また、2021年（平成33年）に三重県で開催することが内定した、第76回国民体育大会三重県準備委員会の取り組みに協力していくとともに、当町での競技開催にも取り組んでいきます。

以上、平成26年度明和町教育行政方針とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、この後、予算特別委員会を設置し、詳細な審査を行っていただく予定ですので、ここでの質疑は、町長、教育委員長の説明の範囲を対象に行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、質疑は一括上程した全議案について、町長、教育委員長の説明の範囲を対象に行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

◎予算特別委員会への付託

○議長（北岡 泰） お諮りします。

一括上程した各議案について、先日ご協議をいただきましたように、13人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、さらに詳細な審査をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、13人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託のうえ、審査することに決定いたしました。

○議長（北岡 泰） 委員名簿を配布する間、暫時休憩いたします。

（午後 6時 03分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 6時 04分）

◎予算特別委員会の委員の選任

○議長（北岡 泰） お諮りします。

ただいま設置されました、予算特別委員会の委員の選任につきましては、先
日ご協議いただきましたものに基づき、委員会条例第6条第1項の規定によっ
て、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、予算特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり、
選任することに決定しました。

名簿を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） ただいま決定しました、予算特別委員会の正副委員長を選
んでいただくため、直ちに委員会を開いていただきたいと思いますので、その
間、暫時休憩いたします。

委員会室でお願いします。

（午後 6時 05分）

（「異議あり」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） はい、阪井議員。

○11番（阪井 勇男） これ、この間の全協のおりですね、議運の委員長から、
もうは正副委員長は決定いたしましたと、このように私確か聞いたと思うんで
すが、時間このような状況の中で、無駄な時間も使うのではないかと、このよ
うに思いますので、いかがででしょうか。

○議長（北岡 泰） 今、阪井議員からご意見ございましたが、よろしいでし
ょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 皆さんが疑義がございませんでしたら、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 6時 06分）

◎予算特別委員会正副委員長の選任

○議長（北岡 泰） 予算特別委員会でご協議をいただきました結果、

委員長に 江 京 子 議員

副委員長に 田 邊 ひとみ 議員

が選任されましたので、ご報告をいたします。

なお、予算特別委員会は、3月の13日、14、17日の午前9時から開催をいたします。

なお、児島監査委員さんから、予算特別委員会への出席申し入れがありましたので、ご了解をお願いいたします。

また、平成26年度町単事業について、総務産業常任委員会に付託し、調査をしていただくことになっております。

◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

ご苦労様でした。

(午後 6時 06分)
